生活応援バンク
ろうきん

NAGANO ROKIN DISCLOSURE 2007

長野ろうきん
ディスクロージャー誌

いつもそばにいる“生活応援バンク”

「あなたの未来にもっど“ ろうきん ”」

働く人たちのお金を、働く人たち自身の手で、働く人たちのために運用する金融機関として、
長野ろうきんは昭和26年（1951年）に誕生しました。
企業のための金融機関はあっても、働く人のための金融機関がないという当時の金融制度のなかで、
働く仲間がお互いを助け合うために資金を出し合ってつくった協同組織の金融機関です。

ろうきんの理念

ろうきんは、働く人の夢と共感を創造する協同組織の福祉金融機関です。

ろうきんは、会員が行う経済・福祉・環境および文化にかかわる活動を促進し、人々が喜びをもって共生できる社会の実現に寄与することを目的とします。

ろうきんは、働く人の団体、広く市民の参加による団体を会員とし、そのネットワークによって成り立っています。

会員は、平等の立場でろうきんの運営に参画し、運動と事業の発展に努めます。ろうきんは、誠実・公正および公開を旨とし、健全経営に徹して会員の信頼に応えます。

長野ろうきんの概況

名　　称	長野県労働金庫
本店住所	〒380-8611長野県長野市県町523番地
電話番号	（026）237-3700
ホームページ	http://www.nagano-rokin.co.jp/
創　　立	昭和26年（1951年）12月
代 表 者	理事長　瀧澤　一夫
常勤役職員数	368人（男262人、女106人）
店　舗　数	20店舗、3出張所、6ローンセンター
会　員　数	2,225会員
間接構成員数	196,627人
出　資　金	1,851百万円
預金残高	463,060百万円
貸出金残高	263,203百万円

※常勤役職員数以下は平成19年3月末時点で記載しています。
※預金残高は譲渡性預金を含みます。

本誌は「労働金庫法第94条第１項において準用する銀行法第21条」、「金融機能の再生のための緊急措置に関する法律第7条」に基づき作成いたしました。

ごあいさつ

皆さまには、平素より私ども長野県労働金庫をお引き立ていただきまして、誠にありがとうございます。

さて、現在、日本経済は、息の長い景気拡大期にあり、長野県経済にあっても若干の懸念材料を抱えつつ総じて改善基調で推移しております。しかしながら、働く皆さまの生活実感は必ずしも良好な状況とは言えず、将来の不安をお抱えのように感じます。ご自身とご家族の生活を守り、そして充実させるために、金融機関の役割がますます重要になっていると感じているところでございます。

こうした環境の中、平成18年度は、経営の健全性を高めることはもちろんのこと、お客様にご満足や信頼をいただくことを第一に事業を行ってまいりました。また会員推進機構との連携強化を基軸に、資産形成・運用機能の強化、有利な融資商品・サービスの提供などに努めてまいりました。

平成19年度におきましても、働く方々に信頼され安心してご利用いただくことを目的として、良質で心のこもった金融サービスを提供すること、経営と財務の健全性を維持すること、加えて、社会的責任を着実に果たすことに、誠心誠意努力してまいります。新役員体制のもと、当金庫の「信頼性」と「社会性」を広くご理解いただき、末永くお取引をいただきますようお願い申しあげます。

なお、今年度も当金庫に対するご理解を一層深めていただくため、「長野ろうきんディスクロージャー誌 2007」を作成いたしました。この冊子は、当金庫の理念、事業方針、事業実績及び事業内容等を紹介しております。ご高覧いただければ幸いです。

平成19年7月

理事長　瀧澤一夫

C O N T E N T S

ろうきんの理念

ごあいさつ ……1

基本姿勢・全国ろうきんの実績と歩み …2

平成18年度の金融環境と事業の概況 …4

事業及び経営方針 ……6

コンプライアンス（法令遵守）の体制 …8

リスク管理の体制 ……10

社会的役割の発揮 ……12

トピックス ……14

組織・役員 ……15

預金業務のご案内 ……16

融資業務のご案内 ……17

自治体別協調融資 ……18

サービス・相談業務 ……19

手数料他 ……21

全国ろうきんの概況 ……22

ATM・CDネットワーク……23

長野ろうきんの沿革 ……25

店舗のご案内 ……26

資料編

資料編 ①［単体］……28

資料編 ②［連結］……45

索引（開示項目） ……53

ろうきんは働く人たちと共に歩む金融機関です。

ろうきんの基本姿勢

目的が違います

ろうきんは、働く仲間がつくった金融機関

ろうきんは、労働組合や生活協同組合の働く仲間が、お互いを助け合うために資金を出し合ってつくった協同組織の金融機関です。現在、多くの金融機関がありますが、働く仲間とその家族の生活が豊かになることを目的につくられた金融機関はろうきんだけです。働く人たちの暮らしを支え、快適で過ごしやすい社会づくりを目指します。

Rokin is the only labour bank.

運営が違います

ろうきんは、営利を目的としない金融機関

ろうきんは、労働金庫法という法律にもとづいて、営利を目的とせず、会員（労働組合・生活協同組合などの団体）の一人ひとりを主人公として、公平かつ民主的に運営されています。このろうきん独自の運営に共感する人たちの輪が日本中に広がり、今日における利用者は全国で900万人以上。労働組合や生活協同組合をはじめとした多くの働く仲間に支えられています。

運用が違います

ろうきんは、生活者本位に考える金融機関

ろうきんの業務内容は、預金やローン・各種サービスなど、一般の金融機関とほとんど変わりありませんが、すべての商品・サービスが働く人の目線で開発・運用されています。働く人たちからお預かりした資金は、働く人たちの大切な共有財産であるという考え方から、住宅・車・教育資金など、働く仲間とその家族の生活を守り、より豊かにするために役立てられています。

ろうきんは、はたらく仲間により、公平かつ民主的に運営されています。

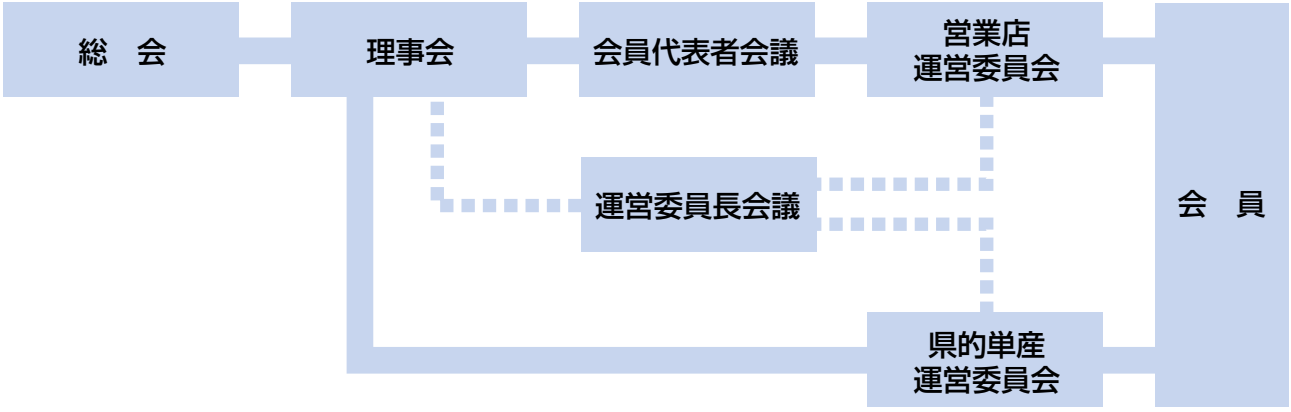

■全国ろうきんの実績

ろうきんは、1950年に誕生して以来、はたらく人の支持と社会的評価を受けながら、着実に発展し、預金量は地方銀行のトップを超える実力をつけてきました。

そして、新しい金融の時代へ、新しい福祉の時代へ向けて、さらに大きく飛躍しようとしています。

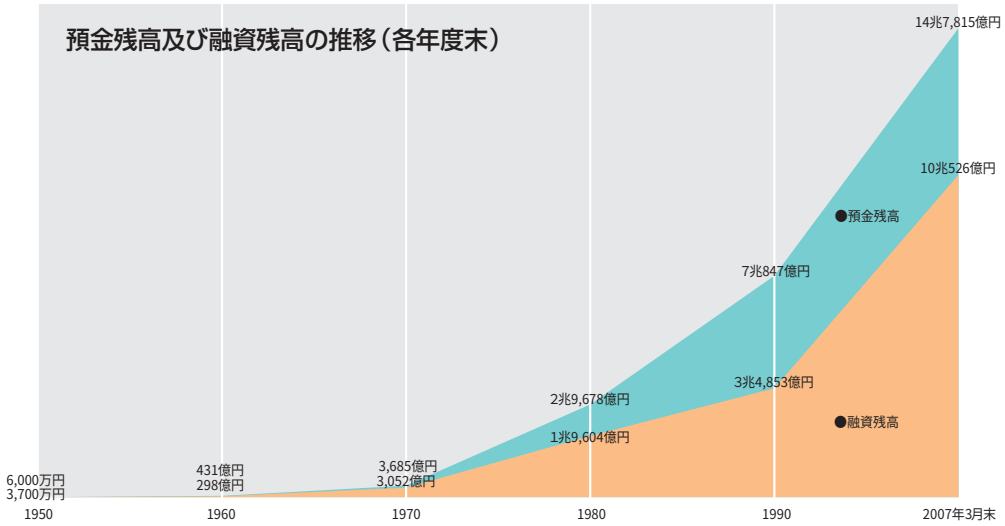

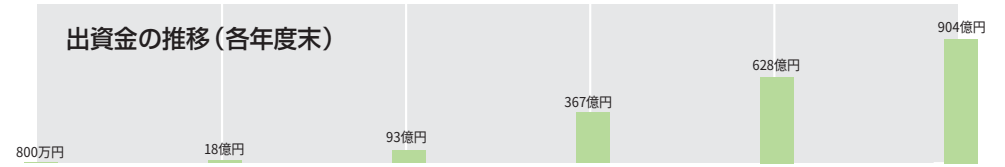

ろうきんの現状（2007年3月末）

店舗数	683店舗
出資金	904億円
常勤役職員数	10,622人
預金残高	14兆7,815億円
会員数	190,605会員
融資残高	10兆526億円
間接構成員数	9,884千人

■全国ろうきんの歩み

ろうきんは、はたらく人の暮らしを守り、生活を向上させることを目的とした唯一の福祉金融機関です。
はたらく人たちのさまざまな金融ニーズや福祉ニーズに応えるための努力をおこなっています。

1950	岡山と兵庫に最初の労働金庫設立
1951	（社）全国労働金庫協会設立／山陽電鉄労組に賃金肩代り融資
1952	炭労・電産ストに際し生活資金を融資
1953	労働金庫法施行／西日本水害関係・年末賃金関係等政府資金融資導入
1954	日鋼室蘭争議に際し生活資金を融資
1955	労働金庫連合会設立
1959	伊勢湾台風被災緊急融資／炭労・全逓支援預金運動
1964	新潟地震災害にともなう特別融資
1966	47番目の金庫、沖縄県労働金庫設立
1972	財形貯蓄「虹の預金」取扱開始
1978	ろうきん教育ローン実施
1982	財形年金取扱開始／国庫金振込事務取扱開始
1983	全国統一「サラ金」対策キャンペーン実施／労働金庫中央事務センター完成
1984	全銀データ通信システム加盟／全国労金為替オンラインシステム始動／国債利金預金口座取扱開始
1985	全国CDネット網完成・全国オンラインキャッシュサービス開始 統一教育ローン・市場金利連動型預金・自由金利型定期預金取扱開始
1987	両替業務取扱認可
1989	スーパーMMC取扱開始／労働金庫総合事務センター設立
1990	新オンラインシステム移行開始／全国キャッシュサービス（MICS）開始
1991	MICSのサンデーバンキング実施／スーパー定期取扱開始
1992	貯蓄預金・スーパー積金の取扱開始／労働金庫連合会の員外貸出の対象範囲拡大
1993	財形貯蓄の非課税限度額引上げ／老人等の利子非課税制度の限度額引上げ／定期性預金金利完全自由化
1994	21世紀委員会発足／国債直接窓販業務取扱開始 新基準労金変動金利住宅ローン発売／流動性預金金利自由化
1995	ATM土曜入金一部取扱開始／阪神・淡路大震災特別融資／ろうきん・震災遺児支援定期〈応援30〉新設
1996	「ろうきん・21世紀への改革とビジョン」決定／全国ろうきんの総預金量10兆円達成
1997	新総合事務センター稼働開始／ろうきんの新理念制定／社会貢献活動指針策定
1998	近畿ろうきん発足 「勤労者生活支援特別融資制度」取扱開始
1999	郵便局とCD／ATMオンライン提携開始
2000	東海ろうきん発足／デビットカードサービス開始／ろうきん郵貯ジョイントカード・相互送金サービス取扱開始 日本育英会奨学金の受取およびご返還の口座振替開始
2001	中央・四国ろうきん発足／北陸・九州ろうきん発足／インターネットバンキング取扱開始 ろうきん「Epiカード」発売／ATMの土曜、休日取扱時間の延長と5月連休稼働
2002	確定拠出年金業務の取扱開始（12金庫）・「ろうきん投資顧問㈱」が「ろうきんアセットマネジメント㈱」に社名変更（5月）・ろうきん相談所開設
2003	東北・中国ろうきん発足／新オンラインシステム全稼働 民放31社主催「24時間テレビ」協賛開始
2004	アイワイバンク銀行（現セブン銀行）との提携開始
2005	「ろうきん森の学校」開校
2006	バックアップセンター運用開始／「ろうきんWebお知らせサービス」の取扱開始 「ろうきん育児支援ローン」取扱開始／ICキャッシュカードの取扱開始
2007	新潟・静岡ろうきん統一システム「ユニティ」移行

金融環境

平成18年3月、景気回復の状況と消費者物価が緩やかながらも上昇に転じたことを確認しつつ、日本銀行は量的緩和政策を解除しました。7月には、無担保コールレート翌日物の誘導目標を0.25%に引上げゼロ金利政策を解除し、平成19年2月において、さらに0.25%引上げを実施し、自由金利環境下において初めて金利上昇局面を迎えました。こうした環境下、間接金融部門においては、リスク分散や収益確保の観点から、引続き住宅ローンをはじめとする個人ローン分野での市場競合が続きました。これに加え、市場金利の上昇に呼応する形で実施された「金利上乗せ定期預金」に代表される預金獲得競争も激しさを増しました。さらに、好調な株価動向や退職金運用ニーズ、プライベートバンキングの要請など、新たな金融サービスの充実を期待する動きも顕著となりました。

事業の概況

■会員・出資金

当金庫の事業基盤である団体会員は、新たに40会員にご加入いただきましたが、前年度比では24会員減少し2,225会員となりました。団体会員を構成する間接構成員数は、前年度比714人増加し、196,627人となりました。出資金の期末残高は1,851百万円となりました。

■預金・貸出金の残高推移

平成18年度の預金については期中増加額12,716百万円、増加率2.84%、期末残高は459,812百万円となり、貸出金については期中増加額13,385百万円、増加率5.35%、期末残高は263,203百万円となりました。

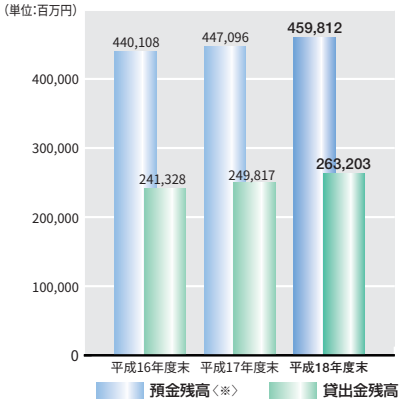

※譲渡性預金は含まない金額です。

■資産と負債・純資産の状況

お客様からお預かりした預金や出資金は「負債・純資産」として計上されますが、その負債のうち98.24%が預金です。

また、貸出金、預け金及び有価証券等は「資産」として計上されますが、資産のうち51.88%が貸出金で全体の約半分を占めており、次いで金銭信託・有価証券等が30.38%、現金・預け金等が15.73%を占めており、お客様よりお預かりした大切な資産は堅実な運用に努めています。

【資産】

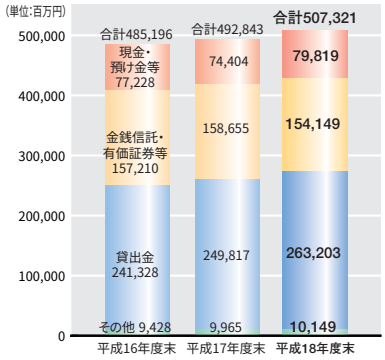

【負債・純資産】

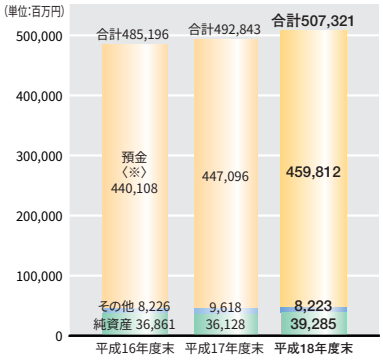

※預金は譲渡性預金を含まない金額です。

■収益の推移

市場金利上昇にあわせて有価証券ポートフォリオの入替を実施したことによる債券等売却損の計上等により、経常利益は1,357百万円で前年度比915百万円の減少となりました。貸倒引当金を取崩し特別利益に計上した結果、当期純利益は1,734百万円で前年度比114百万円増加となりました。

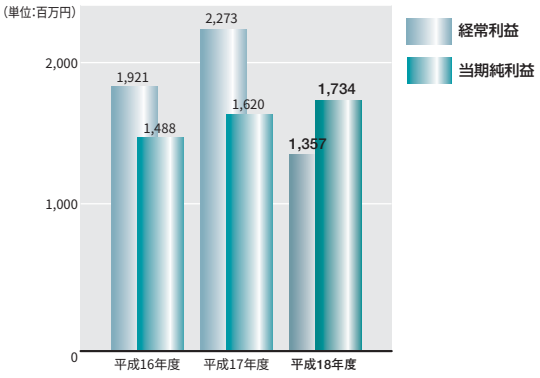

注：記載の数字は、金額の単位未満を切り捨てて表示しておりますので、合計と内訳が一致しない場合があります。

自己資本比率の高さが経営の安定性をみるポイントとなります。

■自己資本の額と自己資本比率 用語解説

自己資本額は、内部留保の積立等により38,701百万円となり、前年度に比べて2,765百万円の増加となりました。

新基準適用による自己資本比率は、17.42%となり、リスク・ウェイト等の変更により前年度比3.17ポイント増加しました。

（注）自己資本比率について、平成17年度以前は「旧基準」、平成18年度は「新基準」に基づき算出しています。
＜旧基準＞
労働金庫法第94条第1項において準用する銀行法第14条の2の規定に基づき、労働金庫及び労働金庫連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準（平成9年大蔵省・労働省告示第1号）
＜新基準＞
労働金庫法第94条第1項において準用する銀行法第14条の2の規定に基づき、労働金庫及び労働金庫連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準（平成18年金融庁・厚生労働省告示第7号）

長野ろうきんの安定性は、国内基準の4倍以上をクリア!

【自己資本比率】

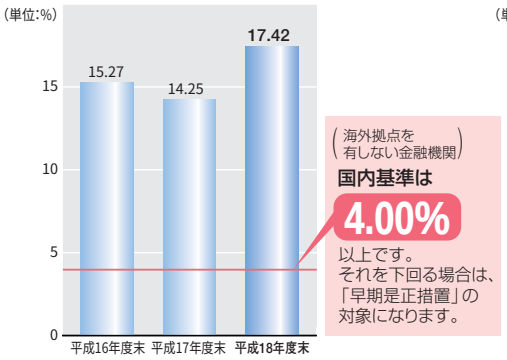

【自己資本の額】※

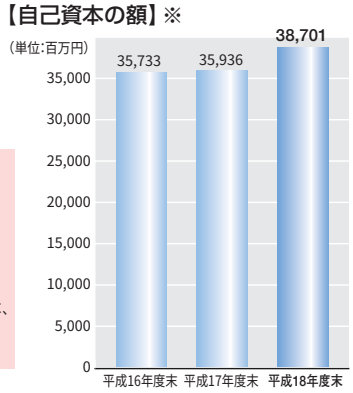

（※）上記「自己資本」は自己資本比率算出上の「基本的項目（Tier1）」となります。詳細は32ページをご覧ください。

金融機関の健全性を見るには、まず不良債権の状況を知る必要があります。

■リスク管理債権について 用語解説

平成18年度末における不良債権額等の状況は、「破綻先債権」、「延滞債権」、「3か月以上延滞債権」及び「貸出条件緩和債権」の合計で2,689百万円となり、総貸出金に占める割合は1.02%という低水準を維持しています。

また、「破綻先債権」、「延滞債権」、「3か月以上延滞債権」及び「貸出条件緩和債権」の合計額2,689百万円のうち、2,597百万円は担保や保証機関等の保証で債権の保全が図られ、62百万円は個別貸倒引当金にて引当てを行っていることから、もし万が一、これらの不良債権等が回収不能になったとしても費用負担を要するものはないことに加えて、一般貸倒引当金にて9百万円の引当てを行うなど、万全の保全措置を図っています。

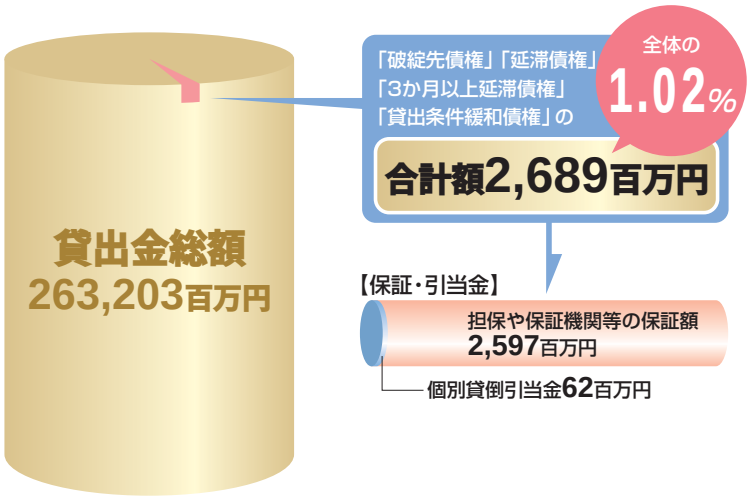

用語解説

●自己資本比率って何を表しているの？

総資産の中に占める自己資本の割合であり、自己資本の充実度を表す指標です。
ろうきんにおける自己資本は出資金と積立金等で構成されています。なお、ろうきんにおける自己資本比率の基準は、海外営業拠点を有しない銀行の自己資本比率基準（国内基準）が適用され、4.0%以上が必要とされています。したがって、自己資本の蓄積度が大きいことは、それだけろうきんの安全性が高いと言うことができます。（算出方法は32ページをご参照ください。）

●不良債権って何ですか？

AさんがBさんに100万円を1か月、利息5千円で貸したとします。翌月AさんはBさんに1,005,000円を返してくれと請求できる権利が「債権」であり、逆に返済しなくてはならないBさんにしてみたら「債務」となります。この1,005,000円が無事返ってくれば安心ですが、お金を返してもらえない状態になれば、それは不良債権と言えるでしょう。金融機関の不良債権にもいろいろあり、借り手（債務者）の状況で「破綻先債権」・「延滞債権」・「3か月以上延滞債権」・「貸出条件緩和債権」があります。

中期経営方針及び平成１９年度事業計画

中期経営方針　（平成18年度―平成20年度）

働く人に強く支持いただくために、取り巻く環境に的確に対応しつつ、会員及び地域のみなさまに良質で心のこもった金融サービスを提供し、かつ、健全な経営・財務内容も維持します。コンプライアンス態勢強化、環境問題への取組みのほか、福祉・文化にかかる活動の促進にも寄与し社会的責任を着実に果たしていきます。

取り巻く環境の変化

- 個人金融部門の市場競合
- 資産運用ニーズの高まり
- 高齢社会の到来
- 消費者金融ニーズの変化
- 労働組合組織率の低下
- 雇用形態の変化・多様化
- 自由金利下の金利上昇
- 自己責任による収益力・リスク管理の要請

平成19年度　事業計画

主要課題

良質な金融サービスをご提供いたします

＜金融サービスの充実【事業（取引量）の拡大】＞
☆住宅ローン、自動車ローンなど商品・サービスの拡充に加え、充実した相談体制により融資利用拡大の取組みを進めます。
☆月掛預金や一時金からのご預金を中心とする資産形成機能に加え、個人向け国債・投資信託などのサービスの充実など資産運用ニーズにお応えできる体制を整えます。
☆新人組合員から退職者（退職予定の方を含む）の皆様まで広くご利用いただける魅力的な金融機関となるための取組みを行います。
＜協同組織金融／勤労者福祉金融としての取組み＞
☆会員推進機構と強く連携した「生活応援運動」を事業運営の基軸とします。
☆組合員の多重債務問題に、会員の皆様とともに真摯に取組みます。

変化に対応しつつ経営・財務の健全性を維持します

＜コーポレートガバナンスの強化＞
☆高い倫理観に基づく事業運営を行います。
＜内部統制システムの整備＞
☆「内部統制システムの整備に関する基本方針」に基づき、理事及び職員の職務の執行を適正かつ効率的に行います。
☆正確で理解しやすい財務情報開示に努めます。
＜経営（財務）体質の強化＞
☆融資・預金残高の増強と適正な金利設定により経営体質の強化に努めます。
☆引続きコスト削減に努力するなど経営資源の最適配分を志向します。
＜リスク管理機能の強化＞
☆ALM委員会、オペレーショナルリスク管理委員会を充実させ的確なリスク管理運営を行います。
☆厳格な資産査定を通じて財務報告の信頼性を確保します。

社会的責任を着実に果たします

＜お客様信頼度の向上＞
☆お客様信頼度向上に資する業務技能（スキル）を有する人材を育成します。
☆お客様に対する説明責任を確実に果たします。
☆業務統制・事務管理体制を強化することにより事務水準の向上を図ります。
＜環境問題への取組み＞
☆環境ISOの取組みを継続します。
＜福祉・文化活動の実践＞
☆多重債務問題や子育て支援などを目的とする商品・サービスを提供します。

重点課題

会員の皆様と取組む課題

◇融資利用拡大の取組み
◇預かり資産の拡大
◇生涯継続利用の取組み
◇多重債務問題の取組み
◇推進機構との連携強化の取組み
◇未組織勤労者取引拡大の取組み

行動の指針

変革と創造～変わらない信頼のために私たちは変わり続けます～

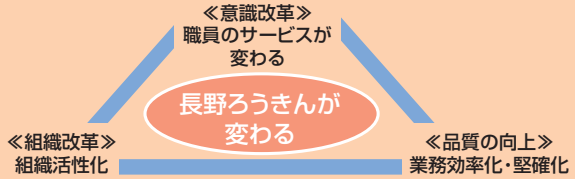

◇私たちは、常にお客様の立場で考え、良質で心のこもったサービスを提供します。
◇私たちは、お客様の満足をいただきつつ、会員と地域社会とともに成長を続けます。
◇私たちは、優しさと厳しさでお互いを高めあい、いきいきと業務にあたります。
◇私たちは、広く社会のルールを遵守します。

内部統制システムの整備に関する基本方針（抜粋）

内部統制とは、企業目的を達成するために欠かせない仕組みであり、経営者には、内部統制を構築するとともにその有効性と効率性を維持することが求められています。

当金庫は、平成18年12月の理事会において、労働金庫法ならびに労働金庫施行規則において規定される「理事の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制、その他金庫の業務の適正を確保するために必要なものとして内閣府令・厚生労働省令で定める体制」に関して、以下の基本方針（抜粋）を決議いたしました。

この方針は、当金庫の業務の適正性を確保するため、事業の有効性と効率性の向上、事業体の財務報告の信頼性確保、関連する法令遵守に向けた体制整備を進めるにあたっての基本的事項を定めたものです。

（1）理事の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当金庫は、「ろうきんの理念」及び「中期経営方針」に基づき、理事の職務の執行が、法令及び定款に適合するための体制を整えます。理事会は、「倫理綱領」「行動規範」等を含む「コンプライアンス・マニュアル」をはじめ、法令、定款ならびに社会規範を遵守する態勢を構築します。

（2）理事の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

理事会は、「理事会規程」「常務会規程」及び「文書等管理規程」等を定め、理事の職務執行に係る情報（総会・理事会・常務会等の議事録、起案書等）について、作成・保存します。

（3）損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当金庫は、事業運営に関する損失リスクを、信用、市場関連、流動性、事務、システム、法務、その他の各リスクに分類して、その評価と管理に努めます。

（4）理事の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

理事会は、理事の職務の執行が効率的に行われることを確保するために、「理事会規程」等経営に関する基本規程等を定め、これらの規程等に従い、意思決定を円滑に進めること、及び、牽制機能の発揮できる体制を整えます。

（5）職員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

理事会は、コンプライアンス・マニュアルやコンプライアンス・プログラム、その他コンプライアンス態勢にかかる規程を定め、法令及び定款ならびに社会規範を遵守した行動をとるための規範とします。

（6）監事がその職務を補助すべき職員を置くことを求めた場合における当該職員に関する事項

理事会は、監事会の求めに応じて、監事の職務の執行遂行を補助する体制を確保するものとし、理事長は、前項の体制を確保するため、監事と協議の上、必要な場合人員を配置します。

（7）監事の職務を補助すべき職員の理事からの独立性に関する事項

理事長より監事の職務を補助すべきと指名された職員は、監査業務に必要な命令を監事より受け、その命令に関して、理事や部門長等の指揮命令を受けないことはもとより、解任、人事異動についても監事の同意を得ることとします。

（8）理事及び職員が監事に報告するための体制その他の監事への報告に関する体制

理事会は、理事会等における決定事項のほか、当金庫に重大に影響を及ぼす事項、内部監査の実施状況、コンプライアンス・ホットライン制度等による通報状況及びその内容を、すみやかに監事に対して報告する体制を整備します。監事は、いつでも必要に応じて理事及び職員に対して報告を求めることができるものとします。

（9）その他監事の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監事は、会計監査人からの監査計画の概要を受領し、会計監査人が把握した内部統制システムの状況、リスクの評価及び監査重点項目等について説明を受け、意見交換を行うこと、また、必要に応じて会計監査人の往査及び監査講評に立ち会うほか、会計監査人に対し監査の実施経過について、適宜報告を求めることができるものとします。

（10）金庫及び金庫の子会社における業務の適正を確保するための体制

理事会は、当金庫及び子会社における業務の適正を確保するための体制を構築し、理事は、子会社において、法令違反その他コンプライアンスに関する重要な事項を発見した場合には、監事に報告するものとします。

法令等遵守体制を充実させ、厳正かつ透明な業務運営と自己責任による健全経営に努めています。

1 コンプライアンスに対する考え方

コンプライアンスとは、一般法令や庫内の規程・基準等はもとより、社会的に望ましいと認められる行動基準である社会規範を遵守することです。

社会的な存在であるおおよそすべての団体・個人が、経営行動を実践するうえで、あるいは日々の生活を営むうえで、このコンプライアンスを求められていることは言うまでもありませんが、公共性の高い金融業務を行う労働金庫とその役職員に対しては、より高いレベルのコンプライアンスが求められています。

また、「ろうきんの理念」にも掲げているとおり、労働金庫は、その事業を通じて、「会員が行う経済・福祉・環境及び文化にかかわる活動を促進し、人々が喜びをもって共生できる社会の実現に寄与すること」をめざしていますので、その経営姿勢には高い倫理性も求められています。

当金庫では、以上の考え方に立って、コンプライアンス基本方針と位置づけるものとして、前出の「ろうきんの理念」に基づいて、長野県労働金庫ならびに全役職員が遵守し、行動の指針とする「倫理綱領」を定め、コンプライアンス・プログラムの実践により、コンプライアンス態勢の確立に向けた様々な取組みを行っています。

2 法令遵守の体制

～当金庫では、以下の体制によって法令遵守の徹底に努めています。

（1）代表理事の業務執行等にかかわる法令遵守について

当金庫の理事及び監事は、全国労働金庫協会の主催するセミナー、研修等で研鑽を重ね、金融機関が公共的な使命を達成し、その信用を維持するために、組織内に法令遵守の精神を徹底することがいかに重要であるかについて深く認識しております。

その上で、理事は、理事会の意思決定とそれに基づく代表理事の業務執行の監督に積極的に参加しています。また、監事は、理事会へ出席し、定期的な監査により代表理事の業務執行をチェックしています。

監事監査のチェック項目はかなりの数に上りますが、法令遵守に関する事項としては、総会及び理事会の運営が法令に準拠したものとなっているか、決算が法令等に沿って実施されているかが代表的なものです。なお、監事監査の実施状況は以下のとおりとなっています。

〈監事監査の実施状況〉

実施期間：平成18年4月～平成19年3月
実施店舗：9店舗及び本部
延べ監査日数：14日

（2）預金、融資等の業務にかかわる法令遵守について

①当金庫では、営業部門と本部各部門の職員に対して、日常的にコンプライアンス統括部から法令遵守の指導を行うとともに、庫内外の会議、研修を通じて法令遵守マインドの醸成に努めています。

②また、内部の検査も重視しています。

当金庫では、厳正な内部管理体制の充実・強化を図るため、監査部を理事長の直接的な指揮下に設置しています。この監査部が定期的に各営業店（本部各部）に対して行う監査部監査と、営業店（本部各部）自らが行う自店検査の二つを柱として、相互牽制が十分はたらくように留意しながら、内部的なチェックを実施しています。

監査部監査と自店検査は、かなりの数のチェック項目に基づいて実施していますが、法令遵守に関する事項としては、会員加入申請や融資の審査結果に違法性はないかなどが代表的なものです。なお、内部的な検査の実施状況は以下のとおりとなっています。

〈監査部監査の実施状況〉

実施期間：平成18年4月～平成19年3月
実施店舗：20営業部店、6ローンセンター・出張所、本部（集中保管債権書類含む）、関連会社
延べ監査日数：135日

③その他、当金庫では、利用者からの苦情・相談や犯罪の発生に備えて、適切な対応を図ることができるよう、営業店を受付窓口とする処理体制や警察等関係機関への通報体制も整備しています。

金融商品に関する勧誘方針

当金庫は、金融商品の販売等に関する法律第8条に基づき、金融商品販売に係る勧誘方針を下記の通り定めます。

1. **お客様の金融商品に関する知識、経験、財産の状況及び契約締結の目的に照らし、適切な金融商品の勧誘に努めます。**
2. **お客様ご自身の判断でお取引いただくため、金融商品の内容やリスク内容等の重要事項を十分理解していただけるよう努めます。**
3. **お客様に対し断定的な判断を提供したり、事実でない情報を提供するなど、お客様の誤解を招くような勧誘は行いません。**
4. **お客様に金融商品をお勧めするに際し、お客様のご迷惑な時間や場所などでの勧誘を行いません。**
5. **本勧誘方針を役職員一同に徹底し、金融商品の販売、契約に関する法令などの遵守に努めます。**

■当金庫の個人情報保護法に対する姿勢

個人情報保護法とその趣旨を尊重し、個人情報保護方針に基づいたより厳格な情報管理を行います。

プライバシー・ポリシー（個人情報保護方針）

長野県労働金庫は、高度情報通信社会における個人情報保護の重要性を認識し、以下の方針に基づきお客様の個人情報の保護に努めます。

1．個人情報の取得について

当金庫は、お客様とのお取引やサービスを提供するため、適法かつ公正な手段によって、お客様の個人情報をお預かりいたします。

2．個人情報の利用について

（1）当金庫は、お客様の個人情報を、公表している利用目的あるいは取得の際にお示しした利用目的の範囲内で、業務の遂行上必要な限りにおいて利用します。

（2）当金庫は、お客様が所属する労働組合等（会員団体）との間で、お客様の個人情報を共用させていただいております。

（3）当金庫は、お客様の個人情報の取り扱いを外部に委託することがあります。委託する場合には、当該委託先について厳正な調査を行ったうえ、お客様の個人情報が安全に管理されるよう適切な監督を行います。

（4）当金庫は、お預かりした個人情報を、お客様の同意がない第三者への提供・開示はいたしません。

3．個人情報の管理について

当金庫では、お客様の個人情報が紛失・破壊・改ざん・漏えい・不正アクセスなどを防止するため、セキュリティ対策を講じて適正に管理いたします。

4．個人情報の開示・訂正・利用停止等について

お客様が、ご自身の個人情報について、内容の開示・訂正・利用停止等を求められる場合は、当金庫窓口（下記に記載のお問合せ先）までご連絡ください。

5．個人情報保護の維持・改善について

当金庫は、個人情報管理責任者をおき、お客様の個人情報が適正に取り扱われるよう、従業者への教育を徹底し、適正な取り扱いが行われるように点検すると同時に、個人情報保護の取り組みを見直し改善いたします。

6．個人情報等の法令等の遵守について

当金庫は、個人情報保護法などの法令等を遵守して、お客様の個人情報を取り扱いいたします。

7．　お問合せ先

≪長野県労働金庫業務統括部≫
TEL0120−625−371　FAX026−237−3767
受付時間平日9：00〜17：00
e−mail：johokanri@nagano-rokin.co.jp

長野ろうきんのコンプライアンス体制

理　事　会
法令等遵守を経営の最重要課題の一つとして位置付け、コンプライアンスに係わる基本方針及びコンプライアンス・プログラム等を決定します。

コンプライアンス委員会
コンプライアンス全般の状況を把握し、法令遵守態勢の構築・整備及び実効性の確保に努め、理事会及び監事会に報告します。

コンプライアンス統括責任者（専務理事）
コンプライアンスに関わる業務を日常的に遂行します。

コンプライアンス統括部
コンプライアンスに関する統括部門としてコンプライアンス統括責任者の命に基づき業務を遂行します。

コンプライアンス部店責任者（各部店室長）
コンプライアンス重視の組織風土を醸成し部店のコンプライアンス態勢の責任を有します。

コンプライアンスに関する報告・連絡・相談・調整

コンプライアンス部店担当者（各部店室次長）
コンプライアンスに係る指導・教育活動の実施、職員の理解度のチェックを行い、半期毎に報告書を提出します。

統合的リスク管理体制により
徹底した各種リスク管理に取組んでいます。

1 基本方針

金融の高度化、多様化、グローバル化が進む中で、労働金庫が直面するリスクは、量的に増大しているだけでなく、質的にも複雑化してきています。会員・利用者の皆様の期待に応え、労働金庫の事業を発展させていくためには、この増大し、複雑化するリスクを的確に把握し、収益の安定化と財務の健全化を図ることが重要になってきています。

当金庫では、リスク管理を重点課題の一つと位置づけ、その強化・厳正化に努めています。

2 信用リスク

与信先（貸出先等）やデリバティブ取引の相手方の信用状態の悪化による債務不履行リスク（貸出金や有価証券などの元本、利息が回収不能となるリスク）が、いわゆる「信用リスク」です。

（1）当金庫では、貸出や保証等の一般的な与信取引に係る信用リスク対策として、個別審査体制の強化、金庫全体のリスク管理体制の強化に努めています。

○個別貸出案件の審査体制については、営業推進部門の影響を受けない体制を整備したうえで、迅速かつ適切な審査が実施されるよう、営業店の審査スタッフの育成に努めています。また、営業店の決裁権限を超える案件については、本部の審査専門スタッフが審査を行うなど厳正な対応に努めています。

○金庫全体の信用リスク管理として、定期的に貸出金の自己査定を行い、信用リスクの量的な把握に努めているほか、延滞債権については、本部で集中管理するなどの対策をとっています。

（2）有価証券等、信用リスクを有するその他の資産についても、取得にあたって、金庫で定める資金運用規程に則って、信用格付機関が発表する格付等を参考に、信用リスクの回避に努めています。また、定期的な自己査定を行い、取得後の事情変化についても追跡管理しています。

なお、デリバティブ取引に内在する信用リスクについても、取引の時価をベースにしたカレント・エクスポージャー方式による管理を進めるなど、強化に努めているところです。

3 市場リスク

金融機関では、様々な金融商品を取り扱っています。金利、有価証券等の価格、為替など様々な相場が変動することにより、この金融商品の時価が変動し、損失を被るリスクが「市場リスク」です。

○金利リスクについては、運用、調達の資金別に金利更改日までの残存期間のデータを把握し、金利変動シナリオに基づいて、定期的なシミュレーションを行い、デリバティブ取引を含めた必要なヘッジ対策を講じる等、管理を強化しています。

○また、金利リスクのみならず、債券、株式相場の変動によって資産価値が上下する価格変動リスクと為替リスクについても、的確に把握しコントロールするように努めているところです。

以上の市場リスクの管理は、後に説明いたします流動性リスクの管理も含めて、ALM（Asset and Liability Management：資産負債総合管理）の中で行っています。

【ＡＬＭ委員会】

[目的]

資金の調達・運用を的確に行い、かつ適正収益を確保するために、資産・負債等及びそれに付随する諸リスクを総合的に管理し、金庫経営の健全性維持と安定的発展に資することを目的としてＡＬＭ委員会を設置する。

[任務]

ＡＬＭ委員会は以下に掲げる審議事項の分析・検討を行い、あらかじめ理事会より権限の委譲を受けた範囲において、リスク管理と適正収益確保に向けた最適行動指針の策定とその具体化に向けた諸施策・戦略について協議する。

①資金調達・運用基本方針及び金利運営方針
②資金の運用・調達構成と付随するリスクの分析・評価と対応
③金融・経済環境の分析及び金利動向の予測と対応
④市場性運用資産・負債に関するリスク管理
⑤計画対実績の評価と要因分析及び対応
⑥収益見通しの策定と対応策の検討
⑦資本に関する政策
⑧その他ＡＬＭに関する重要事項

また、リスク管理規程に定める信用リスク、市場関連リスク及び流動性リスクについて管理する。

[構成]

ＡＬＭ委員会は、代表理事、執行役員、総合企画部長、営業推進部長、業務統括部長、資金部長で構成し、専務理事を委員長とする。また、必要に応じて構成委員以外の者を出席させ、意見を聴取することができる。

4 流動性リスク

予期しない金庫資金の流出などが起こった場合、通常よりも著しく高い金利での資金調達を余儀なくされたり、市場での流通が不十分であるために、通常よりも著しく不利な価格での取引を余儀なくされることにより、金融機関が損失を被るいわゆる資金繰りリスクが「流動性リスク」です。

金庫業務全般において、様々な資金フローが発生しますが、

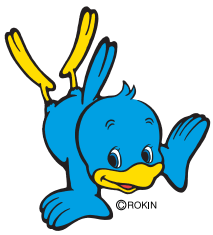

当金庫では、こうした資金繰りリスクについて、資金部において一元的に管理を行っています。また、前述したＡＬＭにおいて、定期的に資金収支計画を検討するなど、管理の強化に努めているところです。

5 事務リスク

金融機関では様々な業務を展開するなかで、現金、手形、証書などの重要物を取り扱っています。したがって、日常これらに接する金庫の役職員が正確な事務を怠ったり、不正が起こると、大きな事故につながる恐れがあります。このことにより金融機関が損失を被るリスクが「事務リスク」です。

事務処理手順、事務処理権限、事務管理方法などの厳正化に加えて、事務が正確にあるいはタイムリーに行われているかをチェックする内部監査を強化しています。具体的には、監査部による監査部監査と各部店による定期的な自主検査を実施しています。また、研修による職員の事務処理の習熟に努めるとともに、オンライン・システムのチェック機能の活用などによっても、事務の誤処理の発生防止に努めています。

6 システムリスク

金融機関では、多様な事務処理において、オンライン・システムなど様々なコンピュータ管理を行っています。このコンピュータ・システムがダウンしたり誤作動するなど、システムの不備等により金融機関が損失を被るリスクが「システムリスク」です。

（1）当金庫のオンライン・システムの運用・管理は、全国の労働金庫が共同で運営する労働金庫総合事務センターが行っています。同センターは、良質な地盤を立地として選定し、オンライン機器を設置した電算棟は建築基準法の定めの1.5倍の耐力保持が可能な設計になっているほか、免震床を採用するなど、コンピュータの転倒防止等の地震対策を行っています。電源設備の体制については、回線断線時にも他方からの受電を確保しているほか、3系統のＣＶＣＦ（無停電電源装置）の採用とバッテリー、2基の自家発電装置の組み合わせなどにより、停電や電圧低下対策を行っています。また、重要なデータ・ファイルの破損、障害への対策として、データ・ファイルを二重化するとともに、バック・アップを取得し、重要システムに必要なソフトウェア及び重要なデータの隔地保管を行う等、データの安全確保に努めています。また、バックアップセンターを同センターが被災したことを想定し構築しました。

（2）当金庫においては、システム保全のためにＣＶＣＦを設置し、電源の安定供給を確保しているとともに、重要なデータ・ファイルの破損・障害への対策としてデータファイルのバックアップの取得等を行い安定確保に努めています。また、「セキュリティポリシー」に基づいたセキュリティ・スタンダード等の具体化を図り、情報資産の適切な管理と保護強化に努めています。

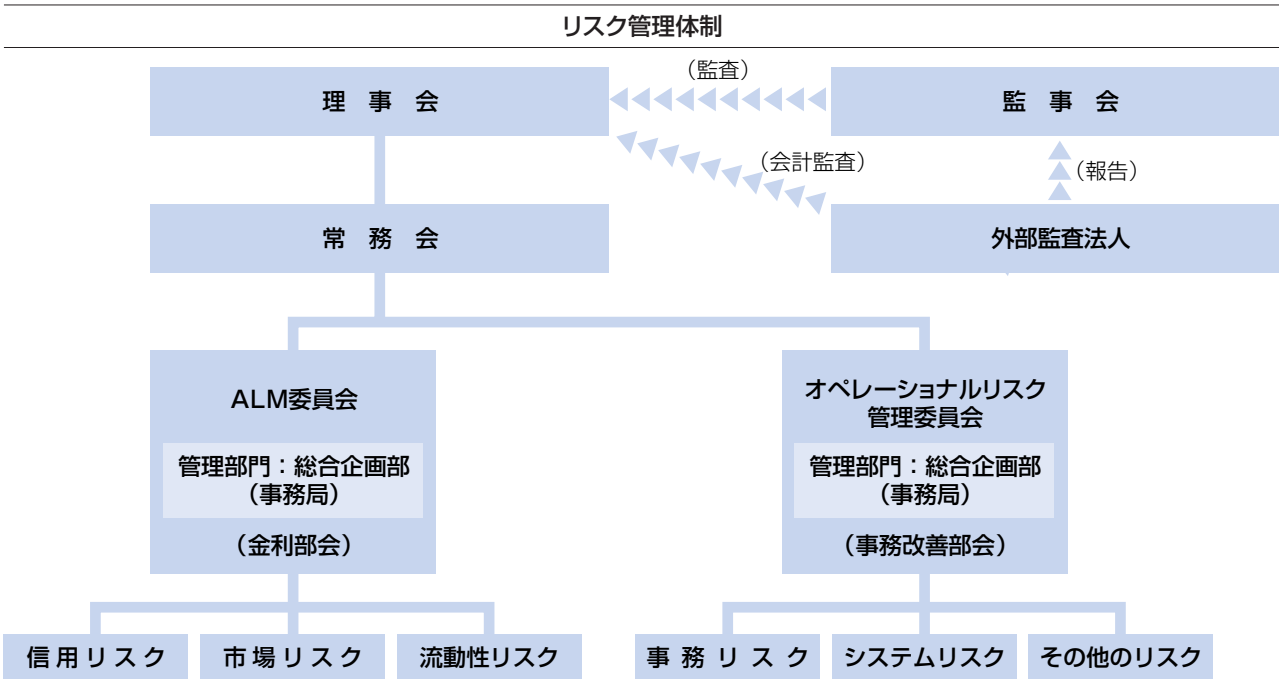

社会的役割の発揮

ろうきんは地域に密着した活動を通じ、皆様から愛される“生活応援バンク”を目指します。

■福祉活動支援

■平成18年度　NPO・ボランティア団体助成金制度

（順不同）

団体名	所在地	使　途	助成金額（円）
特定非営利活動法人　未来の風　療育センターらいふ	松本市	教材	154,000
NPO法人　わっこ自立福祉会 共働作業所　わっこ倉升	上田市	温度調節機	200,000
ねば杉っ子餅	下伊那郡根羽村	キッチンまわりの改築	200,000
特定非営利活動法人　ゆにばーさる	飯田市	パソコン・プリンター代	170,000
特定非営利活動法人　シニアのための財産と生活を守る会	松本市	DVD作成費	200,000
須坂要約筆記グループ　なっちょ	須坂市	スクリーン代	86,000
羽場祭礼同志会	上伊那郡辰野町	太鼓代	85,000
筑北村ボランティア連絡協議会	東筑摩郡筑北村	ミシン・アイロン代	96,000
NPO　ナルクながの	長野市	パソコン・プリンター代	172,000
NPO法人　ホットラインながの	長野市	サロン・パソコン・プリンター代	200,000
パソコン要約筆記サークル　ロゼット	長野市	パソコン代	200,000
合計11団体			1,763,000

当金庫では、勤労者福祉金融機関として、社会的役割を発揮するため、「NPO・ボランティア団体助成金制度」を創立50周年を機に創設しました。社会が抱えている生活や福祉などの問題解決に向け、地域で主体的に活動しているNPOやボランティア団体の活動を支援する目的で助成をしています。平成18年度は、11団体に総額1,763,000円（内訳は、労金寄付1,000,000円、ポイント制社会貢献コース還元763,000円です。）を助成し、有効にご活用いただきました。

■環境への取組み

■「ISO14001」の認証維持

【環境方針】

長野ろうきんは、金融業務を事業活動とし、その活動が環境に与える影響を正しく認識して、環境汚染の予防及び天然資源の保護を推進いたします。

1.環境マネジメントシステムを構築・運用し、以下の環境目的及び目標を設定、その継続的な見直し並びに継続的改善を約束いたします。
- ＊ 電気・ガス・上水の使用量削減
- ＊ 紙資源の使用量削減
- ＊ 廃棄物の発生量削減
- ＊ 地域の環境保全活動（清掃・美化活動等）の実施
- ＊ 環境配慮型商品・サービスの提供

2.当金庫に関連する環境法規則等を遵守いたします。

3.この環境方針は、全役職員に周知させるとともに、一般に公開いたします。

長野県労働金庫では、環境問題への取組みを「企業の社会的責任（CSR）」と「公共的使命」であることはもとより、企業活動の存続にかかわる必要条件と考えており、本店ビルを対象に環境マネジメントシステムの国際規格である「ISO14001」の認証を平成17年10月15日に取得し、これを維持しております。

■適正冷房実施とクールビズ対応

省エネルギーによる温室効果ガス削減を目的として、6月から9月末まで適正冷房を実施しております。本部・営業店とも冷房温度を27℃に設定し、服装については、原則ノーネクタイ、ノー上着の軽装（クールビズ）での勤務を実施しています。

■会員の皆様のご理解のもと、多重債務支援の取組みを行っています

当金庫は、会員・組合員の皆様に役立つための「生活応援運動」を展開しております。この「多重債務問題」を「生活応援運動」の重要な取組みのひとつと認識し、ご本人（組合員とそのご家族）・会員・ろうきんが一体となって、最適な解決手段を見出してまいります。

多重債務に苦しむ日々と決別し、自己の再生と家族の生活再建をスタートするために…

お金の問題は、だれにでも相談できるものではありません。
相談できるまでには、一人で思い悩み、苦しむ日々が続いたのではないかと思います。
「私の背中を強く押してくれる人がいたら…」「もっと私に勇気があったら…」と思いつつも、その一歩が踏み出せたらもっと早くに解決できたのにとお思いのことでしょう。
やはり、だれかに相談するには、自らの気持ちの整理と勇気が必要です。
多重債務の原因の多くに、消費者金融の過剰融資と法的な不備によるものがあげられますが、その背景で「家族」「夫婦」「親子」「職場」といった基本的な人間関係の基盤が崩壊していることも、この問題を複雑にしています。明らかに、その領域は個人の問題としての領域に留まらず、社会問題としての領域に達しているのです。
今日、目の前で生活破綻をきたし、苦しみ続けているのは、紛れもなく私たち《ろうきん》の大切な組合員のみなさんです。私たちがこの問題にかかわり、何よりも願うことは、自らを再生し家族との生活再建を実現し、平穏な生活を取り戻していただくことです。
《ろうきん》が多重債務に苦しむ相談者としっかり向き合い、対処・解決していくことは《ろうきん》の理念と照らしても当然のことであると考えています。
私たち《ろうきん》はそのためのお手伝いを喜んでお引き受けしたいと考えているのです。

step 1　全体把握をしてください。
借入総額等の状況を詳細に調査し、原因、経過を時系列に整理します。また、生活状況を把握するために財産や収入状況を確認し、現在の生活費を精査します。

step 2　真に返済すべき借入金の残高を確定します。
ほとんどのケースで利息の過払いが発生しているようです。本来、返済しなければならない金額を利息制限法の金利によって再計算して借入金の残高を確定していきます。

step 3　債務整理案の確定をしていきます。
最も適した解決方法を確定します。自分でできない解決方法であれば、司法書士や弁護士の支援を依頼します。

step 4　ろうきんの融資手続きの準備を開始します。
必要に応じて、「特定調停」や「任意整理」の手続きをしながら、同時に融資手続きの準備を行います。

step 5　ろうきんの融資を実行します。
法的手続きが終了して残高が確定した後に、事前に準備した融資を実行して該当の借入先に振込みます。

step 6　生活再建をスタートします。
新たな生活に基づいた生活をスタートします。生活費等を見直し、節約に努めていくことを基本として、安易な借金を避けるために、新しい預金計画もスタートします。

債務者支援フレームワークの概要

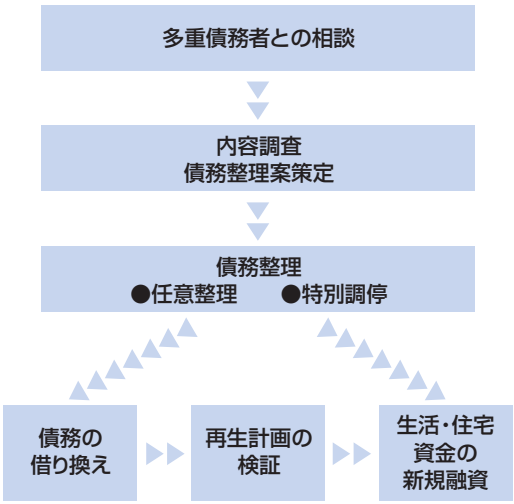

負債整理資金融資制度の概要

融資内容	融資限度額	返済期間	資金使途	勤続年数	保証人
負債整理資金融資制度	500万円	10年以内	多重債務整理に関わる借換資金	1年以上	不要

継続支援融資アシストの概要

融資内容	融資限度額	返済期間	資金使途	勤続年数	保証人
継続支援融資制度	200万円	10年以内	生活資金・住宅資金のうち自動車・教育・住宅・冠婚葬祭・福祉・介護などの資金使途が明確なものに限定します。	1年以上	不要

※保証機関の保証を受けていただきます。

■第３回合同運営委員会

平成18年6月6日（火）長野県松本文化会館中ホールにおいて、各営業店の運営委員の方177名に参加いただき、第3回運営委員研修を行いました。

①ろうきん運動をめぐる情勢と長野ろうきんの課題
②労働運動・労働金庫は新しい転換期を迎えている
を議題として意見交換しました。

■第１５回虹の会長野県交流集会

平成18年9月5日（火）松本東急インにおいて、県下20地区の「虹の会」から多数の方々にご参加いただき交流集会を開催し、各地区における様々な活動報告等をいただきました。県下における「虹の会」の会員数は13,769名となっています。（平成18年度末）

■平成１８年ろうきん・組合広報宣伝長野県コンクール

■「平成１８年ろうきん・組合広報宣伝長野県コンクール」入賞会員

	手書き部門	活字部門	WEB部門
最優秀作		日本電産サンキョー労働組合伊那支部	
優秀作	前田鉄工所労働組合	・日信工業労働組合 ・松下労連PAS労働組合松本支部	セイコーエプソン労働組合
佳作		・エスエスブイユニオン ・JAM平和時計労働組合 ・オムロン飯田労働組合 ・須坂市職員労働組合 ・富士電機グループ労働組合松本地区支部	通建連合トーシスグループ労働組合長野支部

■最優秀作品

日本電産サンキョー労働組合伊那支部

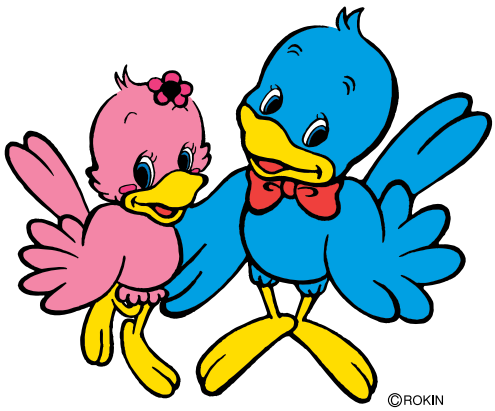

組織・役員

■組織

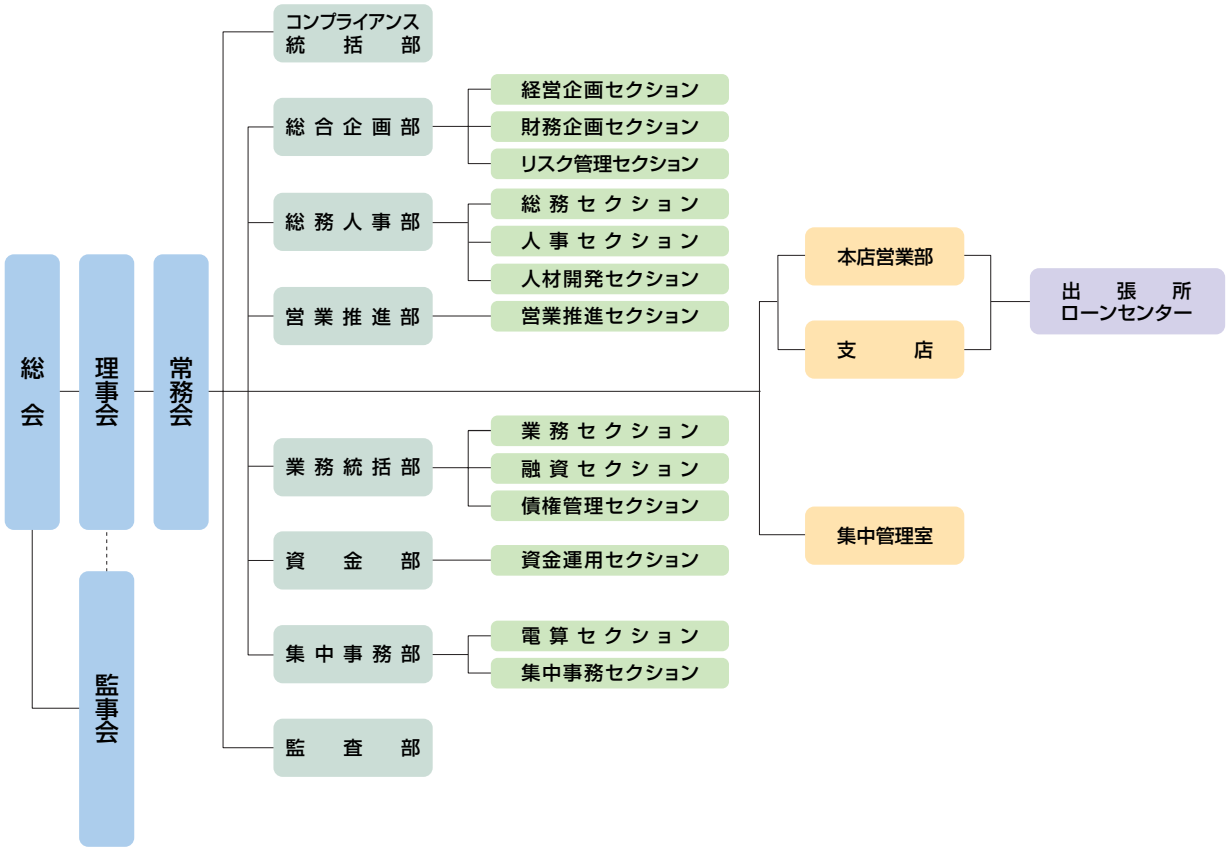

■役員

理事長	瀧澤一夫	電機連合長野地方協議会
専務理事	北原和則	員外
常務理事	市川育雄	員外
理事	今井一敏	ＪＡＭ長野
理事	奥原一由	ＪＡＭ帝国ピストンリング労働組合
理事	河原義治	ＪＡＭイースタン労働組合
理事	小林正昭	石川島汎用機械労働組合
理事	小湊繁	員外
理事	佐藤好一	エヌ・ティ・ティ労働組合上信越総支部長野分会
理事	瀧澤淳	上田日本無線労働組合
理事	塚平裕	飯田市職員労働組合
理事	中村明文	全日本自治団体労働組合長野県本部
理事	平井克己	セイコーエプソン労働組合まつもと支部
理事	宮島和一	新光電気労働組合
理事	三好雅彦	ルネサス東日本セミコンダクタ労働組合長野支部
理事	柳瀬一晃	昭和電工ユニオン大町支部
理事	横内裕治	松本市職員労働組合
理事	和平幸三	しなの富士通労働組合
常勤監事	松澤俊幸	員外
監事	大日方有司	アルピコ労働組合川中島バス支部
監事	軍司豪信	富士電機グループ労働組合松本地区支部
監事	佐藤豊	員外
監事	三浦敦男	長野県教職員組合

■常勤役員等の兼職

労働金庫法第35条（兼職又は兼業の制限）第１項における内閣総理大臣及び厚生労働大臣の認可を受けて兼職を行っている常勤役員はおりません。

預金業務のご案内

暮らしと夢をバックアップ。
あなたのマネープランをサポートします。

預金の種類		期　間	しくみと特徴	
総合口座	普通預金	自由	普通預金の便利さと定期預金の有利さを活かし、 さらに自動融資（定期預金の90%最高300万円まで）が受けられます。 マイプラン・ミニットをセットにすればさらに便利。 普通預金には無利息型（決済用預金）もございます。	
	定期預金 自由金利型定期	1・3・6か月、1・2・3・4・5・7・10年		
	定期預金 スーパー定期300	1・3・6か月、1・2・3・4・5・7・10年		
	定期預金 スーパー定期	3・6か月、1・2・3・4・5・7・10年		
	定期預金 ワイド定期	最長3年（期日指定）		
	エース預金	商品種類ごとに定められたお積立期間		
	ファミリー預金	商品種類ごとに定められたお積立期間		
貯蓄預金		お出し入れ自由	お預け入れ残高に応じて金利がステップアップする金額階層別金利が適用されます。	
通知預金		7日以上（払い戻しの2日前までにご連絡ください）	まとまったお金を短い期間でも有利に運用できる商品です。	
定期預金	年金定期	1年	年金をろうきんにご指定された方がご利用できる商品です。（300万円まで）	
	自由金利型定期	1・3・6か月、1・2・3・4・5・7・10年	1,000万円以上を最大限に活かす定期預金です。	預け入れから1年経過すれば、1万円以上1万円単位で一部解約が可能です。（最低預入金額を下回らない金額まで）
	スーパー定期300	1・3・6か月、1・2・3・4・5・7・10年 （1か月から10年未満の間で満期日指定可能）	300万円以上1,000万円未満のマネープランに最適な商品です。 3年以上のお預け入れの場合は半年複利型も選べます。	
	スーパー定期	3・6か月、1・2・3・4・5・7・10年 （3か月から10年未満の間で満期日指定可能）	300万円未満のお預け入れに、有利な定期預金。 3年以上のお預け入れの場合は半年複利型も選べます。	
	ハイパーΣ定期300 （据置型定期預金）	最長3年・5年	お預け入れ金額は300万円以上1,000万円未満で、お預け入れから6か月を経過すれば、 いつでも1万円単位でお引き出しが可能です。（預入金額が300万円を下回らない金額まで）	
	ハイパーΣ定期 （据置型定期預金）	最長3年・5年	お預け入れ金額は1万円以上300万円未満で、お預け入れから6か月を経過すれば、 いつでも1万円単位でお引き出しが可能です。	
	ワイド定期 （期日指定定期預金）	最長3年	1年複利の定期預金でお預け入れから1年を経過すれば、1万円以上の一部払戻しが可能です。	
	変動金利定期預金	1・2・3年 （1年から3年未満の間で満期日指定可能）	金利情勢に合わせて半年ごとに金利が変動する定期預金です。 お利息は、半年複利で計算されます。	
財形貯蓄	財形住宅	5年以上	住宅の新築、購入、増改築のために積み立てる預金です。	両方合わせて550万円まで非課税。
	財形年金	5年以上	将来（60才以降）に備えて、年金源資を貯える預金です。	
	一般財形	3年以上	積み立ててから1年を経過すれば残高の一部を自由にお引出しが可能です。	
エース預金	一般型	お積立て期間は自由	3つのタイプから目的に合ったものをお選びください。	
	満期日指定型	3年以上		
	年金受取型	3年以上		
ファミリー預金		3か月以上	大きな目標も毎月、ボーナスのお積立てで無理なく達成。	
定期積金		6か月（5回）以上 5年（60回）以内	自動車税・車検・旅行などを目的に毎月一定額を積み立てます。	

■便利なサービス

■インターネットバンキング
モバイルバンキング

インターネット接続パソコンや携帯電話（i-mode、EZweb、Yahoo!）からインターネットを通じて、普通預金口座からの振込み、振替え、残高照会、入出金明細照会、エース預金の預入れ・お引出し、ローンの残高照会・口座照会などの便利なサービスがご利用いただけます。

料金払込サービス（ペイジー）もご利用いただけます。

■ろうきん財形・エース
電話振替サービス

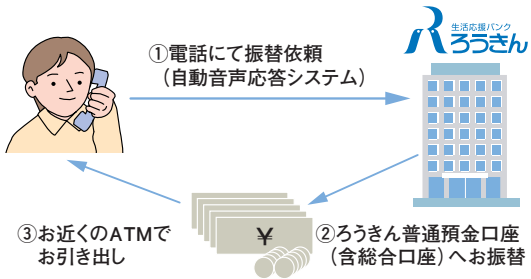

ZATTSとは電話により音声自動応答装置を介して、一般財形・エース預金からご指定のろうきん普通預金口座（本人名義に限る）への振替及び一般財形・財形住宅・財形年金・エース預金の残高照会が可能となるサービスです。

◆受付時間／8:00～21:00
◆休　業　日／1月1日～3日、5月3日～5日（除く、日曜日）

融資業務のご案内

それぞれのライフステージに合わせて、ローン商品をラインナップ。

ローンの種類		使　途	ご融資限度額	ご返済期間	しくみと特徴
無担保ローン	カードローン ミニット	自由 ※事業性資金、投機的資金、他クレジット会社等の借換え資金を除きます。	50万円		ご利用限度額（極度額）の範囲内で繰り返しご利用いただけます。
	カードローン マイプラン		300万円		
	カードローン ふれ愛マイプラン		150万円		①身体障害者手帳の交付を受けている方 ②その方と生計を一にする方
	カードローン 新型自動貸越サービス		50万円		ご契約のご利用枠の範囲内なら、普通預金残高が不足してもいつでも何度でもご利用いただけます。
	フリーローン「MATCH」		300万円 （会員以外の方は100万円）	10年以内 （会員以外の方は5年以内）	お申し込み簡単で、手続スピーディー。
	多目的ローン	物品購入資金、旅行資金、医療費、結婚資金などに	500万円	10年以内	ライフプランに合わせ、様々な目的にご利用いただけます。
	カーライフローン「車天狗」	車に関する費用			車・バイクの修理、免許取得費用等にもご利用いただけます。
	教育ローン「一直線」	教育関係費用全般に			固定金利型は5年を限度に元金据置方式（利息のみ返済）がご利用いただけます。当座貸越型もございます。
	年金ローン	生活資金から住宅資金まで	年間年金受取額か200万円のいずれか低い金額	5年以内	年金の受給者で、ろうきんに年金の受取口座を開設している方がご利用いただけます。
	スーパーリフォームローン「リフォーム宣言」	新築、増改築及び土地購入等住宅資金に	1,000万円	15年以内	住まいのリフォーム全般にご利用いただけます。
	福祉ローン	教育資金や車の購入など目的に応じた資金、介護機器の購入など介護に必要な資金、介護・育児休業中における生活費	500万円 （介護、育児休業中における生活費は100万円）	10年以内 （介護、育児休業中における生活費は5年以内）	母子家庭の方、身障者手帳を保持している方、身体障害者の方と生計を一にするご家族、介護を必要とする方と同居しているご家族、介護・育児休業中または取得する方がご利用いただけます。
	育児支援ローン	・育児期間中（妊娠から小学校入学前）の子育てに関する費用 ・育児休業中の生活資金の補填	100万円 （育児休業中における生活費は36万円）	5年以内	育児期間中の勤労者の方及び育児休業中の方がご利用いただけます。
	災害救援ローン	・被災による家財道具購入費、傷病の入院・治療費、車両の買替・修繕費用、災害復旧に要するその他生活資金、及び、当座の生活資金 ・被災住宅の修理・改修などの復旧工事費、災害による住宅の建替費、代替住宅の購入費	500万円	15年以内	不幸にして災害に罹災された方に対して、低利な救援資金がご利用いただけます。
	退職金一括返済ローン	生活資金から住宅資金まで	退職金仮計算額の範囲内か1,000万円のいずれか低い金額	5年以内	定年退職日まで5年以内の方、元金据置方式（利息のみ返済）で期日に一括ご返済いただきます。
	無担保借換えローン おまとめ君	他金融機関から複数ローンの一本化・借換え	500万円	10年以内	ろうきんの会員に属する組合員の方の限定商品。
有担保ローン	固定変動選択型住宅ローン「選択宣言」	新築・増改築・土地購入など住宅資金全般	7,000万円	35年以内	固定金利型と変動金利型をご自由に選べます。
	金利上限付変動金利型住宅ローン「キャップローンミラクル6」			20年以内	上限金利付の安心感はそのままに、6タイプのキャップローンからご利用いただけます。
	すまいるパッケージ	新築資金など	公庫融資と合算で所要資金の8割以内	35年以内	住宅金融公庫との協調融資です。
	フラット35	新築、中古住宅購入	100万円～8,000万円	15年以上35年以内	住宅金融公庫の証券化支援事業を活用した長期固定金利型の住宅ローン。
	災害救援ローン	・被災による家財道具購入費、傷病の入院・治療費、車両の買替・修繕費用、災害復旧に要するその他生活資金、及び、当座の生活資金 ・被災住宅の修理・改修などの復旧工事費、災害による住宅の建替費、代替住宅の購入費	5,000万円	15年以内	不幸にして災害に罹災された方に対して、低利な救援資金がご利用いただけます。
公的資金		住宅金融公庫・雇用能力開発機構教育融資・国民生活金融公庫教育融資			

■新商品

■「NPOサポートローン」新発売（2007年4月2日より）

地域の福祉活動等に大きな役割を担うNPO法人の活動を財政面から支援することを目的とし、福祉金融機関としての社会的役割を発揮するため、新たに「NPOサポートローン」を発売いたしました。

自治体別協調融資

ろうきんと各地方自治体との協調による、地域勤労者の福祉の充実に役立つ低利な融資制度です。

自治体名	制度の内容			
	使途	限度額（万円）	利率（%）	期間
長野市	車購入	150	1.95	10年
	生活資金（車購入を除く）	300		10年
須坂市	生活資金	200	1.95	10年
高山村	生活資金	100	1.95	5年
小布施町	生活資金	100	1.95	5年
信濃町	教育をはじめとして子育てにかかわるもの	100	1.95	5年
中野市	生活資金・教育・医療・冠婚葬祭等	100	1.95	5年
飯山市	生活資金・教育・医療・冠婚葬祭等	100	1.95	5年
千曲市	生活資金・教育・医療・冠婚葬祭等	200	1.95	10年
坂城町	生活資金	100	1.95	5年
上田市	生活資金	100	1.95	5年
青木村	生活資金	100	1.95	5年
小諸市	教育・医療・災害	100	1.95	5年
	冠婚葬祭・生活資金	100超200		10年
佐久市	生活資金・教育資金・車購入	200	1.95	10年
大町市	教育・医療・災害・冠婚葬祭 生活資金・土地購入	100	1.95	5年
	住宅建設・増改築資金	300		10年
池田町	教育・医療・災害・冠婚葬祭	100	1.95	5年
	生活資金・住宅建設・土地購入	100超200		7年
松川村	教育・医療・災害・冠婚葬祭	100	1.95	5年
	生活資金・住宅建設・土地購入	100超200		7年
松本市	生活資金・医療・車購入・冠婚葬祭等	200	1.95	10年
波田町	生活資金・医療・車購入・冠婚葬祭 新築・増改築資金	200	1.95	7年
山形村	生活資金・車購入・新築・増改築資金	200	1.95	7年
安曇野市	生活資金・医療・車購入・冠婚葬祭等	200	1.95	5年
塩尻市	教育・医療・車購入 冠婚葬祭等・住宅資金	200	1.95	7年
朝日村	教育・医療・車購入 冠婚葬祭等・住宅資金	200	1.95	7年
木曽町	生活資金	200	1.95	10年
上松町	生活資金	50	2.12	3年
		200	1.95	10年
南木曽町	生活資金	200	1.95	10年
木祖村	生活資金	200	1.95	10年
王滝村	生活資金	200	1.95	10年
大桑村	生活資金	200	1.95	10年

※融資は市（町・村）内に1年以上居住し、市（町・村）税を完納している方が対象になります。
注1：諏訪市は市内に住所を有し、市税を完納している方が対象となります。
注2：茅野市は市内に居住している方が対象となります。
注3：飯田市は市内に居住し、市税を完納している方が対象となります。
※別途保証料が必要になります。

自治体名	制度の内容			
	使途	限度額（万円）	利率（%）	期間
岡谷市	生活資金・教育資金	200	1.95	10年
	介護休業者の生活資金又は介護に必要な資金	200	1.00	介護休業期間（最高1年）終了後10年以内
下諏訪町	生活資金・教育資金	200	1.95	10年
諏訪市（注1）	生活資金	200	1.95	10年
茅野市（注2）	生活資金	200	1.95	10年
富士見町	生活資金	200	1.95	10年
原村	生活資金	200	1.95	10年
伊那市	生活資金	150	2.15	5年
辰野町	生活資金	50	2.15	3年
		50超150		5年
箕輪町	生活資金	150	2.15	5年
南箕輪村	生活資金	150	2.15	5年
駒ヶ根市	生活資金	150	2.15	8年
		150超200		10年
宮田村	生活資金	50	2.15	3年
		50超100		5年
飯島町	生活資金	200	1.95	5年
中川村	生活資金	100	2.15	5年
飯田市（注3）	生活資金	150	1.95	8年
	教育資金	300		10年
松川町	生活資金・教育資金	100	1.95	5年
高森町	生活資金・教育資金	100	1.95	5年

平成19年4月1日現在

ろうきんならではの幅広いサービス。

■ローンセンターのご案内

各本支店のご融資窓口はもちろんのこと、県下7か所に展開するローンセンターでは、経験豊かな専門スタッフが、住宅・土地購入資金、リフォーム、住宅ローンの借換、カーローン、教育資金など、あらゆるローンに関するご相談にお応えします。

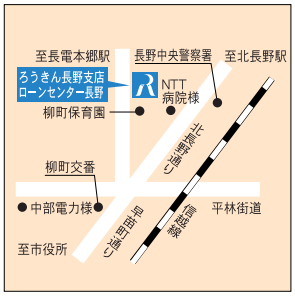

ローンセンター長野

長野市三輪1-2-11
TEL（026）263-3688

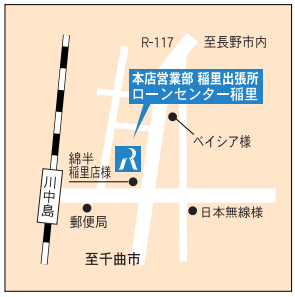

ローンセンター稲里

長野市稲里1-6-7
TEL（026）285-7600

ローンセンター松本

松本市双葉12-62
TEL（0263）28-1822

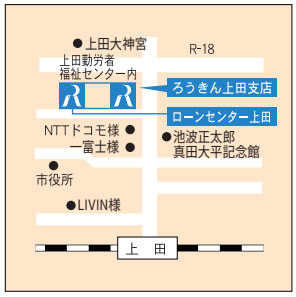

ローンセンター上田

上田市中央4-9-1
TEL（0268）29-8800

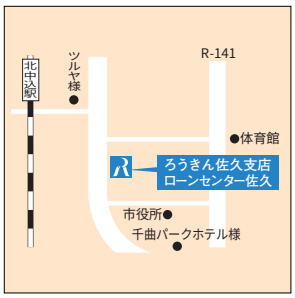

ローンセンター佐久

佐久市中込3123-2
TEL（0267）62-8591

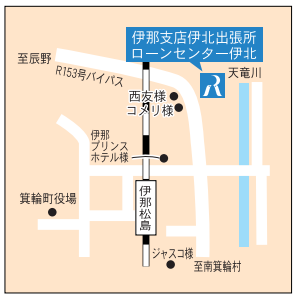

ローンセンター伊北

上伊那郡箕輪町中箕輪7920-4
TEL（0265）70-6880

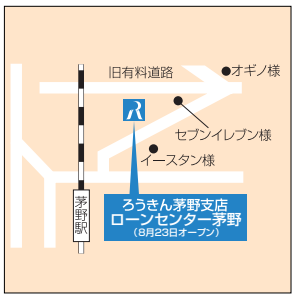

ローンセンター茅野

茅野市塚原1-14-40
TEL（0266）72-8080

営業時間のご案内

ローンセンター長野・上田・松本	ローンセンター稲里・佐久・伊北・茅野
月・火・木・金曜日…… 10:00～18:00	月曜日～金曜日…… 9:00～18:00
土・日曜日・祝日…… 10:00～17:00	土曜日…… 10:00～17:00
※毎週水曜日・年末年始はお休みさせていただきます。	※日曜日・祝日・年末年始はお休みさせていただきます。

■全店一斉毎月第2土曜日「ろうきんローン土曜相談会」

毎月第2土曜日におきまして、全店一斉開催による「ろうきん土曜相談会」を開催しています。働いている方ならどなたでも、現在お取引がない方でもお気軽にご相談ください。

◆開催時間／10:00～17:00
◆開催場所／県下全営業店（長野支店、上田支店、佐久支店、松本支店、本店営業部稲里出張所、松本支店南松本出張所、伊那支店伊北出張所は各ローンセンターにて開催）

ご相談日 毎月第2土曜日

平成19年
8月 11 土　9月 8 土　10月 13 土　11月 10 土　12月 8 土

平成20年
1月 12 土　2月 9 土　3月 8 土

サービス・相談業務

■無料法律税務相談

財団法人　長野県労働者福祉基金協会と協同して、顧問弁護士、顧問税理士による無料の法律・税務相談を行っています。

■住宅借入金等特別控除還付申告説明会

ろうきんで住宅ローンをご利用いただいているお客様を対象として、確定申告に係る住宅借入金等特別控除還付申告説明会を県下各店にて開催しています。（参加費は無料）

■長野県労働金庫奨学会

長野県労働金庫奨学会は、昭和42年に長野県労働金庫創立15周年の記念事業として設立され、会員の子弟を対象に奨学資金を無利子で融資しています。毎年多くの応募者があり、会員組合員の教育費負担軽減に大きく貢献し好評を得ております。

平成18年度は、応募者数156名の中から選考の結果、大学生・短大生124名、専門学校生30名、高校生2名を採用し、当期までの利用者は、4,067名（うち大学生3,171名）になりました。

■各種セミナーの開催

ろうきんでは、会員・組合員さん向けに、社会保険労務士有資格職員による各種年金（確定拠出年金含）・ライフプラン・社会保険制度等のセミナーを無料で行っています。また、労働基金では、社会保険労務士及び税理士によるセミナー講師派遣を行っていますのでご活用ください。

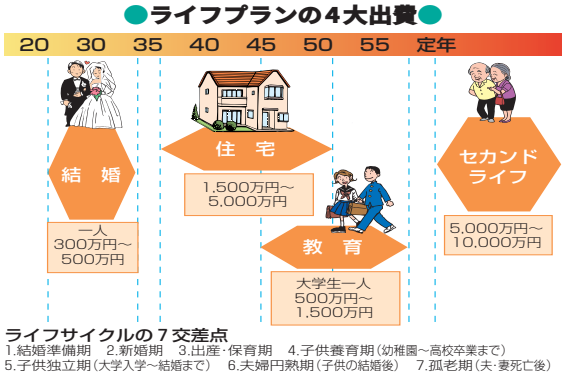

■サービスのご案内

キャッシュサービス	ろうきんキャッシュカードがあれば、全国のろうきんはもとより、MICS提携金融機関、郵便局及びセブン-イレブンに設置してあるセブン銀行のATM・CDで預金のお引き出しができます。（郵便局・セブン銀行・入金ネット加盟金融機関のATMで入金も可能）
キャッシュバックサービス	他金融機関（郵便局含む）自動機でのお支払いにおける手数料のうち、1回105円をキャッシュバック! 対象はろうきんへの給与振込指定（月額5万円以上）、マイプラン、ミニットのご契約（カードローンご利用時）、年金受取口座を指定いただいてる方。キャッシュバック金額は給与振込及び年金指定は1回105円を月3回まで、マイプラン、ミニットをご利用の場合は1回105円をご利用回数分キャッシュバックいたします。
自動支払いサービス	電気・ガス・水道・電話・NHK等の公共料金やクレジットカードのご利用代金、各種保険料、県営住宅家賃、高校授業料などを普通預金（総合口座）から自動的にお支払いしますので、集金・払込みの煩わしさがなくなります。
ろうきんUCカード	日本で、海外で、サインひとつでショッピングが楽しめる便利なカード。 UCマスターとUC-VISAの2種類のカードをご用意しています。
給与振込	毎月の給与、ボーナスがお客様のご指定いただいた普通預金（総合口座）に自動的に振込まれますので安全・確実にお受取りいただけます。
年金自動受取り	厚生年金・国民年金をはじめ、各種共済年金などもお客様の口座に自動的に振込まれますので、早く確実にお受取りいただけます。
公金収納サービス	県民税・市町村民税・固定資産税・自動車税・軽自動車税等の長野県や市町村の公金納付を取扱っています。
振込（為替）サービス	全国のろうきん本支店の他、銀行・郵便局・信金・信組・JAへの振込及び送金をオンラインで瞬時に行います。 キャッシュカードによるお振込も可能です。
自動送金サービス	定例的に一定額を普通預金口座から引き落として、あらかじめ指定された口座（全国のろうきん本支店・他金融機関）に送金します。
貸金庫	お客様の大切な書類・貴金属などの財産を火災・地震・盗難からお守りします。（本店営業部のみのお取扱い）
夜間金庫	営業時間終了後や休日でも安全にお預かりします。（一部店舗でのお取扱い）
外貨の両替サービス	旅行小切手（T/C）の購入・売却をはじめ、外国通貨から日本円への両替、日本円から外国通貨への両替を行います。 これで海外旅行も準備OK! 米ドルのみのお取扱いとなります。（一部店舗でのお取扱い）
デビットカードサービス	J-Debitマークのある加盟店で、お買い物やお食事などのご利用代金をろうきんキャッシュカードでお支払い! その場で口座から引落としされる、便利で安心なサービスです。
国債の窓口販売	1万円から購入でき、最低金利も保証された安心・手軽な個人向け国債と満期が2・10年の固定利付国債をお取扱いしています。余裕のある資金に適した金融商品です。また、口座管理手数料は無料です。
投資信託の窓口販売	お客様からお預かりした資金をひとつにまとめ、それを資金運用の専門家である投資信託会社が、信託銀行を通じて、「株式」や「債券」などに投資運用します。

手数料他

■各種手数料のご案内

■振込手数料

種　類			手数料		
			1万円未満	1万円以上3万円未満	3万円以上
窓　口	ろうきん内	電信扱い	105円	210円	420円
	他行あて	文書扱い	315円	420円	630円
		電信扱い	420円	525円	735円
ATM	ろうきん内		105円		315円
	他行あて		315円	420円	630円
インターネット（モバイル）バンキング	ろうきん内		無　料		
	他行あて		210円		420円
法人版インターネットバンキング・インターネットFB	同一店舗内		無　料		
	ろうきん内		105円		210円
	他行あて		210円	315円	525円

※郵便局あての振込は振替専用となりますので、別途払戻請求書をご提出ください。
※郵便局あての振込は組戻しができませんのでご注意ください。

■その他為替手数料

種　類		手数料		
		ろうきん内	他行あて	
送金手数料		420円	630円	
代金取立手数料		420円	普通扱い	630円
			至急扱い	840円
その他諸手数料	振込・送金の組戻料	630円		
	取立手形組戻料	630円		
	取立手形店頭呈示料	630円		
	不渡手形返却料	630円		

※上記の手数料金額は1件または1通あたりとなります。
※取立手形店頭呈示料は630円を超える場合には実費を申し受けます。

■発行手数料

種　類	手数料	
ローンカード	1枚につき	1,250円
ICカード	1枚につき	1,050円
各種証明書	1通につき	210円
出資金残高証明書	1枚につき	210円

■自動送金サービス

種　類	手数料
振替送金（同一店舗内）	52円
為替送金（ろうきん内・他行あて）	52円＋振込手数料（ATMによる振込手数料と同額）

■ATM・CD利用手数料

種　類	内　容		
	利用時間帯	全国ろうきんキャッシュサービス	全国キャッシュサービス（MICS）・郵便局のカード
平　日	8:00～ 8:45	無　料	210円
	8:45～18:00		105円
	18:00～21:00		210円
土曜日	9:00～14:00		105円
	14:00～19:00		210円
日曜・祝日	9:00～19:00		210円

※手数料金額には消費税及び地方消費税が含まれています。

■窓口両替手数料

紙幣・硬貨の枚数（持込または払出いずれか多い方）	手数料
1～100枚	無　料
101～300枚	105円
301～500枚	210円
501～1,000枚	315円
1,001枚以上	630円＋1,000枚ごとに315円

■紛失再発行手数料

種　類	手数料	
通帳・証書	1冊（1枚）につき	525円
キャッシュカード	1枚につき	525円
ICカード	1枚につき	1,050円
出資証券	1通につき	525円

※財形預金／契約の証の再発行手数料は無料
※キャッシュカードにはマイプラン、ミニット、生き活きカードを含む
※出資証券は紛失に伴う再発行のみ有料

■個人情報開示請求手数料

開示項目		手数料	
基本手数料	氏名、住所、生年月日、電話番号、会員組合（会員団体名）	依頼書1通につき	1,050円
加算手数料	預金残高、借入残高	1口座1基準日毎	525円
	取引履歴	1口座1ヶ月（※）毎	525円
	その他	1項目毎	1,050円

※期間は歴月ベースで計算いたします。

■その他手数料

種　類			手数料
預金	小切手帳発行手数料（1冊50枚綴り）		525円
	手形帳発行手数料（1冊50枚綴り）	約束手形	525円
		為替手形	525円
	マル専手形用紙代金（1冊）		525円
融資	選択宣言の全額繰上償還（変動金利は除く）		31,500円
	住宅ローン約定変更		5,250円
	移管手数料（金庫間・依頼者単位）		2,100円
その他	口座管理手数料	封緘方法（保管袋1個当り）	525円
		公共債預り料（年間）	無料
	インターネットバンキング・モバイルバンキング利用手数料（年間）		無料
	法人版インターネットバンキング利用手数料（月額）		1,050円
	法人版インターネットバンキング・インターネットFB利用手数料（月額）		3,150円
	夜間金庫	基本料金（月額）	2,100円
		取扱手数料（入金帳1冊）	3,150円
	貸金庫	小型（年間）	7,350円
		中型（年間）	9,450円
		大型（年間）	12,600円

■有価証券業務

取扱債券の種類	期間	申込単位	特徴・留意点
国債窓口販売業務			
長期利付国債	10年	5万円	満65歳以上の方のマル優・特別マル優の限度額枠は、2005年末をもって廃止となりました。（2006年以降は障害者・寡婦年金受給者の方などにご利用が限定されます。）
中期利付国債	2年	5万円	
個人向け国債	5年・10年	1万円	
投信窓口販売業務			市場価格の変動によっては、お預かりした払込金が満期時に元本割れすることもございます。

※当金庫では、商品有価証券売買業務、外国為替業務、社債受託及び登録業務、金融先物取引等の受託等業務、信託業務は行っておりません。

全国ろうきんの概況

全国どこでも身近な 生活応援バンク ろうきん

◎全国のろうきんは、社団法人全国労働金庫協会（労金協会）と労働金庫連合会（労金連合会）を中央機関とし、13金庫683店舗が一大ネットワークを形成しております。
◎労金協会は全国各ろうきんの指導・調整・連絡・渉外活動などを、労金連合会は全国各ろうきんの親金庫として資金の需給調整・運用や全国的な統一業務を行っております。
◎全国の店舗は、労働金庫総合事務センターを中心にオンラインで結ばれ、内国為替やＣＤネットなど迅速、正確なサービスを提供しております。

■組織図

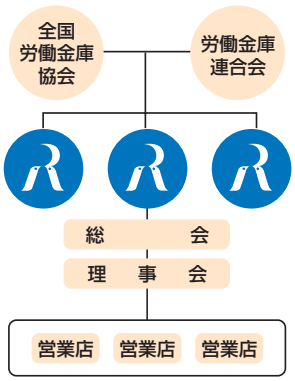

金庫数	13金庫
店舗数	683店舗
会員数	190,605会員
（うち団体会員数）	63,021会員
（うち個人会員数）	127,584会員
間接構成員数	9,884,355人
常勤役員数	117人
職員数	10,505人

■全国ろうきんの概況

平成19年3月末日（単位:百万円）

金庫名	預金残高	貸出金残高
北海道	708,712	599,165
東　北	1,241,966	951,878
中　央	4,285,600	2,986,160
新　潟	657,850	382,406
長　野	463,060	263,203
静　岡	873,704	524,895
北　陸	643,033	380,524
東　海	1,156,412	892,361
近　畿	1,629,551	1,094,899
中　国	876,229	576,284
四　国	510,276	324,463
九　州	1,534,272	964,390
沖　縄	200,867	112,049
合　計	14,781,539	10,052,682

※譲渡性預金を含む金額です。

■全国１３ろうきんのネットワーク

ろうきんは、より良い商品や金融サービスを提供するため、各地域で組織統合を進め、現在、13金庫体制となっています。こうしたろうきんの組織統合は、金融再編の流れのなかで生き残りをかけた救済合併や営業譲渡とは全く異なり、日本唯一の勤労者福祉金融機関として、その独創的な役割と機能をダイナミックに拡充するためのものです。

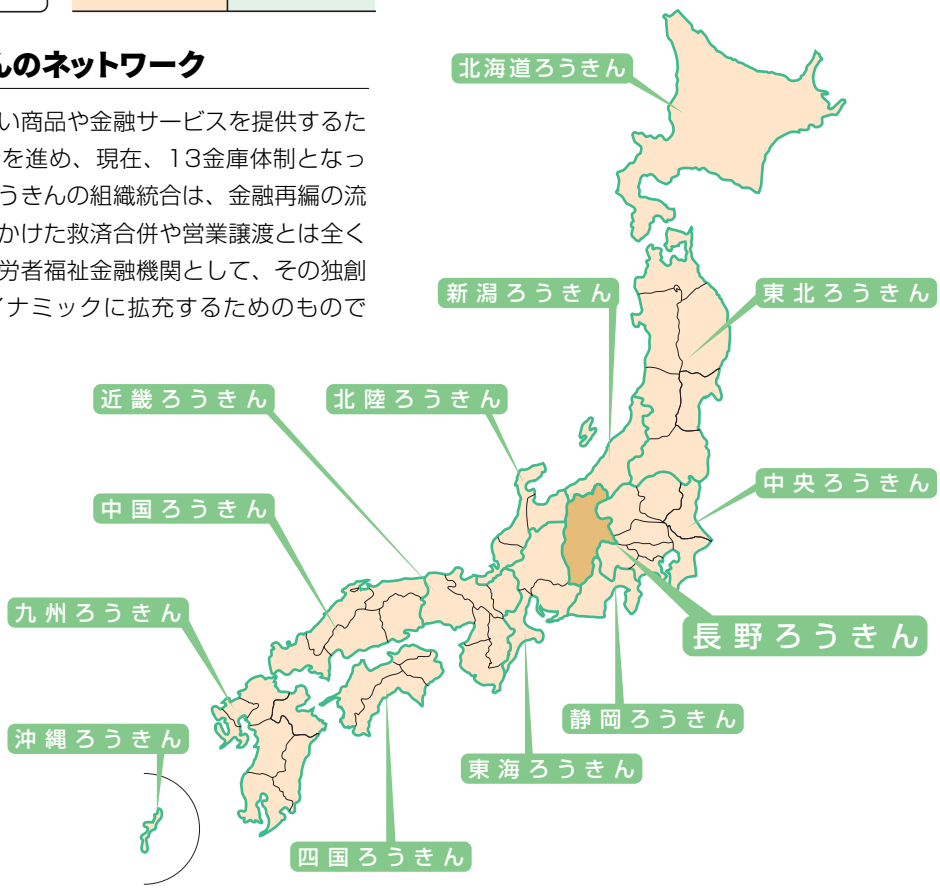

平成19年3月末現在

■店舗外自動機（ATM・CD）のご案内

長野県庁ATM

長野市大字南長野字幅下692-2　土　日曜祝日

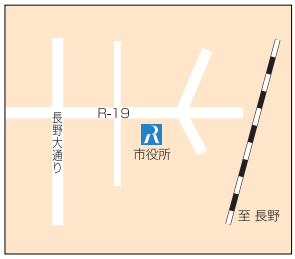

長野市役所ATM

長野市大字鶴賀緑町1613

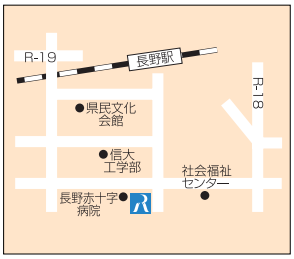

長野赤十字病院ATM

長野市若里5丁目22番1号　土

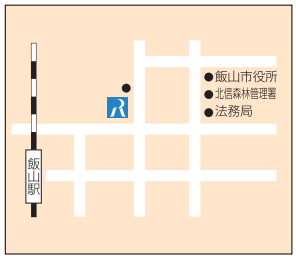

飯山本町ATM

飯山市大字飯山1194-1　土

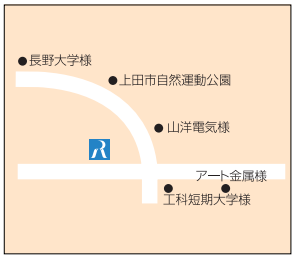

上田リサーチパークATM

上田市大字下之郷813-42　土

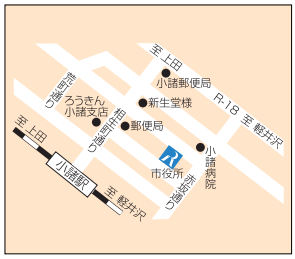

小諸市役所ATM

小諸市相生町3-3-3

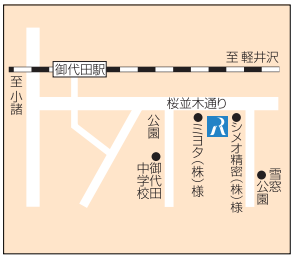

ミヨタATM

北佐久郡御代田町大字御代田4107-5

松本市役所ATM

松本市丸の内3-7

松本合同庁舎ATM

松本市島立1020

石川島汎用機械木曽ATM

木曽郡大桑村大字須原1432-1

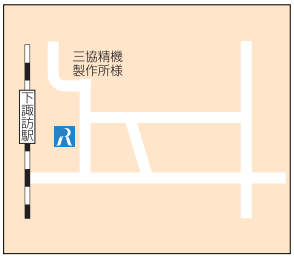

下諏訪駅前ATM

諏訪郡下諏訪町広瀬5315-17　土

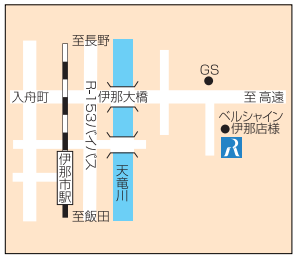

ベルシャイン伊那店共同CD

伊那市日影435-1　土　日曜祝日

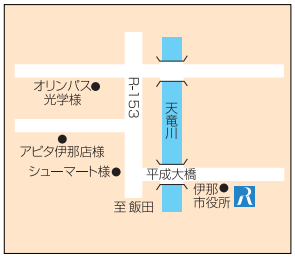

伊那市役所共同CD

伊那市大字伊那部3050

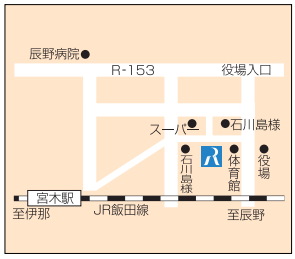

石川島汎用機械辰野ATM

上伊那郡辰野町中央16　土

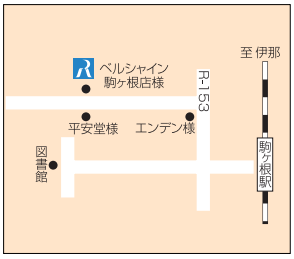

ベルシャイン駒ヶ根店共同CD

駒ヶ根市赤穂1568　土　日曜祝日

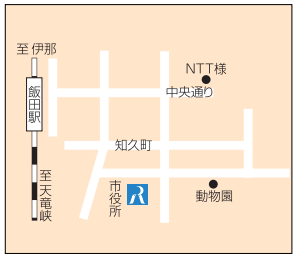

飯田市役所ATM

飯田市大久保町2534

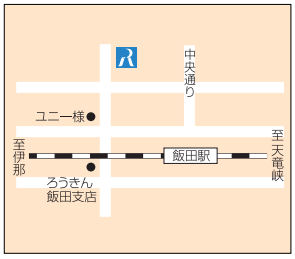

飯田中央通りATM

飯田市中央通り3-25-2　土

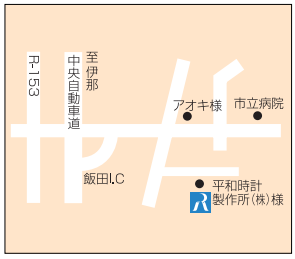

シチズン平和時計共同CD

飯田市下殿岡435　土

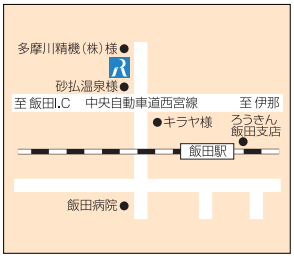

多摩川精機ATM

飯田市大休1879　土

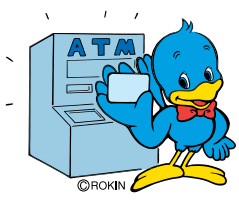

※一部の企業内自動機は除いてあります。

ATM・CDネットワーク

お取引内容のご案内

自動機	お取引内容
ATM	**お預け入れ　お引出し　お振込み　残高照会　通帳記帳** ●「5月3日～5日」のお取扱いにつきましては、県下各店舗の外壁自動機のみご利用いただけます。 ●「お振込み」は平日のみのお取扱いとなります。
共同CD	**お引出し　残高照会**

土　土曜日もご利用いただけます。

土　日曜祝日　土曜日・日曜日・祝日もご利用いただけます。

ご利用時間／各店舗外壁ATM・共同CD

お取扱い日	お取引時間
平　　日	午前8:00～午後7:00（※1・※2）
土　曜　日	午前9:00～午後7:00
日曜日・祝日	午前9:00～午後7:00

（各営業店の所在地は26ページをご覧ください。）

※1　本店営業部の外壁ATMは平日午後9:00までご利用いただけます。
※2　次の店舗の外壁ATMは平日午後8:00までご利用いただけます。
南松本出張所、大町支店、上田支店、伊那支店、伊北出張所、岡谷支店、須坂支店、佐久支店、長野支店、松本支店
※3　1月1日～3日は休止とさせていただきます。
※4　店舗外自動機（ATM・共同CD）のご利用時間は設置場所にて異なります。

セブン銀行とのATM提携について

ろうきんカードがセブン銀行ATMでご利用になれます。

セブン銀行

セブン銀行ATM利用手数料

		0:00	7:00	19:00	23:00	24:00
預金のお引出し カードローンのお借入れ	平日	取扱なし	無料	105円 （消費税等含む）	取扱なし	
	土曜日					
	日曜・祝日					
預金のお預け入れ カードローンのご返済 残高のご照会	平日	取扱なし	無料		取扱なし	
	土曜日					
	日曜・祝日					

※セブン銀行ATMは、一部設置されていない地域・店舗がございます。
詳しくはセブン銀行のホームページでご確認ください。

長野ろうきんの沿革

昭和26年（1951）	12月	信用協同組合長野県労働金庫創立総会
27年（1952）	2月	県庁内に事務所開設・営業開始
27年（1952）	4月	第１回通常総会
28年（1953）	10月	労働金庫法施行
29年（1954）	3月	労働金庫法による事業免許正式認可
29年（1954）	7月	預金量１億円突破
36年（1961）	5月	創立10周年記念式典挙行
36年（1961）	12月	預金量10億円突破
42年（1967）	11月	長野県労働金庫奨学会設立
45年（1970）	8月	NCR42号機導入（普通預金初の機械化）
46年（1971）	5月	創立20周年記念式典挙行
46年（1971）	7月	預金量100億円突破
47年（1972）	1月	全国労金統一の財形貯蓄「虹の預金」取扱開始
47年（1972）	4月	オフラインによるコンピュータ稼働開始
52年（1977）	12月	長野県収納代理金融機関の指定
56年（1981）	8月	全店でオンラインスタート
56年（1981）	12月	創立30周年記念日に預金量1,000億円突破
57年（1982）	3月	長野県労働者福祉基金協会設立
57年（1982）	7月	CD全店で稼働開始
59年（1984）	9月	全銀データ通信システムへ加盟
62年（1987）	4月	株式会社長野労金サービス営業開始
62年（1987）	9月	マイプラン取扱開始
63年（1988）	4月	国債窓販業務取扱開始
63年（1988）	4月	外国通貨の両替業務取扱開始
平成元年（1989）	7月	預金量2,000億円突破
2年（1990）	7月	全国キャッシュサービス（MICS）加入
3年（1991）	2月	カーローン「車天狗」特別キャンペーン
3年（1991）	5月	「サンデーバンキング」スタート
3年（1991）	7月	融資量1,000億円突破
3年（1991）	11月	「ろうきんビル」オープン
4年（1992）	5月	全国統一オンラインシステム（ユニティ）移行
5年（1993）	6月	定期性預金金利の完全自由化
6年（1994）	10月	流動性預金の金利自由化
6年（1994）	12月	預金量3,000億円突破
7年（1995）	6月	固定・変動選択型住宅ローン「選択宣言」発売
7年（1995）	8月	融資量1,500億円突破
8年（1996）	4月	「ホリデーバンキング」スタート
9年（1997）	11月	カードローン「ミニット」、「ハイパーΣ定期」発売
10年（1998）	4月	「ローンセンター長野」オープン
10年（1998）	9月	融資量2,000億円突破
11年（1999）	1月	郵便局自動機とのオンライン提携スタート
11年（1999）	10月	投資信託窓口販売業務の開始
12年（2000）	3月	ろうきん・郵貯ジョイントカードの取扱開始
12年（2000）	3月	デビットカードサービスの開始
12年（2000）	10月	「ローンセンター松本」オープン
12年（2000）	10月	創立50周年記念キャンペーン 車天狗10周年記念キャンペーン
12年（2000）	12月	郵貯との相互送金サービス開始
13年（2001）	1月	他行自動機利用手数料キャッシュバックサービススタート
13年（2001）	6月	創立50周年記念式典
13年（2001）	6月	NPO・ボランティア団体助成金制度の創設
13年（2001）	10月	インターネットバンキングのサービス開始
平成14年（2002）	10月	「ローンセンター上田」オープン
15年（2003）	5月	ユニティ新システムスタート
16年（2004）	1月	マルチペイント（ペイジー）スタート
16年（2004）	4月	ZATTS（財形・エース電話振替サービス）取扱開始
16年（2004）	6月	ローンセンター伊北オープン セブン銀行とのATM提携
16年（2004）	9月	ローンセンター松本オープン
16年（2004）	10月	ローンセンター稲里オープン
16年（2004）	11月	新型自動貸越サービス開始
17年（2005）	3月	ろうきん法人版インターネットバンキング・インターネットFB取扱開始 個人向け国債取扱開始 決済用預金（普通預金無利息型）取扱開始
17年（2005）	4月	フリーローン「お手軽くん」発売 「フラット35」取扱開始 融資取引に係る「全店取引制度」開始 ダイレクトバンキング［インターネット・FAXなどによる仮審査制度］開始
17年（2005）	8月	無担保ローンの「段階審査制度」開始
17年（2005）	10月	ローンセンター長野・上田・松本 日曜・祝日営業開始
17年（2005）	11月	ろうきん住宅ローン総合保険取扱開始
18年（2006）	1月	四業態相互入金業務提携制度開始
18年（2006）	3月	「ろうきんＷｅｂお知らせサービス」取扱開始
18年（2006）	5月	「年金優遇定期預金」取扱開始
18年（2006）	6月	「投資信託」の全店取扱開始 ローンセンター佐久オープン ＩＣカード取扱開始
18年（2006）	7月	「育児支援ローン」取扱開始 「災害救援ローン」取扱開始

●旧本店建物

県下に広がるろうきんのコミュニケーション・ネットワーク

■店舗のご案内

長野県労働金庫／本部　長野市県町523　TEL（026）237-3700

本店営業部

長野市県町523
TEL（026）237-3737

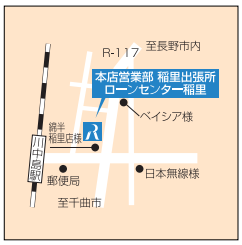

本店営業部稲里出張所・ローンセンター稲里

長野市稲里1-6-7
TEL（026）285-7600

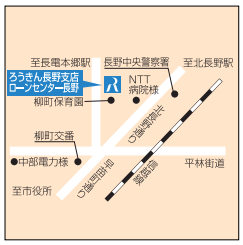

①長野支店　②ローンセンター長野

長野市三輪1-2-11
①TEL（026）241-1231
②TEL（026）263-3688

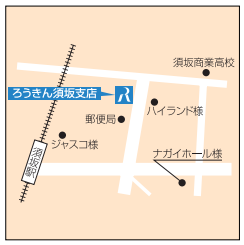

須坂支店

須坂市馬場町1217-20
TEL（026）245-1419

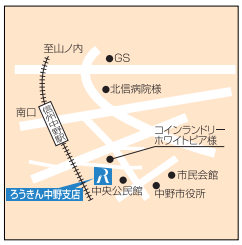

中野支店

中野市三好町1-4-6
TEL（0269）26-0222

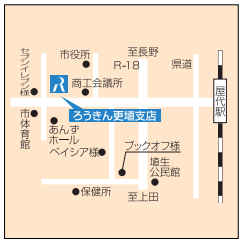

更埴支店

千曲市杭瀬下3-21
TEL（026）273-2323

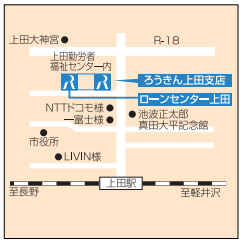

①上田支店　②ローンセンター上田

上田市中央4-9-1
①TEL（0268）22-2218
②TEL（0268）29-8800

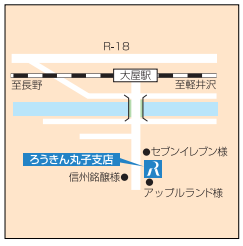

丸子支店

上田市長瀬2998-1
TEL（0268）35-1122

小諸支店

小諸市相生町3-1-1
TEL（0267）22-4500

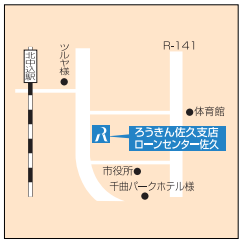

①佐久支店　②ローンセンター佐久

佐久市中込3123-2
①TEL（0267）62-4500
②TEL（0267）62-8591

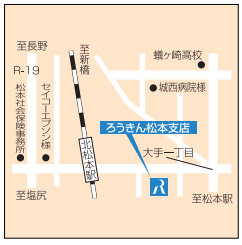

松本支店

松本市大手1-8-10
TEL（0263）35-3111

①松本支店南松本出張所　②ローンセンター松本

松本市双葉12-62
①TEL（0263）26-3440
②TEL（0263）28-1822

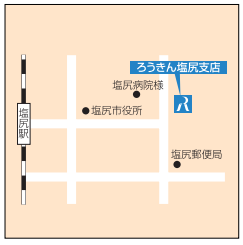

塩尻支店

塩尻市大門六番町3-13
TEL（0263）53-5588

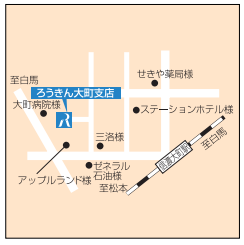

大町支店

大町市高見町3104-2
TEL（0261）22-3113

あづみ野支店

安曇野市豊科4622-8
TEL（0263）72-3222

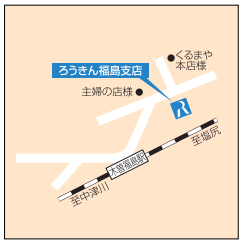

福島支店

木曽郡木曽町福島5335-2
TEL（0264）22-2355

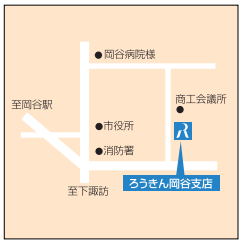

岡谷支店

岡谷市郷田1-4-10
TEL（0266）22-1000

諏訪支店

諏訪市清水3-3975-3
TEL（0266）58-1160

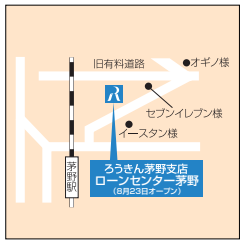

①茅野支店　②ローンセンター茅野

茅野市塚原1-14-40
①TEL（0266）72-2000
②TEL（0266）72-8080

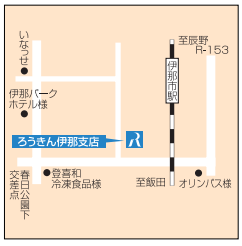

伊那支店

伊那市下春日町5002-10
TEL（0265）72-7266

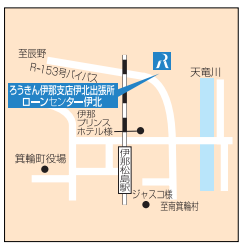

伊那支店伊北出張所・ローンセンター伊北

上伊那郡箕輪町中箕輪7920-4
TEL（0265）70-6880

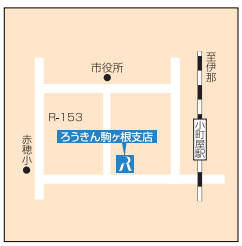

駒ヶ根支店

駒ヶ根市赤穂10747-6
TEL（0265）82-6555

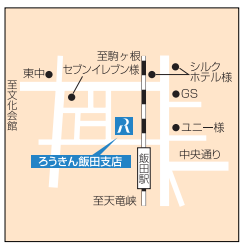

飯田支店

飯田市高羽町2-1-3
TEL（0265）22-4100

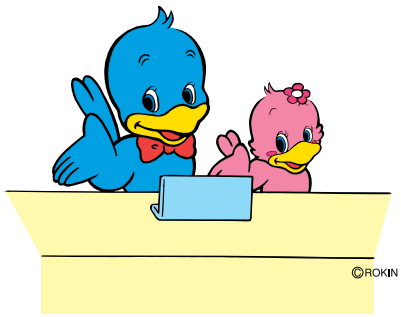

※当金庫を所属労働金庫とする労働金庫代理業者（代理店）はありません。

資料編

資料編 ①「単体」
～ 長野ろうきんの経営状況 ～

- ○ 貸借対照表
- ○ 損益計算書
- ○ 剰余金処分計算書
- ○ 経営指標
- ○ 自己資本比率
- ○ 預金
- ○ 預金及び貸出金にかかる指標
- ○ 貸出金
- ○ 資産査定に係る各種基準の比較
- ○ リスク管理債権及び同債権に対する保全状況
- ○ 金融再生法開示債権及び同債権に対する保全状況
- ○ 会員・出資金
- ○ 有価証券に関する指標
- ○ 有価証券及び金銭の信託の時価情報
- ○ デリバティブ取引等
- ○ その他

当金庫は、定款の定めにより、労働金庫法第41条の2第3項に基づく「会計監査人の監査」を受けております。

資料編 ②「連結」
～ 長野ろうきんとその子会社の連結経営状況 ～

- ○ 事業概況
- ○ 連結貸借対照表
- ○ 連結損益計算書
- ○ 連結剰余金計算書
- ○ 自己資本比率
- ○ リスク管理債権及び同債権に対する保全状況（連結）
- ○ 連結セグメント情報

●金額、比率の表示方法

1．金額単位

（1）各表に表示した金額単位未満の端数を切り捨てて記載しています。（ただし、「金融機能の再生のための緊急措置に関する法律第7条「資産の査定の公表」の規定に基づくものについては、金額単位未満を四捨五入しています。）

（2）小計、合計等の合算は、円単位まで算出し、単位未満を切り捨てて記載しています。したがって、内訳の合計と小計欄・合計欄の金額が一致しない場合があります。

（3）期中増減額（比率）、諸利回り、諸比率等の算出にあたっては、各表上の単位未満を切り捨てた計数を使用しています。（ただし、官庁報告に関わる諸比率等については、そのまま記載しています。）

2．諸利回り・諸比率

小数点第3位を切り捨てし、第2位までを記載しています。

貸借対照表

（単位:千円）

資産の部	平成17年度末	平成18年度末
現金	**3,780,842**	**3,838,340**
預け金	**70,624,078**	**75,980,812**
買入手形	**-**	**-**
コールローン	**-**	**-**
買入金銭債権	**-**	**-**
金銭の信託	**609,279**	**613,305**
有価証券	**158,046,138**	**153,536,244**
国債	58,379,441	57,830,189
地方債	1,037	1,029
短期社債	-	2,997,680
社債	10,315,790	16,754,980
貸付信託	-	-
投資信託	4,414,641	5,510,251
株式	378,091	410,310
外国証券	84,557,136	70,031,802
その他の証券	-	-
貸出金	**249,817,205**	**263,203,035**
割引手形	-	-
手形貸付	2,777,356	2,211,448
証書貸付	235,359,945	250,180,227
当座貸越	11,679,903	10,811,359
外国為替	**-**	**-**
その他資産	**5,052,086**	**5,244,747**
未決済為替貸	97,298	134,565
労働金庫連合会出資金	3,900,000	3,900,000
未収収益	1,011,773	1,165,571
仮払金	17,217	17,567
先物取引差入証拠金	-	-
金融派生商品	-	1
その他の資産	25,797	27,040
有形固定資産	**3,649,785**	**3,498,227**
建物	1,523,538	1,416,833
土地	1,778,705	1,760,957
建設仮勘定	-	-
その他の有形固定資産	347,542	320,436
無形固定資産	**5,412**	**6,372**
ソフトウェア	5,254	6,155
のれん	-	-
その他の無形固定資産	158	217
繰延税金資産	**1,607,776**	**932,262**
再評価に係る繰延税金資産	**-**	**-**
債務保証見返	**614,072**	**547,342**
貸倒引当金	**△963,655**	**△79,032**
（うち個別貸倒引当金）	（△97,008）	（△69,117）
合計	**492,843,023**	**507,321,658**

（単位:千円）

負債及び純資産の部	平成17年度末	平成18年度末
預金積金	**447,096,499**	**459,812,867**
当座預金	14,840	5,657
普通預金	84,474,322	83,861,339
貯蓄預金	264,068	236,478
通知預金	4,780	4,860
別段預金	201,001	269,930
納税準備預金	935	761
定期預金	361,883,848	375,214,336
定期積金	246,487	214,710
その他の預金	6,216	4,793
譲渡性預金	**4,852,672**	**3,247,794**
借用金	**-**	**-**
コマーシャル・ペーパー	**-**	**-**
外国為替	**-**	**-**
その他負債	**1,794,061**	**1,975,079**
未決済為替借	179,989	206,994
未払費用	374,820	563,961
給付補てん備金	657	442
未払法人税等	733,663	691,265
前受収益	11,142	10,847
払戻未済金	2,292	1,942
仮受金	43,318	44,225
先物取引受入証拠金	-	-
金融派生商品	-	1
その他の負債	448,177	455,399
代理業務勘定	**7,330**	**10,004**
賞与引当金	**191,056**	**192,556**
役員賞与引当金	**-**	**3,859**
退職給付引当金	**2,122,810**	**2,213,829**
役員退任慰労引当金	**36,378**	**32,962**
特別法上の引当金	**-**	**-**
繰延税金負債	**-**	**-**
再評価に係る繰延税金負債	**-**	**-**
債務保証	**614,072**	**547,342**
負債の部合計	**456,714,881**	**468,036,295**
出資金	1,852,964	1,851,235
普通出資金	1,852,964	1,851,235
資本剰余金	-	-
利益剰余金	35,498,937	37,042,010
利益準備金	1,855,153	1,852,964
その他利益剰余金	33,643,784	35,189,046
特別積立金	31,851,932	33,273,508
（特別積立金）	(5,300,000)	(5,300,000)
（金利変動等準備積立金）	(13,550,000)	(14,050,000)
（機械化積立金）	(1,800,000)	(1,800,000)
（配当準備積立金）	(100,000)	(210,000)
（経営基盤強化積立金）	(11,100,000)	(11,900,000)
（圧縮記帳積立金）	(1,932)	(13,508)
当期未処分剰余金	1,791,851	1,915,537
処分未済持分	-	-
会員勘定合計	37,351,901	38,893,245
その他有価証券評価差額金	△1,223,759	392,118
評価·換算差額等合計	△1,223,759	392,118
純資産の部合計	**36,128,141**	**39,285,363**
合計	**492,843,023**	**507,321,658**

損益計算書

（単位:千円）

科　　目	平成17年度	平成18年度
経常収益	**9,021,097**	**9,107,889**
資金運用収益	**8,302,669**	**8,743,809**
貸出金利息	5,911,970	6,098,619
預け金利息	531,042	667,140
買入手形利息	-	-
有価証券利息配当金	1,779,733	1,916,865
金利スワップ受入利息	-	-
その他の受入利息	79,922	61,183
役務取引等収益	**157,984**	**185,405**
受入為替手数料	59,553	61,544
その他の役務収益	98,431	123,861
その他業務収益	**414,738**	**139,246**
外国為替売買益	564	104
国債等債券売却益	49,923	76,243
国債等債券償還益	251,720	-
金融派生商品収益	-	2,720
その他の業務収益	112,530	60,178
その他経常収益	**145,704**	**39,428**
株式等売却益	61,238	16,200
金銭の信託運用益	71,933	4,252
その他の経常収益	12,532	18,974
経常費用	**6,747,348**	**7,749,915**
資金調達費用	**285,251**	**556,791**
預金利息	283,152	549,038
給付補てん備金繰入額	△130	△91
譲渡性預金利息	2,228	7,844
借用金利息	-	-
金利スワップ支払利息	-	-
その他の支払利息	-	-
役務取引等費用	**604,523**	**632,932**
支払為替手数料	76,699	86,053
その他の役務費用	527,823	546,878
その他業務費用	**212,625**	**714,290**
外国為替売買損	-	-
国債等債券売却損	188,105	691,057
国債等債券償還損	9,450	1,330
国債等債券償却	-	-
金融派生商品費用	11,432	-
その他の業務費用	3,636	21,902
経費	**5,610,970**	**5,831,062**
人件費	3,144,439	3,241,229
物件費	2,418,929	2,547,379
税金	47,601	42,453
その他経常費用	**33,978**	**14,838**
貸倒引当金繰入額	29,151	-
貸出金償却	68	44
株式等売却損	-	3,480
株式等償却	-	-
金銭の信託運用損	-	-
その他資産償却	-	-
退職手当金	260	5,547
その他の経常費用	4,498	5,766
経常利益	**2,273,748**	**1,357,974**
特別利益	**35,210**	**878,002**
固定資産処分益	3,475	-
貸倒引当金戻入益	-	857,826
償却債権取立益	716	325
その他の特別利益	31,018	19,849

（単位:千円）

科　　目	平成17年度	平成18年度
特別損失	**31,521**	**26,475**
固定資産処分損	13,260	8,722
減損損失	18,260	17,744
その他の特別損失	0	8
税引前当期純利益	**2,277,437**	**2,209,500**
法人税、住民税及び事業税	**592,991**	**718,338**
未払法人税等取崩額	**-**	**△195,648**
法人税等調整額	**64,049**	**△48,086**
当期純利益	**1,620,396**	**1,734,897**
前期繰越金	**171,454**	**180,639**
当期末処分剰余金	**1,791,851**	**1,915,537**

剰余金処分計算書

（単位:百万円）

科　　目	平成17年度 （総会承認日 平成18年6月23日）	平成18年度 （総会承認日 平成19年6月22日）
当期未処分剰余金	1,791	1,915
当期純利益	1,620	1,734
前期繰越金	171	180
利益準備金取崩額	2	1
圧縮記帳積立金取崩額	0	2
計	1,794	1,920
剰余金処分額	1,613	1,741
出資配当金	73	73
利用配当金	117	117
目的積立金	1,421	1,550
次期繰越金	180	178

以上の貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書については、平成19年5月25日に監事の監査を受け、剰余金処分計算書について同年6月22日の総会で承認を得ております。

なお、当金庫は定款の定めにより会計監査人（監査法人トーマツ）を置き、貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書について、労働金庫法第41条の2第3項に基づく「会計監査人の監査」を平成19年5月21日に受けております。

私は、平成18年度における貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書（以下、「財務諸表」という。）の適正性、及び財務諸表作成に係る内部監査の有効性を確認しております。

平成19年6月25日

長野県労働金庫

理事長　瀧澤　一大

会計方針及び注記事項

●貸借対照表

1. 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。
2. 有価証券の評価基準及び評価方法
   有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、子会社株式については移動平均法による原価法、その他有価証券のうち時価のあるものについては、決算日の市場価格等に基づく時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）、時価のないものについては移動平均法による原価法により行っております。
   なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。
3. 金銭の信託の評価基準及び評価方法
   有価証券運用を主目的とする単独運用の金銭の信託において、信託財産として運用されている有価証券の評価は時価法により行っております。
4. デリバティブ取引の評価基準及び評価方法
   デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。

5. 有形固定資産の減価償却の方法
有形固定資産の減価償却は、当金庫の定める動産不動産取扱細則に基づき定率法（ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物（建物附属設備を除く）については定額法）を採用しております。なお主な耐用年数は以下のとおりです。
建　物　　10年　～　25年
動　産　　5年　～　15年
6. 無形固定資産の減価償却の方法
無形固定資産の減価償却は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、庫内における利用可能期間（5年）に基づいて償却しております。
7. 外貨建資産・負債
外貨建資産・負債の本邦通貨への換算基準については、改訂後の外貨建取引等会計処理基準（企業会計審議会平成11年10月22日）を適用しております。
8. 貸倒引当金の計上基準
貸倒引当金は、当金庫の定める資産査定規程及び決算経理規程に定める償却・引当基準に基づき、以下のとおり計上しております。
正常先債権及び要注意先債権に相当する債権（以下「債権」とは、貸出金及び貸出金に準ずるその他の債権のことをいう。）については、一定の種類ごとに分類し、過去の一定期間における各々の貸倒実績から算出した予想損失率に基づいた引当額を引き当てることとしております。
破綻懸念先債権に相当する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち必要と認める額を引き当てております。
破綻先債権及び実質破綻先債権に相当する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額を引き当てております。
すべての債権は、当金庫の資産査定規程に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。
当金庫の引当基準は日本公認会計士協会銀行等監査特別委員会報告第4号「銀行等金融機関の資産の自己査定に係る内部統制の検証並びに貸倒償却及び貸倒引当金の監査に関する実務指針」に基づいて定めております。
なお、正常債権及び要注意先債権に相当する債権について、従来は前記引当額と法人税法上の法定繰入率による引当限度額のうちいずれか大きい方を引当てることとしておりましたが、当期より貸倒実績から算出した予想損失率に基づいた引当額を引当てることとしております。この変更により従来の方法に比べ貸倒引当金は904,346千円減少しております。
9. 賞与引当金の計上基準
賞与引当金は、職員への賞与の支払に備えるため、職員に対する賞与の支給見込額のうち、当期に帰属する額を計上しております。
10. 役員賞与引当金の計上基準
役員賞与引当金は、役員への賞与の支払に備えるため、役員に対する賞与の支払見込額のうち、当期に帰属する額を計上しております。
11. 退職給付引当金の計上基準
退職給付引当金は、職員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき必要額を計上しております。

平成19年3月31日現在の退職給付債務に関する事項は以下のとおりです。

退職給付債務（イ+ロ+ハ+ニ）	3,880,109千円
年金資産残高（イ）	1,560,990
未認識過去勤務債務（ロ）	△129,447
未認識数理計算上の差異（ハ）	234,737
退職給付引当金（ニ）	2,213,829

平成18年度の退職給付費用に関する事項は以下のとおりです。

退職給付費用（イ+ロ+ハ+ニ+ホ）	264,135千円
勤務費用（イ）	168,422
利息費用（ロ）	74,673
期待運用収益（ハ）	△43,635
過去勤務債務の費用処理額（ニ）	△37,942
数理計算上の差異費用処理額（ホ）	102,618

退職給付債務等の計算の基礎に関する事項は以下のとおりです。

退職給付見込額の期間配分方法	期間定額基準
割引率	2.0%
期待運用収益率	3.0%
過去勤務債務の処理年数	各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定年数（7年）
数理計算上の差異の処理年数	7年

12. 役員退任慰労引当金の計上基準
役員退任慰労引当金は、役員退任慰労金規程に基づき、役員が退任した場合の当期末要支給額に相当する額を引き当てております。
13. 消費税及び地方消費税
消費税及び地方消費税の会計処理は税込方式によっております。
14. 有形固定資産の減価償却累計額、減損損失累計額及び圧縮記帳額
有形固定資産の減価償却累計額　6,008,350千円
有形固定資産の減損損失累計額　430,539千円
有形固定資産の圧縮記帳額　21,493千円
15. 理事及び監事との間の取引による理事及び監事に対する金銭債権総額　158,955千円
16. 子会社の株式総額　30,000千円
17. 子会社に対する金銭債務総額　144,933千円
18. リース契約により使用する重要な固定資産
リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。
なお、貸借対照表に計上した固定資産のほか、業務用の自動車等についてはリース契約により使用しております。
19. 破綻先債権額及び延滞債権額
貸出金のうち、破綻先債権額は562,105千円、延滞債権額は2,040,283千円です。
なお破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していること、その他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込がないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という）のうち、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金です。
また延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払いを猶予した貸出金以外の貸出金です。
20. 3か月以上延滞債権額
貸出金のうち、3か月以上延滞債権額は48,047千円です。
なお3か月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日を起算日として3か月以上延滞している貸出金で「破綻先債権」及び「延滞債権」に該当しないものです。
21. 貸出条件緩和債権額
貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は39,072千円です。
なお貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建・支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄、その他の債務者に有利になる取り決めを行った貸出金で「破綻先債権」、「延滞債権」及び「3か月以上延滞債権」に該当しないものです。
22. 破綻先債権額、延滞債権額、3か月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額
破綻先債権額、延滞債権額、3か月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は、2,689,508千円です。
なお19. から21. に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額です。
23. 担保に供している資産
担保に供している資産は以下のとおりです。
担保に供している資産　有価証券　1,000千円
担保資産に対応する債務　預金　179千円
上記のほか、為替決済取引及び手形交換取引等の担保として預け金 17,595,500千円を、先物取引証拠金等の代用として有価証券1,000,000千円を差し入れております。
また、その他の資産のうち敷金保証金は13,850千円であります。
24. 出資一口当たりの純資産額　21,221円16銭
「1株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第4号平成14年9月25日）が平成18年1月31日付で改正され、会社法施行日以後終了する事業年度から適用されることになったことに伴い、当期から同適用指針を適用しております。
25. 目的積立金は特別積立金に含めて記載しております。
26. 有価証券の時価、評価差額等に関する事項
有価証券の時価、評価差額等に関する事項は以下のとおりです。
これらには、「国債」「地方債」「短期社債」「社債」「株式」等、有価証券が含まれております。
（1）満期保有目的の債券で時価のあるもの

	貸借対照表計上額	時　価	差　額	うち益	うち損
地方債	1,029千円	1,007千円	△22千円	−千円	22千円
合　計	1,029	1,007	△22	−	22

（2）その他有価証券で時価のあるもの

	取得原価	貸借対照表計上額	評価差額	うち益	うち損
国債	58,137,570千円	57,830,189千円	△307,380千円	78,981千円	386,362千円
短期社債	2,998,858	2,997,680	△1,178	−	1,178
社債	16,896,143	16,754,980	△141,163	41,984	183,148
外国証券	70,324,259	70,031,802	△292,457	361,468	653,926
株式	234,122	372,710	138,588	141,421	2,833
その他	4,338,947	5,510,251	1,171,303	1,187,687	16,383
合計	152,929,902	153,497,614	567,711	1,811,544	1,243,833

上記の差額567,711千円から繰延税金負債175,593千円を差し引いた額392,118千円が、「その他有価証券評価差額金」に含まれております。
当期において行った減損処理はありません。なお、時価が著しく下落したと判断するための合理的な基準は、期末における時価の下落率によって定めております。
27. 当期中に売却したその他有価証券
当期中に売却したその他有価証券は以下のとおりです。

売却額	売却益	売却損
23,621,834千円	133,846千円	695,867千円

28. 時価のない有価証券
時価のない有価証券のうち、主なものの内容と貸借対照表計上額は以下のとおりです。

内　容	貸借対照表計上額
子会社株式	30,000千円
その他有価証券	7,600
非上場株式（店頭売買株式を除く）	7,600

29. その他有価証券のうち満期があるもの及び満期保有目的の債券の償還予定額
その他有価証券のうち満期があるもの及び満期保有目的債券の期間ごとの償還予定額は、以下のとおりです。

	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
国債	7,983,700千円	27,959,631千円	11,665,457千円	10,221,400千円
地方債	−	1,029	−	−
短期社債	2,997,680	−	−	−
社債	405,720	7,749,270	8,599,990	−
外国証券	800,342	23,725,695	12,470,867	5,270,750
合計	12,187,442	59,435,626	32,736,314	15,492,150

30. 金銭の信託の保有目的別内訳
金銭の信託の保有目的別の内訳は以下のとおりです。

運用目的の金銭の信託	
貸借対照表計上額	613,305千円
当期の損益に含まれた評価差額	4,025

31. 当座貸越契約等
当座貸越契約及び貸出金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸し付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は62,319,610千円であります。
このうち原契約期間が1年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なものは、41,205,146千円です。
これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当金庫の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全、その他相当の事由があるときは、当金庫が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項がつけられております。
また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている庫内手続きに基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。
なお、総合口座についての未実行残高は上記の金額のうち21,114,464千円ですが、定期預金を担保としており債権保全上の措置をとっております。
32. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳
繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳は、それぞれ以下のとおりです。

繰延税金資産	
退職給付引当金損金算入限度超過額	616,190千円
減価償却限度超過額	240,610
減損損失	110,272
景品交換費用損金否認額	91,543
賞与引当金損金否認額	59,557
未払事業税	43,763
その他	105,809
繰延税金資産小計	1,267,748
評価性引当額	△155,154
繰延税金資産合計	1,112,593
繰延税金負債	
固定資産圧縮記帳積立額	4,738
その他有価証券評価差額金	175,593
繰延税金負債合計	180,331
繰延税金資産の純額	932,262千円

33. 表示方法の変更
「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」（企業会計基準第5号平成17年12月9日）及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」（企業会計基準適用指針第8号平成17年12月9日）が会社法施行日以後終了する事業年度から適用さ

れることになったこと等から、労働金庫法施行規則（昭和57年3月31日付大蔵省・労働省令第1号）別紙様式が「労働金庫法施行規則の一部を改正する命令」（平成18年4月28日付内閣府・厚生労働省令第3号、同年10月12日付内閣府・厚生労働省令第4号）により改正され、これに伴い、当期から以下のとおり表示を変更しております。

（1） 従来の「会員勘定の部」は「純資産の部」とし、「会員勘定合計」、「評価・換算差額等合計」に区分のうえ表示しております。
なお、当期末における従来の「会員勘定」の合計に相当する金額は39,285百万円であります。

（2） 「利益剰余金」に内訳表示していた「特別積立金」及び「当期未処分剰余金」は、「その他利益剰余金」に内訳表示しております。
「当期未処分剰余金」に内訳表示していた「当期純利益」の表示を廃止しております。

（3） 「株式等評価差額金」は、「その他有価証券評価差額金」として表示しております。

（4） 「金融機関貸付等」に内訳表示することとしていた「金融機関貸付金」は貸出金に含めて表示することとし、「金融機関貸付等」の表示を廃止しております。
また、「金融機関貸付等」に内訳表示していた「買入手形」、「コールローン」、「買現先勘定」及び「債券貸借取引支払保証金」は、大科目として表示しております。

（5） 「動産不動産」は「有形固定資産」「無形固定資産」又は「その他資産」に区分して表示しております。
① 「動産不動産」中の「土地・建物・動産」は、「有形固定資産」中の「建物」「土地」「その他有形固定資産」に区分表示し、「建設仮勘定」は、「有形固定資産」中の「建設仮勘定」として表示しております。
② 「動産不動産」中の「保証金・権利金」のうち権利金は、「無形固定資産」中の「その他の無形固定資産」として、保証金は、「その他資産」中の「その他の資産」として表示しております。
③ 「その他資産」中の「その他の資産」に含めて表示していたソフトウェアは、「無形固定資産」中の「ソフトウェア」として表示しております。

（6） 「その他資産」の内訳として「前払費用」を表示しております。

（7） 「その他資産」の内訳として表示していた「未収利息その他」は、「未収収益」として表示しております。

（8） 「その他資産」の内訳として表示していた「仮払金」は、「その他の資産」に含めて表示しております。

（9） 「借用金」に内訳表示されていた「売渡手形」、「コールマネー」、「売現先勘定」、「債券貸借取引受入担保金」は、大科目として表示しております。

（10） 「その他負債」の内訳として表示していた「未払利息その他」は、「未払費用」として表示しております。

（11） 「その他負債」の内訳として表示していた「未経過収益」は、「前受収益」として表示しております。

（12） 「その他負債」の内訳として表示していた「仮受金」は、「その他の負債」に含めて表示しております。

●損益計算書

1. 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。
2. 子会社との取引による収益総額　6,555千円
   子会社との取引による費用総額　80,019千円
3. 出資一口当たりの当期純利益金額　936円60銭
4. 固定資産の重要な減損損失
   当期において、以下の資産グループ及び資産に減損損失を計上しております。

場　所	用　途	種　類	減損損失
飯田支店	営業店	土地	5,094千円
福島支店	営業店	土地	12,650

営業用店舗については支店ごとに収支の把握を行っていることから各拠点を、遊休資産については各資産を、グルーピングの最小単位としております。本店（本店営業部占有部分を除く）は、共用資産としております。
上記の営業用店舗は、割引前キャッシュ・フローの総額が帳簿価額に満たないことから、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額（17,744千円）を減損損失として特別損失に計上しております。
回収可能価額は、正味売却価額と使用価値のいずれか高い価額としておりますが、当期において使用した回収可能価額は正味売却価額であります。なお、正味売却価額は、市町村が公表する固定資産税の評価額に基づき算出し、使用価値は将来キャッシュ・フロー見積額を5.79%で割り引いて算出しております。

5. 表示方法の変更
（1） 「金融機関貸付等利息」の内訳として表示していた「金融機関貸付金利息」は「貸出金利息」に含まれております。また、「買入手形利息」、「コールローン利息」、「買現先利息」及び「債券貸借取引受入利息」は、「金融機関貸付等利息」の表示を廃止したことから、当期からは「資金運用収益」の内訳科目として表示しております。
（2） 「借用金利息」に含めて表示していた「売渡手形利息」、「コールマネー利息」、「売現先利息」及び「債券貸借取引支払利息」は、当期からは独立科目として表示しております。
（3） 動産不動産処分益及び動産不動産処分損は、「特別利益」中「動産不動産処分益」または「特別損失」中「動産不動産処分損」として、区分表示しておりましたが、当期からは「固定資産処分益」または「固定資産処分損」として表示しております。
（4） 貸倒引当金取崩超過額は、「特別利益」中の「その他の特別利益」に含めて表示しておりましたが、当期からは「特別利益」中の「貸倒引当金戻入益」として表示しております。

6. 未払法人税等取崩額の内容
過年度の未払法人税等のうち支払可能性が低くなった額を取崩したものです。

経営指標

●主要な事業の状況を示す指標

（単位:百万円）

項　目	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度
経常収益	9,648	8,815	8,615	9,021	9,107
経常利益	2,704	1,930	1,921	2,273	1,357
当期純利益	1,776	1,503	1,488	1,620	1,734
業務純益	2,437	2,080	2,034	2,206	1,398
純資産額	33,740	35,079	36,861	36,128	39,285
総資産額	472,139	482,195	485,196	492,843	507,321
預金積金残高	424,566	431,889	440,108	447,096	459,812
貸出金残高	229,289	237,385	241,328	249,817	263,203
有価証券残高	153,051	152,673	156,673	158,046	153,536
出資総額	1,858	1,858	1,855	1,852	1,851
出資総口数（口）	1,858,500	1,858,510	1,855,153	1,852,964	1,851,235
出資に対する配当金	92	74	74	73	73
職員数（人）	333	340	347	356	364
単体自己資本比率（%）	13.23	13.81	15.27	14.25	17.42

（注）1.貸借対照表関係の項目については、各年度の期末残高を記載しています。
2.単体自己資本比率について、平成17年度以前は「旧基準」、平成18年度は「新基準」に基づき算出しています。
＜旧基準＞
労働金庫法第94条第1項において準用する銀行法第14条の2の規定に基づき、労働金庫及び労働金庫連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準（平成9年大蔵省・労働省告示第1号）
＜新基準＞
労働金庫法第94条第1項において準用する銀行法第14条の2の規定に基づき、労働金庫及び労働金庫連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準（平成18年金融庁・厚生労働省告示第7号）
3.「業務純益」とは、「業務粗利益」から「貸倒引当金純繰入額」及び「経費」を控除したもので、金融機関の基本的な業務の成果を示すといわれる利益指標です。

●主要な業務の状況を示す指標

（単位:百万円、%）

項　目	平成17年度	平成18年度
業務粗利益	7,773	7,165
業務粗利益率	1.61	1.45
資金運用収支	8,017	8,187
役務取引等収支	△ 446	△ 447
その他業務収支	202	△ 575
資金運用勘定平均残高	481,819	492,343
資金運用収益（受取利息）	8,302	8,743
資金運用収益期中増減（△）額	68	441
資金運用利回	1.72	1.77
資金調達勘定平均残高	450,097	459,430
資金調達費用（支払利息）	285	556
資金調達費用期中増減（△）額	△ 10	271
資金調達利回	0.06	0.12
資金調達原価率	1.29	1.37
資金利鞘	0.43	0.40
総資産経常利益率	0.46	0.27
総資産当期純利益率	0.32	0.34
総資産業務純益率	0.44	0.27
純資産経常利益率	6.32	3.47
純資産当期純利益率	4.50	4.43
純資産業務純益率	6.13	3.57

（注）1.「業務粗利益」とは、預金、貸出金、有価証券などの利息収支を示す「資金利益」、各種手数料などの収支を示す「役務取引等利益」、債券などの売買益を示す「その他業務利益」の合計です。

$$\text{業務粗利益率} = \frac{\text{業務粗利益}}{\text{資金運用勘定平均残高}} \times 100$$

2. 利益率・純益率

$$\text{総資産（純）利益率（又は純益率）} = \frac{\text{（純）利益（又は純益）}}{\text{総資産（除く債務保証見返）平均残高}} \times 100$$

$$\text{純資産（純）利益率（又は純益率）} = \frac{\text{（純）利益（又は純益）}}{\text{純資産（外部流出額を除く）期末残高}} \times 100$$

自己資本比率

●自己資本の充実の状況

（単位:%）

項　　目	平成17年度末	平成18年度末
単体自己資本比率（国内基準）	14.25	17.42

（注）平成17年度末は「旧基準」、平成18年度末は「新基準」に基づき算出しています。
「旧基準」
労働金庫法第94条第１項において準用する銀行法第14条の2の規定に基づき、労働金庫及び労働金庫連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準（平成9年大蔵省・労働省告示第1号）
「新基準」
労働金庫法第94条第１項において準用する銀行法第14条の2の規定に基づき、労働金庫及び労働金庫連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準（平成18年金融庁・厚生労働省告示第7号）

「自己資本比率」とは

自己資本比率は、金融機関の自己資本の状況が適当であるかどうかを判断するための基準として、法令により定められた指標です。海外に営業拠点をもつ金融機関には国際統一基準とよばれる自己資本比率が、それ以外の金融機関には国内基準と呼ばれる比率が適用されます。

基準の改正により、平成18年度末から自己資本比率の算式が変更されました。新基準の算式は以下のとおりです。

$$\text{自己資本比率} = \frac{\text{自己資本の額（基本的項目＋補完的項目－控除項目）}}{\text{信用リスク・アセット（資産の各項目にリスク・ウェイトを乗じて得た額の合計額＋各オフ・バランス取引の与信相当額にリスク・ウェイトを乗じて得た額の合計額）＋オペレーショナル・リスク相当額×12.5(注)}} \times 100$$

（注）8%（国際統一基準の自己資本比率）の逆数である12.5を乗じています。

算式の主な変更点は、以下の２点です。

① 信用リスク・アセットの計算方法の精緻化

旧基準では、すべての金融機関が一律のリスク・ウェイトを適用していましたが、新基準では、以下のアまたはイのいずれかの手法を金融機関が選択します。

ア．標準的手法

旧基準よりも細分化されたリスク・ウェイト（0%～350%）を資産に乗じて信用リスク・アセットを算出します。

主な資産のリスク・ウェイトでは、抵当権付住宅ローンが50%から35%に、住宅ローン以外の個人向けローン（1億円未満）が100%から75%に引き下げられました。また、事業法人向けローン、社債等のリスク・ウェイトは旧基準では100%でしたが、新基準では格付機関の格付等に応じて設定されたリスク・ウェイト（20%～150%）が適用されることになりました。

イ．内部格付手法

金融機関が内部格付制度を整備し、格付ごとのデフォルト確率（融資先が債務不履行に陥る確率）等を推計します。その推計値に基づき算出したリスク・ウェイトを資産に乗じて信用リスク・アセットを算出します。

② 分母にオペレーショナル・リスクを追加（ア～ウのいずれかの手法を金融機関が選択）

ア．基礎的手法

粗利益（直近3年の平均値）の15%をオペレーショナル・リスク相当額とします。

イ．粗利益配分手法

業務区分を8つに分け、区分ごとの粗利益（直近3年の平均値）にそれぞれ異なる掛け目（12%、15%、18%）を乗じた合計値をオペレーショナル・リスク相当額とします。

ウ．先進的計測手法

金融機関が独自に構築した計量モデルにより算出した損失額をオペレーショナル・リスク相当額とします。

当金庫では、信用リスク・アセットは「標準的手法」、オペレーショナル・リスク相当額は「基礎的手法」により算出しています。

新基準に基づき算出した平成18年度末の自己資本比率は17.42%となり、旧基準に基づき算出した平成17年度末よりも3.17ポイント上昇しました。主な上昇要因として、抵当権付住宅ローンのリスク・ウェイトが50%から35%に、住宅ローン以外の個人向けローン（1億円未満）が100%から75%に引き下げられたため、自己資本比率の算式の分母となる信用リスク・アセットが減少したことがあげられます。

また、保有有価証券では、社債等のリスク・ウェイトについて、旧基準では一律に100%が適用されていましたが、新基準では格付機関の格付等に応じて設定（20%～150%）されるようになったことも上昇要因となりました。これは、当金庫が保有している社債等は高い格付のものが多いため、旧基準よりも低いリスク・ウェイトが適用されるようになったためです。

なお、新基準で自己資本比率の算式の分母に追加されたオペレーショナル・リスクは、自己資本比率を1.23ポイント低下させる要因となっています。

国内業務のみを行う労働金庫の場合、自己資本比率が４%に満たない場合、その満たない程度に応じて各種の行政措置が発動されます。これが「早期是正措置」と呼ばれるもので、最も厳しい措置は業務の停止命令です。

当金庫の自己資本比率は17.42%ですから、行政措置を受けることはありません。しかし、保有する資産が毀損するリスクを可能な限り押さえ、一方で毀損に対する最終的な補填原資である自己資本の充実に努めてまいります。

（1）自己資本の構成に関する事項

（単位:百万円）

項　　目		平成17年度末	平成18年度末
基本的項目（Tier1）	出資金	1,852	1,851
	非累積的永久優先出資	-	-
	利益準備金	1,852	1,851
	特別積立金	33,273	34,820
	次期繰越金	180	178
	その他有価証券の評価差損（△）	△ 1,223	-
	計　（A）	35,936	38,701
補完的項目（Tier2）	一般貸倒引当金	866	9
	負債性資本調達手段	-	-
	補完的項目不算入額（△）	―	-
	計　（B）	866	9
控除項目	他の金融機関の資本調達手段の意図的な保有相当額	-	-
	非同時決済取引に係る控除額及び信用リスク削減手法として用いる保証又はクレジット・デリバティブの免責額に係る控除額	―	-
	基本的項目からの控除分を除く、自己資本控除とされる証券化エクスポージャー及び信用補完機能を持つI/Oストリップス	―	14
	控除項目不算入額（△）	―	-
	計　（C）	-	14
自己資本	（A）＋（B）－（C）　（D）	36,802	38,696

（注）1. 平成17年度末は、旧基準に基づき算出した数値を記載しています。
2. 平成18年度末は、新基準に基づき算出した数値を記載しています。

●自己資本調達手段の概要

平成18年度末の自己資本のうち、出資金はすべて「普通出資金」により調達しています。

「出資金」とは

会員の皆さまより出資いただいた金額で、万が一の際に当金庫が負う債務に対する最終的な引当てになる基本財産の額です。

「非累積的永久優先出資金」とは

優先出資とは、剰余金の配当の支払順序が普通出資者よりも優先する出資ですが、配当可能剰余金の額が減少した場合には、あらかじめ約束された優先的配当の額を下回る配当となることがあります。

この場合に、下回った相当額を、翌期以降に繰延べして支払う「累積型」に対して、翌期以降に繰延べられないもののうち、満期のない社債型優先出資が「非累積的永久優先出資」と呼ばれるものです。

「利益準備金」とは

労働金庫法第60条第１項の規定に基づき、当金庫が上記出資金の総額に達するまで毎事業年度の剰余金の100分の10に相当する金額以上の金額を、万が一の際の損失を補填するための準備金として積み立てている法定準備金を指します。

「特別積立金」とは

当金庫が自己資本の充実を図り、より安定した事業活動を継続していくために、以下のとおり各目的で積み立てている積立金の合計額です。

（1） 金利変動等準備積立金

市場金利の変動に耐えられる財務的な基盤を確保するための積立金のことです。

（2） 機械化積立金
事務処理などの機械化に伴う将来的な追加投資に耐え得る財務体質を作り上げるための積立金のことです。
（3） 配当準備積立金
配当に要する利益を計上できない場合に備えて、配当原資を確保するための積立金です。
（4） 経営基盤強化積立金
将来の支出増大などに備えて経営基盤強化に資するための積立金です。

「次期繰越金」とは
当期の剰余金のうち、配当などの外部流出額と上記の準備金、積立金への繰入額を除いた翌期への繰越額です。

「その他有価証券の評価差損」とは
平成13年3月期決算から実施した金融商品の時価会計によって、時価の変動により利益を得ること、あるいは満期まで所有する意図をもって所有すること、以外を目的とした有価証券については、決算日時点での時価を計上することとなりましたが、時価が帳簿価額を下回っている場合に、その減額見合いを純資産に計上するのが「その他有価証券の評価差損」で、相当額を自己資本の額から控除することとなります。
なお、時価が帳簿価額を上回っているときには、その増額見合いとして、いわば「その他有価証券の評価差益」を計上することとなりますが、この場合には、相当額は自己資本の額に加算することができません。

「一般貸倒引当金」とは
引当金は将来の費用または損失に対して引き当て（積み立て）るものです。当金庫においては一般貸倒引当金、個別貸倒引当金及び退職給付引当金等を引き当てております。
このうち、一般貸倒引当金は、特定の債権の貸倒に対して引き当てるというものではありません。貸出金の償却という特定の目的のための引当という制約はありますが、資産の部の単なる控除項目というよりは資本としての色彩が強いと見ることができ、自己資本の補完的項目に加算することが認められています。ただし、加算できる額は自己資本比率の分母（リスク・アセット額）の0.625%が限度となります。

「負債性資本調達手段」とは
金融機関にはその経営が破綻した場合に、借入金などの一般債務に劣後した形で償還される劣後債などの資金調達手段が認められています。こうした資金なども自己資本に加算することが認められています。現在、当金庫ではそうした資金調達は行っておりません。

「意図的な保有相当額」とは
金融機関相互間で自己資本を持ち合ってみせかけの自己資本を嵩上げすることを排除するために調整される金額です。

「証券化エクスポージャー」とは
証券化取引に係るエクスポージャーのことです。「証券化」とは、債権や不動産など一定のキャッシュ・フロー（利息収入等）を生む資産を裏付けとして証券等を発行し、第三者に売却することです。「エクスポージャー」とは、リスクにさらされている資産等の金額のことです。

「信用補完機能を持つI／Oストリップス」とは
証券化取引により譲渡した原資産から将来において生じることが見込まれる金利収入等の全部または一部を受ける権利であって、当該証券化取引に係る他の証券化エクスポージャーに対する信用補完として利用されるように仕組まれたものをいいます。

「自己資本」とは
以上説明した基本的項目の額と補完的項目の額（基本的項目の額を限度とします。）の合計額から控除項目の額を控除した金額が、自己資本比率計算で使う自己資本の額となります。

（2）自己資本の充実度に関する事項

●自己資本
（単位:百万円）

項　目		平成17年度末	平成18年度末
自己資本	（A）	36,802	38,696
基本的項目（Tier1）	（B）	35,936	38,701
補完的項目（Tier2）		866	9
控除項目		-	14

●リスク・アセットおよび所要自己資本
（単位:百万円）

	平成17年度末		平成18年度末	
	リスク・アセット（注1）	所要自己資本（注2）	リスク・アセット（注1）	所要自己資本（注2）
信用リスク （C）	258,153	10,326	207,485	8,299
標準的手法が適用されるポートフォリオごとのエクスポージャー（注3）	258,153	10,326	207,485	8,299
ソブリン向け （注4）	203	8	191	7
金融機関向け	20,032	801	60,168	2,406
事業法人向け	-	-	11,152	446
中小企業等・個人向け	-	-	60,203	2,408
抵当権付住宅ローン	83,844	3,353	61,593	2,463
不動産取得事業向け	-	-	100	4
延滞債権 （注5）	-	-	692	27
その他 （注6）	154,072	6,162	13,383	535
証券化エクスポージャー	—	—	0	0
オペレーショナル・リスク（D）	—	—	14,572	582
リスク・アセット、所要自己資本の総額（C）＋（D） （E）	258,153	10,326	222,058	8,882
単体自己資本比率（国内基準）（A）／（E）×100	14.25%		17.42%	
単体におけるTier1比率（B）／（E）×100	13.92%		17.42%	

（注）1. リスク・アセットとは、貸借対照表に記載された資産（債務保証見返を除く）に、その種類あるいは取引相手の信用リスクの度合いに応じて設定されたリスク・ウェイトを乗じて算定した額のことです。なお、当金庫では、格付機関の格付等に応じて設定されたリスク・ウェイト（0%～350%）を使用する「標準的手法」を採用しています。
貸借対照表に記載されないコミットメントや金利関連取引などにも信用リスクをともなうものがあります。上記同様、リスク・ウェイトを使ってリスク・アセットを計算することとなっています。
なお、貸借対照表に計上している労働金庫が行う債務保証の見返勘定はオフ・バランス取引として取り扱うことになっています。当金庫のオフ・バランスに係るリスク・アセットの額の大半は、公的な代理業務に付随して発生する債務保証に関係するものです。
2. 所要自己資本＝リスク・アセット×4%
3.「エクスポージャー」とは、リスクにさらされている資産等の金額のことです。
4.「ソブリン」とは、中央政府、中央銀行、政府関係機関等のことです。
5.「延滞債権」とは、元本または利息の支払が約定支払日の翌日から3か月以上延滞しているエクスポージャーのことです。
6. 標準的手法が適用されるポートフォリオごとのエクスポージャーのうち「その他」は、出資、複数の資産を裏付けとする資産等です。
7. オペレーショナル・リスクとは、業務の過程、役職員の活動もしくはシステムが不適切であること、または外生的な事象により損失が発生しうるリスクのことです。当金庫では、基礎的手法により、リスク量を算定しています。
（基礎的手法の算定方法）

$$\text{オペレーショナル・リスク} = \frac{\text{粗利益（直近3年間のうち粗利益が正の値）} \times 15\%}{\text{直近3年間のうち粗利益が正の値であった年数}} \times 12.5$$

8. 平成17年度末は、旧基準に基づき算出した数値を記載しています。
9. 平成18年度末は、新基準に基づき算出した数値を記載しています。

●金庫の自己資本の充実度に関する評価方法の概要

現在の自己資本の充実状況について
平成18年度末の当金庫の自己資本比率は17.42%であり、国内基準の４%を大きく上回っています。また、自己資本のうち基本的項目（Tier１）の占める割合が非常に高く、補完的項目（Tier２）の占める割合がごくわずかであることから、Tier１比率が17.42%で自己資本比率と同じ水準となっています。基本的項目（Tier１）は出資金・利益準備金・特別積立金等で構成されており、自己資本に占める割合が高ければ、より健全性が高いといえます。
したがって、当金庫の自己資本は、質・量ともに充実していると評価しています。

将来の自己資本の充実策
当金庫では、3か年の中期経営計画および単年度の事業計画を策定しています。計画に基づく諸施策を着実に実行することで安定的に利益を確保し、内部留保を積み上げることにより、自己資本の充実を図ります。

(3)信用リスクに関する事項(証券化エクスポージャーを除く)
①信用リスクに関するエクスポージャーおよび主な種類別の期末残高
●地域別

(単位:百万円)

エクスポージャー区分 / 地域区分	合計	貸出金、コミットメントおよびその他のデリバティブ以外のオフ・バランス取引	債　券	店頭デリバティブ取引	複数の資産を裏づけとする資産(ファンド等)	その他の資産等	延滞エクスポージャー
	平成18年度末	平成18年度末	平成18年度末	平成18年度末	平成18年度末	平成18年度末	平成18年度末
国　内	480,880	274,319	112,468	0	3,835	90,257	547
国　外	35,262	-	34,654	-	481	125	-
合　計	516,142	274,319	147,123	0	4,317	90,382	547

(注)本開示は、平成18年度以降適用される新自己資本比率規制に対応しているため、平成17年度の計数を算定しておりません。

●業種別

(単位:百万円)

エクスポージャー区分 / 業種区分	合計	貸出金、コミットメントおよびその他のデリバティブ以外のオフ・バランス取引	債　券	店頭デリバティブ取引	複数の資産を裏づけとする資産(ファンド等)	その他の資産等	延滞エクスポージャー
	平成18年度末	平成18年度末	平成18年度末	平成18年度末	平成18年度末	平成18年度末	平成18年度末
製造業	3,315	-	3,160	-	-	155	-
農業	-	-	-	-	-	-	-
林業	-	-	-	-	-	-	-
漁業	-	-	-	-	-	-	-
鉱業	10	-	-	-	-	10	-
建設業	419	-	405	-	-	14	-
電気・ガス・熱供給・水道業	21	-	-	-	-	21	-
運輸・通信業	114	108	-	-	-	6	-
卸売・小売業・飲食店	504	-	489	-	-	15	-
金融・保険業	160,899	11	80,168	0	-	80,719	3
不動産業	2,908	245	1,486	-	1,176	0	-
サービス業	634	594	-	-	-	39	-
国・地方公共団体	65,087	5,278	59,727	-	-	81	-
個人	268,479	268,080	-	-	-	398	543
その他	13,746	-	1,685	-	3,141	8,919	-
合計	516,142	274,319	147,123	0	4,317	90,382	547

(注)本開示は、平成18年度以降適用される新自己資本比率規制に対応しているため、平成17年度の計数を算定しておりません。

●残存期間別

(単位:百万円)

エクスポージャー区分 / 期間区分	合計	貸出金、コミットメントおよびその他のデリバティブ以外のオフ・バランス取引	債　券	店頭デリバティブ取引	複数の資産を裏づけとする資産(ファンド等)	その他の資産等
	平成18年度末	平成18年度末	平成18年度末	平成18年度末	平成18年度末	平成18年度末
期間の定めのないもの	53,430	11	27,489	-	4,317	21,611
1年以下	159,108	123,232	12,177	0	-	23,697
1年超3年以下	139,989	83,312	34,735	-	-	21,940
3年超5年以下	63,484	15,755	24,595	-	-	23,132
5年超7年以下	28,423	12,932	15,490	-	-	-
7年超10年以下	47,726	30,572	17,154	-	-	-
10年超	23,980	8,501	15,479	-	-	-
合計	516,142	274,319	147,123	0	4,317	90,382

(注)・本開示は、平成18年度以降適用される新自己資本比率規制に対応しているため、平成17年度の計数を算定しておりません。
・エクスポージャー区分「貸出金、コミットメントおよびその他のデリバティブ以外のオフ・バランス取引」に該当するオフ・バランス取引のうち、「現契約期間が1年超のコミットメント」については、「1年超3年以下」の区分に合計で計上しております。

※エクスポージャー区分の「その他の資産等」とは、現金、預け金、その他資産等です。
※エクスポージャー区分の「延滞エクスポージャー」とは、元本または利息の支払いが約定支払日の翌日から3か月以上延滞しているエクスポージャーです。

②一般貸倒引当金、個別貸倒引当金の期末残高および期中の増減額

（単位:百万円）

		期首残高	当期増加額	当期減少額		期末残高
				目的使用	その他	
一般貸倒引当金	平成18年度末	866	9	-	866	9
	平成17年度末	836	866	-	836	866
個別貸倒引当金	平成18年度末	97	69	26	70	69
	平成17年度末	98	97	-	98	97
合計	平成18年度末	963	79	26	936	79
	平成17年度末	934	963	-	934	963

「一般貸倒引当金」とは

貸出金やそれに準じた債権に将来発生するかもしれない回収不能による損失等に備え、貸借対照表上の資産の部に予め控除項目として表示（△）しているものです。引当基準については、貸借対照表に注記していますのでご参照ください。

「個別貸倒引当金」とは

借り手の資産状況や支払能力からみて、貸出金やそれに準じた債権の相当部分が回収できないと見込まれることが明らかな場合、その債権額の一部又は全部を、貸借対照表上の資産の部に予め控除項目として表示（△）しているものです。引当基準については、貸借対照表に注記していますのでご参照ください。

③個別貸倒引当金および貸出金償却の残高等

（単位:百万円）

業種区分	個別貸倒引当金					貸出金償却
	期首残高	当期増加額	当期減少額		期末残高	
			目的使用	その他		
	平成18年度末	平成18年度末	平成18年度末	平成18年度末	平成18年度末	平成18年度末
製造業	-	-	-	-	-	-
農業	-	-	-	-	-	-
林業	-	-	-	-	-	-
漁業	-	-	-	-	-	-
鉱業	-	-	-	-	-	-
建設業	-	-	-	-	-	-
電気･ガス･熱供給･水道業	-	-	-	-	-	-
運輸･通信業	-	-	-	-	-	-
卸売･小売業･飲食店	-	-	-	-	-	-
金融･保険業	-	-	-	-	-	-
不動産業	-	-	-	-	-	-
サービス業	6	6	-	6	6	-
国･地方公共団体	-	-	-	-	-	-
個人	90	62	26	63	62	0
その他	-	-	-	-	-	-
合計	97	69	26	70	69	0

（注）当金庫では国外への融資を行っていないため、個別貸倒引当金および貸出金償却とも、すべて国内の残高です。
本開示は、平成18年度以降適用される新自己資本比率規制に対応しているため、平成17年度の計数を算定しておりません。

④リスク･ウェイトの区分ごとのエクスポージャーの額等

（単位:百万円）

リスク･ウェイト区分	エクスポージャーの額		
	平成18年度末		
	格付有り	格付無し	合　計
0%	11	67,141	67,153
10%	1,917	1	1,918
20%	32,100	76,903	109,003
35%	-	175,980	175,980
50%	12,615	34	12,649
75%	-	92,462	92,462
100%	39,992	16,625	56,617
150%	3	349	353
350%	-	3	3
自己資本控除	-	-	-
合計	86,640	429,502	516,142

（注）1. 格付けは、適格格付機関が信用供与に付与したものを使用しています。
2. エクスポージャーは、信用リスク削減手法勘案後のリスク･ウェイトに区分しています。
3. 本開示は、平成18年度以降適用される新自己資本比率規制に対応しているため、平成17年度の計数を算定しておりません。

●信用リスクに関するリスク管理の方針および手続きの概要

当金庫では、信用リスク管理の基本方針として「クレジットポリシー」を定め、全役職員に周知しています。また、融資商品・制度に係る要領等に関する研修を定期的に実施することにより、信用リスク管理の実効性を確保する態勢を整備しています。

個別案件審査は営業推進部門から独立した審査部門が行うことにより、適切な審査を行うための牽制機能を確保しています。

信用リスクの評価については、資産査定の専門部署が貸出金等の自己査定を定期的に実施することにより、信用リスクの把握に努めています。また、信用リスク管理の高度化に向け、分析のためのデータ整備を進めています。

信用リスクの管理状況および今後の対応については、常務会および理事会に対する検討報告事項を設定し、定期的に行っております。

貸倒引当金は、「資産査定規程」に基づき以下のとおり計上しています。

・正常先債権および要注意先債権
　一定の種類ごとに分類し、過去の一定期間における各々の貸倒実績から算出した予想損失額を引き当てています。
・破綻懸念先債権
　債権額から担保の処分可能見込額および保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち必要と認める額を引き当てています。
・破綻先債権および実質破綻先債権
　債権額から担保の処分可能見込額および保証による回収可能見込額を控除した残額を引き当てています。

●リスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関等の名称

リスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関は以下のとおりです。

・株式会社格付投資情報センター（R&I）
・株式会社日本格付研究所（JCR）
・スタンダード・アンド・プアーズ・レーティングズ・サービシズ（S&P）
・ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク（Moody's）

(4) 信用リスク削減手法に関する事項

●信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー　(単位:百万円)

	適格金融資産担保	保証	クレジット・デリバティブ
	平成18年度末	平成18年度末	平成18年度末
信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー	9,031	109	-
ソブリン向けエクスポージャー	-	-	-
金融機関向けエクスポージャー	-	-	-
事業法人等向けエクスポージャー	-	108	-
中小企業等・個人向けエクスポージャー	8,981	0	-
抵当権付住宅ローン	-	-	-
不動産取得事業向けエクスポージャー	50	-	-
延滞エクスポージャー	-	-	-

(注) 本開示は、平成18年度以降適用される新自己資本比率規制に対応しているため、平成17年度の計数を算定しておりません。

●信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針および手続きの概要

当金庫では「適格金融資産担保」および「保証」を信用リスク削減手法として用いております。

「適格金融資産担保」については、告示で定められた条件を確実に満たしている自金庫預金を「適格金融資産担保」としています。

なお、信用リスク削減手法の適用にあたり、簡便手法を用いております。

「保証」については、告示で定められた条件を確実に満たしている第三セクターに対する地方公共団体の「保証」を信用リスク削減手法として用いています。

クレジット・デリバティブの取扱いはありません。

(5) 派生商品取引および長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項

(単位:百万円)

	派生商品取引		
	外国為替関連取引	金利関連取引	株式関連取引
	平成18年度末	平成18年度末	平成18年度末
グロス再構築コストの額　(A)	-	-	-
グロスのアドオン　(B)	0	-	11
ネッティングによる与信相当額の削減額　(C)	-	-	-
担保による信用リスク削減手法の効果勘案前の与信相当額　(A)+(B)-(C)=(D)	0	-	11
担保の額　(E)	-	-	-
担保による信用リスク削減手法の効果勘案後の与信相当額　(D)-(E)	0	-	11

(注) 1. 与信相当額は、カレント・エクスポージャー方式を用いて算出しています。
2. クレジット・デリバティブ取引の取扱いはありません。
3. 本開示は、平成18年度以降適用される新自己資本比率規制に対応しているため、平成17年度の計数を算定しておりません。

●派生商品取引および長期決済期間取引の取引相手のリスクに関するリスク管理の方針および手続きの概要

派生商品取引は与信限度枠を設定し、与信相当額が与信限度枠内に収まるよう管理することにより、リスクを限定しています。そのため、担保による保全は行っておりません。また、リスク資本の割当についても行っておりません。

引当金の算定については、「資産査定規程」に基づき算定しています。

万一、当金庫が取引相手に担保を追加的に提供する必要が生じたとしても、担保として提供できる十分な資産を保有しているため、影響は限定的です。

なお、長期決済期間取引の取扱いはありません。

(6) 証券化エクスポージャーに関する事項

●保有する証券化エクスポージャーの額および主な原資産の種類別内訳

(単位:百万円)

	平成18年度末
証券化エクスポージャーの額	14
有価証券（外国証券）	10
有価証券（投資信託）	4

(注) 1. 本開示は、平成18年度以降適用される新自己資本比率規制に対応しているため、平成17年度の計数を算定しておりません。
2. 当金庫では、保有する有価証券のうち外国証券及び投資信託において、その構成する資産の内訳に「証券化商品」を含むものについて、上記に計上しております。「証券化商品」とは、債権や不動産など一定のキャッシュ・フロー（利息収入等）を生む資産を裏付けとして証券等が発行され、第三者に販売する仕組みの金融商品です。当金庫で保有する有価証券に含まれる証券化商品については、主にCMBS（商業用不動産ローン担保証券）等で構成されております。

●保有する証券化エクスポージャーのリスク・ウェイト区分ごとの残高および所要自己資本の額等　(単位:百万円)

リスク・ウェイト区分	エクスポージャー残高	所要自己資本の額
	平成18年度末	平成18年度末
20%	0	0
50%	-	-
100%	-	-
350%	-	-
自己資本控除	14	—
有価証券（外国証券）	10	—
有価証券（投資信託）	4	—

(注) 1. 所要自己資本の額＝エクスポージャー残高×リスク・ウェイト×4%
2. 本開示は、平成18年度以降適用される新自己資本比率規制に対応しているため、平成17年度の計数を算定しておりません。
3. 当金庫では、保有する有価証券のうち外国証券及び投資信託において、その構成する資産の内訳に「証券化商品」を含むものについて、上記に計上しております。

●証券化エクスポージャーに関する経過措置の適用により算出される信用リスク・アセットの額

該当ございません。

●証券化エクスポージャーに関するリスク管理の方針および手続きの概要

当金庫では、有価証券の運用先の多様化によるリスクの分散を図るため、証券化商品を購入しています。証券化取引の役割としては、「投資家」に該当します。

リスクを限定するために、資金運用委員会で協議し、投資限度額等を設定し、常務会の承認を受けています。期中の運用状況についても毎月常務会に報告しています。

●証券化エクスポージャーについて、信用リスク・アセットの額の算出に使用する方式の名称

当金庫は、標準的手法により証券化エクスポージャーの信用リスク・アセットの額を算出しています。

●証券化取引に関する会計方針

当金庫の「決算経理規程」等および日本公認会計士協会の「金融商品会計の実務指針」に基づき、適切に処理するよう努めています。

●証券化エクスポージャーの種類ごとのリスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関の名称

リスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関は以下のとおりです。

・株式会社格付投資情報センター（R&I）
・スタンダード・アンド・プアーズ・レーティングズ・サービシズ（S&P）
・ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク（Moody's）

(7) 出資等エクスポージャーに関する事項

①出資等エクスポージャーの貸借対照表計上額等

(単位:百万円)

		出資等エクスポージャー					
			うち、その他有価証券で時価のあるもの				
		貸借対照表計上額	取得原価	貸借対照表計上額	評価差額		
						うち益	うち損
上場株式等	平成18年度末	372	234	372	138	141	2
非上場株式等	平成18年度末	37	-	-	-	-	-
その他	平成18年度末	7,635	2,967	3,121	154	162	8
合計	平成18年度末	8,045	3,201	3,494	292	304	11

(注) 1.貸借対照表計上額は、期末時における市場価格等に基づいて算定しています。
2.「その他」の区分には、労働金庫連合会出資金等を計上しています。

②エクスポージャーの売却および償却に伴う損益の額

(単位:百万円)

		売却額			株式等償却
			売却益	売却損	
上場株式等	平成18年度末	48	16	3	-

(注) 上記開示は、平成18年度以降適用される新自己資本比率規制に対応しているため、平成17年度の計数を算定しておりません。

●出資等エクスポージャーに関するリスク管理の方針および手続きの概要

子会社株式および関連会社株式については、有価証券に占める割合がごくわずかであり、リスクは限定されています。

「その他有価証券」については、「資金運用管理細則」にて対象商品、購入枠等を設定してリスクを限定しています。また期中の運用状況についても毎月常務会に報告しています。

また、時価を定期的に取得することにより、リスクの把握に努めています。

会計処理については、当金庫の「資産査定規程」および日本公認会計士協会の「金融商品会計の実務指針」に基づき、適切に処理するよう努めています。

(8) 金利リスクに関する事項

(単位:百万円)

運用勘定	金利リスク量 平成18年度	調達勘定	金利リスク量 平成18年度
貸出金	△7,299	定期性預金	4,210
有価証券	△3,624	流動性預金	896
預け金	△1,309	その他	—
その他	—	調達　計　(B)	5,106
運用　計　(A)	△12,232		

金融派生商品 (金利受取サイド) (C)	—	金融派生商品 (金利支払サイド) (D)	—

金利リスク量 計 (A)+(B)+(C)+(D)	△7,125

(注) 上記開示は、平成18年度以降適用される新自己資本比率規制に対応しているため、平成17年度の計数を算定しておりません。

●金利リスクに関するリスク管理の方針および手続きの概要

当金庫は金利リスクを取ることにより収益を上げていますが、この金利リスクは金融環境、特に金利環境の変化による市場金利の影響を大きく受けます。長く続いたゼロ金利時代から金利上昇局面にある現在は、今後の金利上昇リスクが高まっており、ALM手法の充実やリスクヘッジ手段の活用等により、資産・負債構造の変化におけるリスクを確実に認識し、かつ評価・計測するために毎月開催するALM委員会にて評価・検証し、月次で常務会に、四半期毎に理事会に報告しております。

●金利リスクの算定手法の概要

1．当金庫では、ＧＰＳ（グリッド･ポイント･センシティビティ）方式により金利リスク量を算定しています。ＧＰＳ（グリッド･ポイント･センシティビティ）とは、期間（グリッド）ごとの金利変動（※）に対する資産、負債、オフ・バランス取引の現在価値の変化額のことです。

※当金庫では、金利変動幅として、保有期間1年、観測期間5年で計測される金利変動の1パーセンタイル値と99パーセンタイル値を採用しています。

なお、「パーセンタイル値」の算定方法は以下のとおりです。

(1) 期間ごとの市場金利について、1年前の営業日との金利差を5年分、延べ1,200営業日分のデータとして集めます。
(2) 集めたデータを値の小さい順に並び替えます。
(3) 並び替えたデータのうち、小さい方から1%目（12番目）の数値を1パーセンタイル値、99%目（1,188番目）の数値を99パーセンタイル値として採用します。

2．貸出金の金利リスク量算定にあたり、期限前返済は考慮していません。

3．要求払預金の金利リスク量は、コア預金（※）の満期を5年以内の期間に均等に振り分けて（平均2.5年）算定しています。

※コア預金とは、明確な金利改定間隔がなく、預金者の要求によって随時払い出される要求払預金のうち、引き出されることなく長期間金融機関に滞留する預金のことです。当金庫では、要求払預金の50%相当額をコア預金と定義しています。

4．毎月リスク量を計測しています。

(9) オペレーショナル・リスクに関する事項

●オペレーショナル・リスクに関するリスク管理の方針および手続きの概要

オペレーショナル・リスクとは、業務の過程、役職員の活動もしくはシステムが不適切であること、または外生的な事象により損失が発生しうるリスクのことで、当金庫では、事務リスク、システムリスク、法務リスク、その他のリスクの4類型に分類してリスク管理を行っています。各リスクの管理部署はリスク管理方針に則り、オペレーショナル・リスク顕在化の未然防止や発生したリスクの影響の極小化を図るために取り組みを行っています。

●オペレーショナル・リスク相当額の算出に使用する手法の名称

当金庫は、基礎的手法によりオペレーショナル・リスク相当額を算出しています。

預金

●預金科目別残高（期末残高）　（単位:百万円）

項　目	平成17年度末				平成18年度末			
	個人	法人			個人	法人		
		公金預金	金融機関預金	その他預金		公金預金	金融機関預金	その他預金
当座預金	-	-	-	14	-	-	-	5
普通預金	70,824	1,419	168	12,061	71,167	1,101	70	11,522
貯蓄預金	264	-	-	-	236	-	-	-
通知預金	4	-	-	0	4	-	-	0
別段預金	182	-	-	18	240	-	-	29
納税準備預金	0	-	-	-	0	-	-	-
定期預金	329,432	962	68	31,420	340,888	1,585	81	32,659
定期積金	229	-	-	17	211	-	-	3
その他の預金	6	-	-	-	4	-	-	-
合計	400,944	2,381	236	43,533	412,753	2,687	151	44,220

●預金種類別内訳（平均残高）　（単位:百万円）

項　目	平成17年度	平成18年度
流動性預金	85,621	87,307
定期性預金	361,480	367,304
譲渡性預金	3,526	5,422
その他の預金	6	5
合計	450,635	460,039

●預金者別内訳（期末残高）　（単位:百万円、%）

項　目	平成17年度末		平成18年度末	
	金　額	構成比	金　額	構成比
団体会員	409,150	91.51	418,127	90.93
民間労働組合	195,059	43.62	195,820	42.58
民間以外の労働組合及び公務員団体	128,004	28.63	130,184	28.31
生活協同組合	2,123	0.47	2,009	0.43
その他の団体	83,962	18.77	90,113	19.59
（うち間接構成員）	(349,814)	(78.24)	(354,196)	(77.03)
個人会員	3,121	0.69	3,043	0.66
国・地方公共団体・非営利法人	2,684	0.60	2,902	0.63
一般員外　（a）	32,139	7.18	35,738	7.77
合計	447,096	100.00	459,812	100.00

（注）　当金庫は、下記のとおり譲渡性預金を含む一般員外預金残高の対総預金残高比率が、労働金庫法施行令第1条の4及び同第1条の7に定められた「100分の10」（平成18年4月1日現在）を下回るため、「会員等以外の者からの監事の選任」並びに「会計監査人の監査」を要しません。
　なお、当金庫は、定款の定めにより会計監査人（監査法人トーマツ）を置き、労働金庫法第41条の2第3項に基づく「会計監査人の監査」を受けております。

（単位:百万円）

項　目	平成17年度末	平成18年度末
一般員外譲渡性預金（b）	200	200
一般員外預金計（c）：（上表の（a）＋（b））	32,339	35,938
譲渡性預金を含む総預金残高（d）	451,949	463,060
一般員外預金比率（c）／（d）×100	7.15%	7.76%

●定期預金の固定金利・変動金利内訳（期末残高）　（単位:百万円）

項　目	平成17年度末	平成18年度末
固定金利定期預金	360,980	374,597
変動金利定期預金	902	617
その他	—	—
合計	361,883	375,214

●財形貯蓄残高（期末残高）　（単位:百万円、%）

項　目	平成17年度末		平成18年度末	
	金　額	預金に占める割合	金　額	預金に占める割合
一般財形	59,868	13.39	61,791	13.43
財形年金	36,567	8.17	36,685	7.97
財形住宅	18,201	4.07	17,830	3.87
合計	114,637	25.64	116,306	25.29

預金及び貸出金にかかる指標

●預貸率　（単位:%）

項　目	平成17年度	平成18年度
預貸率（期末値）	55.27	56.83
預貸率（期中平均値）	53.98	56.08

●常勤役職員一人当たり預金・貸出金残高（平均残高）　（単位:百万円）

項　目	平成17年度	平成18年度
預金残高	1,234	1,217
貸出金残高	666	682

（注）役職員数は期中平均人員を使用しています。

●一店舗当たり預金・貸出金残高（期末残高）　（単位:百万円）

項　目	平成17年度末	平成18年度末
預金残高	19,649	20,133
貸出金残高	10,861	11,443

（注）店舗数は期末の店舗数を使用しています。

貸出金

●貸出金科目別内訳（平均残高）

（単位:百万円）

項　目	平成17年度	平成18年度
手形貸付	2,808	2,964
証書貸付	228,428	243,842
当座貸越	12,024	11,217
割引手形	—	—
合計	243,261	258,024

●貸出金の固定金利・変動金利別内訳(期末残高)

（単位:百万円）

項　目	平成17年度末	平成18年度末
固定金利貸出金	168,818	193,570
変動金利貸出金	80,998	69,632
合計	249,817	263,203

（注）手形貸付・当座貸越については、「固定金利貸出金」に含んでいます。

●貸出金担保種類別内訳（期末残高）

（単位:百万円）

項　目	平成17年度末	平成18年度末
当金庫預金積金	1,286	1,113
有価証券	—	—
動産	1	1
不動産	213,749	226,121
その他	—	—
小計	215,037	227,235
保証	29,813	30,723
信用	4,966	5,243
合計	249,817	263,203

●債務保証見返勘定の担保種類別内訳（期末残高）

（単位:百万円）

項　目	平成17年度末	平成18年度末
当金庫預金積金	—	—
有価証券	—	—
動産	—	—
不動産	—	—
その他	—	—
小計	—	—
保証	614	547
信用	—	—
合計	614	547

●貸出金使途別内訳（期末残高）

（単位:百万円、%）

項　目		平成17年度末		平成18年度末	
		金　額	構成比	金　額	構成比
賃金手当対策資金		-	-	-	-
生活資金		32,828	13.14	31,925	12.12
	自動車費	13,239	5.29	14,403	5.47
	カードローン	10,684	4.27	10,002	3.80
	教育ローン	2,361	0.94	2,368	0.89
	その他	6,542	2.61	5,149	1.95
福利共済資金	運営資金	4,781	1.91	5,090	1.93
	設備資金	404	0.16	402	0.15
生協資金	運営資金	-	-	100	0.03
	設備資金	110	0.04	102	0.03
住宅資金	一般住宅資金	211,693	84.73	225,582	85.70
	住宅事業資金	-	-	-	-
合計		249,817	100.00	263,203	100.00

●貸出金貸出先別・業種別内訳（期末残高）

（単位:百万円、%）

項　目		平成17年度末		平成18年度末	
		金　額	構成比	金　額	構成比
民間労働組合		116,349	46.57	121,951	46.33
民間以外の労働組合及び公務員の団体		49,153	19.67	51,779	19.67
消費生活協同組合及び連合会		218	0.08	293	0.11
その他の団体		67,934	27.19	72,802	27.66
〈うち日本勤労者住宅協会〉		〈-〉	〈-〉	〈-〉	〈-〉
《うち間接構成員》		《233,449》	《93.44》	《246,532》	《93.66》
上記に所属しない個人会員		3,760	1.50	3,164	1.20
会員等計		237,415	95.03	249,990	94.98
預金積金担保貸出		112	0.04	124	0.04
その他		12,289	4.91 (100.00)	13,087	4.97 (100.00)
業種別内訳	製造業	-	(-)	-	(-)
	農業	-	(-)	-	(-)
	林業	-	(-)	-	(-)
	漁業	-	(-)	-	(-)
	鉱業	-	(-)	-	(-)
	建設業	-	(-)	-	(-)
	電気・ガス・熱供給・水道業	-	(-)	-	(-)
	運輸・通信業	103	(0.84)	108	(0.82)
	卸売・小売業・飲食店	-	(-)	-	(-)
	金融・保険業	-	(-)	-	(-)
	不動産業	-	(-)	-	(-)
	サービス業	-	(-)	15	(0.11)
	国・地方公共団体	4,983	(40.54)	5,278	(40.33)
	個人	7,199	(58.58)	7,685	(58.72)
	その他	2	(0.02)	-	(-)
会員外計		12,401	4.96	13,212	(5.02)
合計		249,817	100.00	263,203	100.00

資産査定に係る各種基準の比較

当金庫の「資産査定の債務者区分」、「金融再生法に基づく債権区分」、「労働金庫法施行規則に基づくリスク管理債権」の各基準を比較すると、以下のとおりとなります。

（単位:百万円）

資産査定	
定義	当金庫の資産査定規程
区分単位	債務者単位
対象	債権
破綻先 562	法的・形式的な経営破綻の事実が発生している債務者
実質破綻先 558	法的・形式的な経営破綻の事実は発生していないものの、深刻な経営難の状態にあり、再建の見通しがない状況にあると認められるなど実質的に経営破綻に陥っている債務者
破綻懸念先 1,482	現状、経営破綻の状態にはないが、経営難の状態にあり、経営改善計画などの進捗状況が芳しくなく、今後、経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者
要注意先 3,863	金利減免・利息棚上げを行っているなど貸出条件に問題のある債務者、元本返済もしくは利息支払いが事実上延滞しているなど履行状況に問題がある債務者のほか、業況が低調ないしは不安定な債務者又は財務内容に問題がある債務者などの今後の管理に注意を要する債務者
正常先 252,404	業況が良好であり、かつ財務内容にも特段の問題がないと認められる債務者
その他 5,287	国及び地方公共団体に対する債権及び被管理金融機関に対する債権

金融再生法	
定義	金融機能の再生のための緊急措置に関する法律施行規則第4条
区分単位	債務者単位
対象	総与信
（注1）	
破産更生債権及びこれらに準ずる債権 1,120	破産、会社更生、民事再生などの事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権
（注1）	
危険債権 1,482	債務者が経営破綻の状況には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受け取りができない可能性の高い債権
要管理債権 87	元金又は利息支払が約定支払日の翌日を起算日として3か月以上延滞している貸出金及び経済的困難に陥った債務者の再建又は支援を図り、当該債権の回収を促進することなどを目的に、債務者に有利な一定の譲歩を与える約定条件の改定などを行った貸出金
正常債権（注2） 261,469	債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、要管理債権、危険債権、破産更生債権及びこれらに準ずる債権以外のものに区分される債権

金融再生法に基づく資産の査定の公表においては単位未満を四捨五入して表示しております。

リスク管理債権	
定義	労働金庫法施行規則第114条
区分単位	債権単位
対象	貸出金
（注1）	
（注3）	
破綻先債権 562	債務者が破産、会社更生、民事再生などの申立を行ったこと、及び銀行取引停止処分を受けたことにより未収利息を計上していない貸出金
（注1）	
（注3）	
延滞債権 2,040	元金又は利息支払の遅延が相当期間継続していることなどの事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがなく未収利息を計上していない貸出金のうち破綻先債権以外の貸出金
（注3）	
3か月以上延滞債権 48	元金又は利息支払が約定支払日の翌日から3か月以上延滞している貸出金（破綻先債権、延滞債権を除く）
貸出条件緩和債権 39	債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金（破綻先債権、延滞債権及び3か月以上延滞債権を除く）

（注1）資産査定と金融再生法の数値に差がある場合は直接償却分です。
（注2）総与信のうち要管理債権に係る貸出金以外の債権（未収利息等）については、正常債権に含まれます。
（注3）金融再生法とリスク管理債権の差は、「対象債権」の違いによります。ただし、貸出金元金については、債務者区分により名寄せを行うので、破綻懸念先以下の貸出金未収利息を名寄せした債務者ごとに原則どおり一律資産不計上とした場合は、債務者区分の破綻懸念先以下の貸出金元金合計額と、リスク管理債権の破綻先債権と延滞債権の合計額が一致します。したがって、債務者区分から集計する金融再生法の下位二区分の合計額（貸出金分）にも一致することとなります。

リスク管理債権及び同債権に対する保全状況

リスク管理債権で担保や保証で保全されていない債権額の総貸出残高に占める割合は、0.011%にすぎません。

ろうきんは、平成8年3月期からリスク管理債権の額を会員や利用者のみなさまに公表しています。

平成18年度末のリスク管理債権は、「破綻先債権」が562百万円、「延滞債権」が2,040百万円、「3か月以上延滞債権」が48百万円、「貸出条件緩和債権」が39百万円となっています。

これらリスク管理債権の合計額2,689百万円のうち、不動産等の担保や優良保証機関等の保証が付いている金額や、すでに引き当てられた「個別貸倒引当金(c)」を差し引くと、最終的に保全されていない債権は29百万円となり、総貸出金残高に占める割合はわずか0.011%にとどまっています。

リスク管理に対しては十分な備えをしています。

順調な利息収入が期待できず、元本の回収について懸念のある債権(a)に対して、ろうきんでは「個別貸倒引当金(c)」の引き当てを行い、備えをしています。

回収が懸念される「破綻先債権」と「延滞債権」の合計額(a)に対する個別貸倒引当金残高（62百万円）は、担保や保証の付いている債権額を除いた金額（(a)-(b)の62百万円）の100%をカバーしています。

（単位:百万円）

項　目	平成17年度末	平成18年度末
破綻先債権	516	562
延滞債権	1,752	2,040
小計 (a)	2,268	2,602
うち担保･保証付債権額 (b)	2,178	2,539
うち個別貸倒引当金残高 (c)	90	62
回収が懸念される債権（a）－（b）－（c）（総貸出金に占める割合）	-（ - %）	-（ - %）
個別貸倒引当金の引当率（c）/（(a)－(b)）	100.00%	100.00%
3か月以上延滞債権 (d)	96	48
うち担保･保証付債権額	96	44
貸出条件緩和債権 (e)	41	39
うち担保･保証付債権額	41	13
合計 (a)＋(d)＋(e)	2,407	2,689

（注）1.「リスク管理債権」とは
何らかの理由により、返済されない等の貸出金債権のことで、現在、決算時に各金融機関が公表しているリスク管理債権には、「破綻先債権」「延滞債権」「3か月以上延滞債権」及び「貸出条件緩和債権」があります。
ろうきんも、平成7年度数値から「破綻先債権」「延滞債権」及び「金利減免･利息棚上げ債権」の開示を開始し、平成9年度数値からはこの三つに加え「3か月以上延滞債権」を開示しました。平成10年度数値からは、ディスクロージャー誌での開示項目が法定化されたことに伴って、全金融機関が上記四種類のリスク管理債権の開示を行っています。

2.「破綻先債権」とは
借り手の倒産（個人の場合には、自己破産も）などにより、ろうきんにとって、返済を受けることが困難になる可能性が高い貸出金のことです。

3.「延滞債権」とは
今後上記の「破綻先債権」となる可能性が大きい貸出金、あるいは法的･形式的な破産の事実は発生していないものの、実質的には自己破産の状態に陥っている借り手の貸出金のことです。ろうきんにとっては、収入を生まない貸出金のことです。
「将来において償却すべき貸出金等に変わる可能性の高い債権」ということになります。

4.「3か月以上延滞債権」とは
借り手に収入が入って来なくなる（会社の業績不振等）などの理由で、ろうきんが利息の支払いを3か月以上受けていない貸出金のことです。正常に返済される貸出金以上に、相当の注意をもって管理することが求められる貸出金です。

5.「貸出条件緩和債権」とは
借り手の経営再建などを図るために、貸出金の回収を促進することなどを目的として、貸出金利の免除や利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄など、借り手に有利となる取決めを行っている貸出金のことで、平成10年度数値から公表したものです。（ただし、借り手に有利な条件であっても、再建･支援目的でなければ、「貸出条件緩和債権」には該当しません。）
貸し出したお金は回収されることを前提としている点で、「破綻先債権」と異なります。

6.「うち担保･保証付債権額」とは
「破綻先債権」及び「延滞債権」あるいは「3か月以上延滞債権」のうち、預金定期積金、有価証券および不動産等の確実な担保ならびに保証機関等確実な保証先による保証により回収が可能と見込まれる金額です。

7.「うち個別貸倒引当金残高（c）」とは
「破綻先債権」及び「延滞債権」の債権額について引き当てた個別貸倒引当金の残高で、貸借対照表上の金額とは相違しています。

金融再生法開示債権及び同債権に対する保全状況

以下は、金融機能の再生のための緊急措置に関する法律第7条「資産の査定の公表」に基づくものです。

平成19年3月31日現在の資産査定等の状況は以下のとおりです。

（単位:百万円）

区　分	平成17年度末	平成18年度末
金融再生法上の不良債権 (A)	2,407	2,690
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	869	1,120
危険債権	1,400	1,482
要管理債権	138	87
保全額 (B)	2,407	2,660
貸倒引当金 (C)	91	63
担保･保証等 (D)	2,317	2,597
保全率 (B)/(A) (%)	100.00%	98.90%
担保･保証等控除後債権に対する引当率 (C)/((A)-(D)) (%)	100.00%	67.97%
正常債権 (E)	248,364	261,469
合計 (A)＋(E)	250,771	264,158

（注）1. 金額は決算後（償却後）の計数です。
2. 単位未満四捨五入しています。

「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」とは

総与信額（貸出金、貸付有価証券、外国為替、債務保証見返、与信関係未収利息・仮払金等融資関連の全科目。）のうち、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立てなどの事由によって経営破綻に陥っている借り手に対する債権及びこれに準ずる債権のことです。

「危険債権」とは

総与信額（貸出金、貸付有価証券、外国為替、債務保証見返、与信関係未収利息・仮払金等融資関連の全科目。）のうち、借り手が経営破綻の状態には至っていないものの、財務状態・経営成績が悪化して契約に従った債権の元本の回収と利息の受取りができない可能性が高い債権のことです。

「担保・保証等（D）」とは

「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」あるいは「要管理債権」のうち、預金定期積金、有価証券および不動産等の確実な担保ならびに保証機関等確実な保証先による保証により回収が可能と見込まれる金額です。

「要管理債権」とは

貸出金のうち、上記の「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」と「危険債権」を除いた「3か月以上延滞債権」と「貸出条件緩和債権」の合計額のことです。

「正常債権（E）」とは

総与信額（貸出金、貸付有価証券、外国為替、債務保証見返、与信関係未収利息・仮払金等融資関連の全科目。）のうち、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」及び「要管理債権」を除いたもので、借り手の財務状態及び経営成績に特に問題がない債権のことです。

会員・出資金

●会員数・出資金の内訳

（単位:会員、千円、%）

項　目	平成17年度末			平成18年度末		
	会員数	出資金額	出資割合	会員数	出資金額	出資割合
団体会員	2,249	1,546,277	83.44	2,225	1,549,996	83.72
民間労働組合	1,142	951,632	51.35	1,152	952,939	51.47
民間以外の労働組合及び公務員の団体	652	476,693	25.72	631	478,714	25.85
生活協同組合	21	6,492	0.35	16	6,406	0.34
その他の団体	434	111,460	6.01	426	111,937	6.04
個人会員	12,033	306,687	16.55	11,747	301,239	16.27
その他	-	-	-	-	-	-
合計	14,282	1,852,964	100.00	13,972	1,851,235	100.00

●大口出資会員一覧

（単位:千円、%）

順位	会員名	出資金額	出資金総額に対する割合
1	全林野労働組合中部地方本部長野県協議会	103,700	5.60
2	セイコーエプソン労働組合	101,936	5.50
3	（財）長野県労働者福祉基金協会	88,954	4.80
4	日本電産サンキョー労働組合	45,087	2.43
5	全国林野関連労働組合中部地方本部	37,001	1.99
6	オリンパス労働組合伊那支部	25,659	1.38
7	長野市職員労働組合	23,925	1.29
8	千曲バス労働組合	19,529	1.05
9	伊那市職員労働組合	17,492	0.94
10	富士通労働組合長野支部	16,775	0.90

（平成18年度末現在）

●出資配当等

（単位:千円、%）

項　目	平成17年度（総会承認日 平成18年6月23日）	平成18年度（総会承認日 平成19年6月22日）
出資配当（配当率）	73,930（年4%の割合）	73,878（年4%の割合）
利用配当	117,893	117,881
配当負担率	10.70	10.01

$$配当負担率 = \frac{出資配当+利用配当}{当期末処分剰余金} \times 100$$

有価証券に関する指標

●商品有価証券の種類別の平均残高

当金庫では、証券会社と同じように、国債をお客様に商品として販売しています。しかし、既に発行された国債などの有価証券を「商品有価証券」として手持ち在庫にかかえる売買業務、いわゆるディーリングは行っておりません。

●有価証券の種類別・残存期間別の残高

（単位:百万円）

項　目		期間の定めなし	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
国債	平成18年度末	-	7,983	27,959	11,665	10,221
	平成17年度末	-	2,004	32,681	15,334	8,358
地方債	平成18年度末	-	-	1	-	-
	平成17年度末	-	-	1	-	-
短期社債	平成18年度末	-	2,997	-	-	-
	平成17年度末	-	-	-	-	-
社債	平成18年度末	-	405	7,749	8,599	-
	平成17年度末	-	500	3,601	6,214	-
投資信託	平成18年度末	5,510	-	-	-	-
	平成17年度末	4,414	-	-	-	-
株式	平成18年度末	410	-	-	-	-
	平成17年度末	378	-	-	-	-
外国証券	平成18年度末	27,764	800	23,725	12,470	5,270
	平成17年度末	20,889	8,727	20,749	23,918	10,273
その他の証券	平成18年度末	-	-	-	-	-
	平成17年度末	-	-	-	-	-
合計	平成18年度末	33,684	12,187	59,435	32,736	15,492
	平成17年度末	25,681	11,231	57,033	45,467	18,632

（注）外国証券のうち、「期間の定めなし」に計上したものは、永久債券に該当する債券です。

●有価証券の種類別の平均残高内訳

（単位:百万円、%）

項　目	平成17年度末		平成18年度末	
	金　額	構成比	金　額	構成比
国債	65,772	40.83	57,531	37.52
地方債	0	0.00	1	0.00
短期社債	-	-	870	0.56
社債	7,446	4.62	13,778	8.98
貸付信託	-	-	-	-
投資信託	2,994	1.85	4,395	2.86
株式	250	0.15	276	0.18
外国証券	84,598	52.52	76,478	49.87
その他の証券	-	-	-	-
合計	161,062	100.00	153,332	100.00

（注）社債には、政府保証債、公社公団債、金融債、事業債、新株予約権付社債が含まれます。

●預証率

（単位:%）

項　目	平成17年度	平成18年度
預証率（期末値）	34.96	33.15
預証率（期中平均値）	35.74	33.33

有価証券の時価情報

ろうきんでは、預金の形でお預かりした資金を主として住宅ローンや自動車ローンなどにふり向け、勤労者のお借入れニーズに応えていますが、その資金の一部については、国債等の有価証券の購入に充てています。

これらの有価証券については、毎決算期にその価額を適正に評価し、財務諸表に反映させなければなりません。

このため当金庫は、平成13年3月期より、保有する金融商品について時価会計に基づく決算を実施しています。金融商品会計に基づく情報については、貸借対照表注記をご覧ください。

なお、時価会計をふまえた、ここでの貸借対照表価額は、あくまでも平成19年3月末現在の状況であり、今後、変動していきます。確定（実現）した損益でないものが含まれていることをご理解ください。

1. 売買目的有価証券

（単位:百万円）

	平成17年度末		平成18年度末	
	貸借対照表計上額	当期の損益に含まれた評価差額	貸借対照表計上額	当期の損益に含まれた評価差額
売買目的有価証券	—	—	—	—

2. 満期保有目的の債券で時価のあるもの

（単位:百万円）

項　目	平成17年度末					平成18年度末				
	貸借対照表計上額	時　価	差　額	うち益	うち損	貸借対照表計上額	時　価	差　額	うち益	うち損
地方債	1	1	△0	-	0	1	1	△0	-	0
合計	1	1	△0	-	0	1	1	△0	-	0

（注）1. 時価は、事業年度末における市場価格等に基づいています。

3. その他有価証券で時価のあるもの

（単位:百万円）

項　目	平成17年度末					平成18年度末				
	取得原価	貸借対照表計上額	差　額	うち益	うち損	取得原価	貸借対照表計上額	差　額	うち益	うち損
株式	223	340	116	118	1	234	372	138	141	2
債券	155,812	153,252	△2,560	391	2,951	148,356	147,614	△742	482	1,224
国債	59,362	58,379	△983	25	1,008	58,137	57,830	△307	78	386
短期社債	-	-	-	-	-	2,998	2,997	△1	-	1
社債	10,610	10,315	△294	0	294	16,896	16,754	△141	41	183
外国証券	85,840	84,557	△1,282	365	1,648	70,324	70,031	△292	361	653
その他	3,742	4,414	671	681	9	4,338	5,510	1,171	1,187	16
合計	159,779	158,007	△1,771	1,191	2,962	152,929	153,497	567	1,811	1,243

（注）1. 貸借対照表計上額は、事業年度末における市場価格等に基づく時価により計上したものです。
2. 社債には、政府保証債、公社公団債、金融債、事業債が含まれます。

4. 時価のない有価証券の主な内容および貸借対照表計上額

（単位:百万円）

項　目	平成17年度	平成18年度
子会社株式	30	30
その他有価証券	7	7
非上場株式	7	7
合　計	37	37

金銭の信託の時価情報

（単位:百万円）

	平成17年度末		平成18年度末	
	貸借対照表計上額	当期の損益に含まれた評価差額	貸借対照表計上額	当期の損益に含まれた評価差額
運用目的の金銭の信託	609	71	613	4

（注）1. 貸借対照表計上額は、事業年度末における時価により計上したものです。
2. 時価の算定は、金銭の信託の受託者が合理的に算出した価格によっています。
3. 満期保有目的の金銭の信託及びその他の金銭の信託はありません。

金融先物取引等・デリバティブ取引・先物外国為替取引等

●デリバティブ取引情報

「デリバティブ取引」とは

金融自由化が進むにつれて、国内、国外の金融市場で、金利や為替、株式等に関する先物やスワップ、オプションなどの新しい手法を用いた、いわゆるオフ・バランス取引（帳簿外の取引）が急速に広まってきました。

これらの取引は、「デリバティブ」（金融派生商品）取引と呼ばれ、金利や本来の金融取引から派生した取引のことであり、大きくは次の3つのタイプに分かれます。

（1）先物型 （2）スワップ （3）オプション

●金利関連取引

該当するデリバティブ取引の取扱いはありません。

●通貨関連取引

（単位:百万円）

項　目		平成17年度末				平成18年度末			
		契約額等	うち1年超	時価	評価損益	契約額等	うち1年超	時価	評価損益
店頭	通貨スワップ	-	-	-	-	-	-	-	-
	為替予約	-	-	-	-	0	-	0	0
	売建	-	-	-	-	0	-	0	0
	買建	-	-	-	-	0	-	0	0
	通貨オプション	-	-	-	-	-	-	-	-
	売建	-	-	-	-	-	-	-	-
	コール	-	-	-	-	-	-	-	-
	プット	-	-	-	-	-	-	-	-
	買建	-	-	-	-	-	-	-	-
	コール	-	-	-	-	-	-	-	-
	プット	-	-	-	-	-	-	-	-
	その他	-	-	-	-	-	-	-	-
	売建	-	-	-	-	-	-	-	-
	買建	-	-	-	-	-	-	-	-

●株式関連取引

該当するデリバティブ取引の取扱いはありません。

●債券関連取引

該当するデリバティブ取引の取扱いはありません。

●クレジット・デリバティブ取引

該当するデリバティブ取引の取扱いはありません。

その他

●公共債窓口販売実績　（単位:千円）

項　目	平成17年度	平成18年度
国債	480,730	907,030

●投資信託窓販実績　（単位:千円）

項　目	平成17年度	平成18年度
投資信託	150	268,356

●内国為替取扱実績　（単位:件）

項　目	区　分	平成17年度	平成18年度
送金・振込	各地へ向けた分	220,573	217,528
	各地より受けた分	340,020	349,906
代金・取立	各地へ向けた分	7	6
	各地より受けた分	12	14
合計	各地へ向けた分	220,580	217,534
	各地より受けた分	340,032	349,920

●職員の状況

項　目	平成17年度末	平成18年度末
職員数（人）	356	364
平均年齢	38歳0月	38歳9月
平均勤続年数	15年10月	16年3月
平均給与月額（千円）	399	407

（注）職員及び従業員には、常勤の職員等を記載し、臨時の職員及び臨時の嘱託（平成17年度末95人、平成18年度末95人）は含まれておりません。

●役員報酬の状況　（単位:千円）

項　目	平成17年度	平成18年度
理事	73,569	60,944
監事	17,782	17,633
合計	91,351	78,578

（注）平成18年度において、上記以外に支払った退職手当金は理事14,866千円、監事443千円であり、また、役員賞与金は理事4,724千円であります。

事業概況

●金庫及びその子会社等の主要な事業の内容及び組織の構成

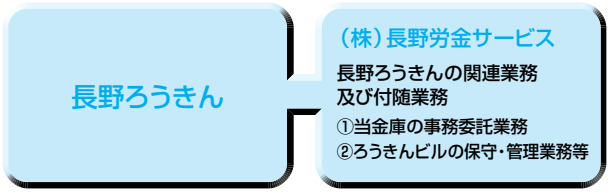

（株）長野労金サービス

当金庫で使用する各帳票等の作成管理事務の受託等の金融補助業務を行う目的で、昭和62年1月26日に営業を開始しました。資本金は30百万円で、全額が長野ろうきんからの出資です。

平成18年度の経常収益につきましては、受託手数料を主とする売上高が92百万円となっています。

また、経常費用につきましては、売上原価が37百万円、販売費及び一般管理費が51百万円となっています。その結果、当期純利益は5百万円となっています。

●金庫の子会社等に関する事項

名　　称	（株）長野労金サービス
主たる事務所の所在地	長野市県町523番地
資本金	30百万円
事業の内容	長野ろうきんの関連業務及び付随業務
設立年月日	昭和62年1月26日
金庫が保有する子会社等の議決権の総株主又は総出資者の議決権に占める割合	100.00%
金庫の一つの子会社等以外の子会社等が保有する当該一の子会社等の議決権の総株主又は総出資者の議決権に占める割合	－

●金庫及びその子会社等の事業の概況

＜純資産＞

当金庫と（株）長野労金サービスを連結した結果、利益剰余金は37,126百万円となりました。

また、出資金は当金庫の上記連結対象子会社等への出資に連結に伴う調整消去を加えた結果、1,851百万円となり、純資産は、前期より3,162百万円増加して39,369百万円（増加率8.73%）となりました。

＜預金＞

平成18年度は、上記連結子会社からの預金積金に連結に伴う調整消去を加えた結果、459,667 百万円（増加率2.84%）となりました。

＜貸出金＞

当金庫は、平成19年3月末現在、上記連結子会社への貸出金はなく、金庫単体の貸出金残高と変わらず、期末残高は、前年同期より13,385百万円増加して263,203百万円（増加率5.35%）となりました。

＜損益＞

平成18年度の経常収益は、9,108百万円（87百万円、0.97%増）、一方、経常費用は、7,747百万円（999百万円、14.81%増）となりました。その結果、上記連結対象子会社とのグループ全体の当期純利益は119百万円増加し、1,739百万円となりました。

当金庫が本業たる金融業務にすべての力を結集できることを目的とし、当金庫の付随業務を受託する長野労金サービスの存在は重要となります。当金庫、子会社ともに内部体制の充実、より効率的な業務運営を図り、新たな委託関係を模索していく必要があります。

また、経営の透明性を高めるため、連結経営内容の情報開示を積極的に行ってまいります。

●金庫及びその子会社等の主要な事業の状況を示す指標（単位:百万円、%）

項　　目	平成16年度	平成17年度	平成18年度
経常収益	8,629	9,021	9,108
経常利益	1,922	2,273	1,361
当期純利益	1,494	1,620	1,739
純資産額	36,940	36,207	39,369
総資産額	485,176	492,826	507,307
連結自己資本比率	15.30	14.28	17.46

（注）1. 貸借対照表関係の項目については、年度の期末残高を記載しています。
2. 連結自己資本比率は、労働金庫法第94条第1項において準用する銀行法第14条の2の規定に基づく金融庁・厚生労働省告示に定められた算式に基づいて算出したものです。
3. 連結自己資本比率について、平成17年度以前は「旧基準」、平成18年度は「新基準」に基づき算出しています。

連結貸借対照表

（単位:百万円）

資　産　の　部	平成17年度末	平成18年度末
現金及び預け金	74,404	79,819
買入金銭債権	-	-
金銭の信託	609	613
商品有価証券	-	-
有価証券	158,016	153,506
貸出金	249,817	263,203
外国為替	-	-
その他資産	5,064	5,260
有形固定資産	3,650	3,498
無形固定資産	5	6
繰延税金資産	1,607	932
再評価に係る繰延税金資産	-	-
連結調整勘定	-	-
債務保証見返	614	547
貸倒引当金（△）	△963	△79
合計	492,826	507,307

（単位:百万円）

負債及び純資産の部	平成17年度末	平成18年度末
預金積金	446,961	459,667
譲渡性預金	4,852	3,247
借用金	-	-
コマーシャル・ペーパー	-	-
外国為替	-	-
その他負債	1,824	2,013
代理業務勘定	7	10
賞与引当金	191	192
役員賞与引当金	-	3
退職給付引当金	2,130	2,222
役員退任慰労引当金	36	32
繰延税金負債	-	-
再評価に係る繰延税金負債	-	-
連結調整勘定	-	-
債務保証	614	547
負債合計	456,618	467,938
出資金	1,852	1,851
資本剰余金	-	-
利益剰余金	35,577	37,126
処分未済持分（△）	-	-
自己優先出資（△）	-	-
会員勘定合計	37,430	38,977
その他有価証券評価差額金	△1,223	392
土地再評価差額金	-	-
評価・換算差額等合計	△1,223	392
少数株主持分	-	-
純資産合計	36,207	39,369
合計	492,826	507,307

連結損益計算書

（単位:百万円）

科　　目	平成17年度	平成18年度
経常収益	9,021	9,108
資金運用収益	8,302	8,743
貸出金利息	5,911	6,098
預け金利息	531	667
有価証券利息配当金	1,779	1,916
その他の受入利息	79	61
役務取引等収益	157	193
その他業務収益	414	132
その他経常収益	145	39
経常費用	6,747	7,747
資金調達費用	285	556
預金利息	283	548
給付補てん備金繰入額	△0	△0
譲渡性預金利息	2	7
借用金利息	-	-
コマーシャル・ペーパー利息	-	-
その他の支払利息	-	-
役務取引等費用	604	632
その他業務費用	248	744
経費	5,575	5,798
その他の経常費用	34	14
貸倒引当金繰入額	29	-
その他の経常費用	4	14
経常利益	2,273	1,361
特別利益	35	886
固定資産処分益	3	-
貸倒引当金戻入益	-	857
償却債権取立益	0	0
その他の特別利益	31	28
特別損失	31	26
固定資産処分損	13	8
減損損失	18	17
その他の特別損失	0	0
税金等調整前当期純利益	2,277	2,221
法人税、住民税及び事業税	592	724
未払法人税等取崩額（△）	-	△195
法人税等調整額	64	△48
少数株主利益	-	-
当期純利益	1,620	1,739

注記事項

●連結貸借対照表

1．記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。
2．有価証券の評価基準及び評価方法
有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、子会社株式については移動平均法による原価法、その他有価証券のうち時価のあるものについては、決算日の市場価格等に基づく時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）、時価のないものについては移動平均法による原価法により行っております。なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。
3．金銭の信託の評価基準及び評価方法
有価証券運用を主目的とする単独運用の金銭の信託において、信託財産として運用されている有価証券の評価は時価法により行っております。
4．デリバティブ取引の評価基準及び評価方法
デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。
5．有形固定資産の減価償却の方法
有形固定資産の減価償却は、当金庫の定める動産不動産取扱細則に基づき定率法（ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物（建物附属設備を除く）については定額法）を採用しております。なお主な耐用年数は以下のとおりです。
建　物　　10年　～　25年
動　産　　5年　～　15年
連結される子会社の有形固定資産については、資産の見積耐用年数（5年）に基づき、主として定額法により償却しております。
6．無形固定資産の減価償却の方法
無形固定資産の減価償却は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、当金庫内並びに連結される子会社における利用可能期間（5年）に基づいて償却しております。
7．外貨建資産・負債
外貨建資産・負債の本邦通貨への換算基準については、改訂後の外貨建取引等会計処理基準（企業会計審議会平成11年10月22日）を適用しております。
8．貸倒引当金の計上基準
貸倒引当金は、当金庫の定める資産査定規程及び決算経理規程に定める償却・引当基準に基づき、以下のとおり計上しております。
正常先債権及び要注意先債権に相当する債権（以下「債権」とは、貸出金及び貸出金に準ずるその他の債権のことをいう。）については、一定の種類ごとに分類し、過去の一定期間における各々の貸倒実績から算出した予想損失率に基づいた引当額を引き当てることとしております。
破綻懸念先債権に相当する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち必要と認める額を引き当てております。
破綻先債権及び実質破綻先債権に相当する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額を引き当てております。
すべての債権は、当金庫の資産査定規程に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。
当金庫の引当基準は日本公認会計士協会銀行等監査特別委員会報告第4号「銀行等金融機関の資産の自己査定に係る内部統制の検証並びに貸倒償却及び貸倒引当金の監査に関する実務指針」に基づいて定めております。
なお、正常債権及び要注意先債権に相当する債権について、従来は前記引当額と法人税法上の法定繰入率による引当限度額のうちいずれか大きい方を引当てることとしておりましたが、当期より貸倒実績から算出した予想損失率に基づいた引当額を引当てることとしております。この変更により従来の方法に比べ貸倒引当金は904,346千円減少しております。
9．賞与引当金の計上基準
賞与引当金は、職員への賞与の支給に備えるため、職員に対する賞与の支給見込額のうち、当連結会計年度に帰属する額を計上しております。
10．役員賞与引当金の計上基準
役員賞与引当金は、役員への賞与の支払に備えるため、役員に対する賞与の支払見込額のうち、当連結会計年度に帰属する額を計上しております。
11．退職給付引当金の計上基準
退職給付引当金は、職員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき必要額を計上しております。
当連結会計年度末の退職給付債務等に関する事項は以下のとおりです。

退職給付債務（イ+ロ+ハ+ニ）	3,889,046千円
年金資産残高（イ）	1,560,990
未認識過去勤務債務（ロ）	△129,447
未認識数理計算上の差異（ハ）	234,737
退職給付引当金（ニ）	2,222,766

当連結会計年度の退職給付費用に関する事項は以下のとおりです。

退職給付費用（イ+ロ+ハ+ニ+ホ）	264,946千円
勤務費用（イ）	169,232
利息費用（ロ）	74,673
期待運用収益（ハ）	△43,635
過去勤務債務の費用処理額（ニ）	△37,942
数理計算上の差異費用処理額（ホ）	102,618

退職給付債務等の計算の基礎に関する事項は以下のとおりです。

退職給付見込額の期間配分方法	期間定額基準
割引率	2.0%
期待運用収益率	3.0%
過去勤務債務の処理年数	各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定年数（7年）
数理計算上の差異の処理年数	7年

12．役員退任慰労引当金の計上基準
役員退任慰労引当金は、役員退任慰労金規程に基づき、役員が退任した場合の当期末要支給額に相当する額を引き当てております。
13．消費税及び地方消費税
当金庫並びに連結される子会社の消費税及び地方消費税の会計処理は税込方式によっております。
14．有形固定資産の減価償却累計額、減損損失累計額及び圧縮記帳額
有形固定資産の減価償却累計額　　6,012,442千円
有形固定資産の減損損失累計額　　430,539千円
有形固定資産の圧縮記帳額　　21,493千円
15．労働金庫の理事及び監事との間の取引による理事及び監事に対する金銭債権総額　158,955千円
16．子会社等の株式又は出資金の総額（連結子会社及び連結子法人等の株式（及び出資）を除く）　－千円
17．リース契約により使用する重要な固定資産
当金庫並びに連結される子会社のリース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。
なお、貸借対照表に計上した固定資産のほか、業務用の自動車等についてはリース契約により使用しております。
18．破綻先債権額及び延滞債権額
貸出金のうち、破綻先債権額は562,105千円、延滞債権額は2,040,283千円です。
なお破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していること、その他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込がないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という）のうち、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金です。
また延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払いを猶予した貸出金以外の貸出金です。
19．3か月以上延滞債権額
貸出金のうち、3か月以上延滞債権額は48,047千円です。
なお3か月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日を起算日として3か月以上延滞している貸出金で「破綻先債権」及び「延滞債権」に該当しないものです。
20．貸出条件緩和債権額
貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は39,072千円です。
なお貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建・支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄、その他の債務者に有利になる取り決めを行った貸出金で「破綻先債権」、「延滞債権」及び「3か月以上延滞債権」に該当しないものです。
21．破綻先債権額、延滞債権額、3か月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額
破綻先債権額、延滞債権額、3か月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は、2,689,508千円です。
なお19．から21．に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額です。
22．担保に供している資産
担保に供している資産は以下のとおりです。
担保に供している資産　　有価証券　1,000千円
担保資産に対応する債務　　預金　　179千円
上記のほか、為替決済取引及び手形交換取引等の担保として預け金 17,595,500千円を、先物取引証拠金等の代用として有価証券1,000,000千円を差し入れております。
また、その他の資産のうち敷金保証金は13,850千円であります。
23．出資1口当たりの純資産額　　21,266円59銭
「1株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第4号平成14年9月25日）が平成18年1月31日付で改正され、会社法施行日以後終了する連結会計年度から適用されることになったことに伴い、当連結会計年度から同適用指針を適用しております。
24．有価証券の時価、評価差額等に関する事項
有価証券の時価、評価差額等に関する事項は以下のとおりです。
これらには、「国債」「地方債」「短期社債」「社債」「株式」等、有価証券が含まれております。
（1） 満期保有目的の債券で時価のあるもの

	連結貸借対照表計上額	時　価	差　額	うち益	うち損
地方債	1,029千円	1,007千円	△22千円	－千円	22千円
合　計	1,029	1,007	△22	－	22

（2） その他有価証券で時価のあるもの

	取得原価	連結貸借対照表計上額	評価差額	うち益	うち損
国債	58,137,570千円	57,830,189千円	△307,380千円	78,981千円	386,362千円
短期社債	2,998,858	2,997,680	△1,178	－	1,178
社債	16,896,143	16,754,980	△141,163	41,984	183,148
外国証券	70,324,259	70,031,802	△292,457	361,468	653,926
株式	234,122	372,710	138,588	141,421	2,833
その他	4,338,947	5,510,251	1,171,303	1,187,687	16,383
合計	152,929,902	153,497,614	567,711	1,811,544	1,243,833

上記の差額567,711千円から繰延税金負債175,593千円を差し引いた額392,118千円が、「その他有価証券評価差額金」に含まれております。
当連結会計年度中において行った減損処理はありません。なお、時価が著しく下落したと判断するための合理的な基準は、期末における時価の下落率によって定めております。
25．当連結会計年度中に売却したその他有価証券
当連結会計年度中に売却したその他有価証券は以下のとおりです。

売却額	売却益	売却損
23,621,834千円	133,846千円	695,867千円

26．時価のない有価証券
時価のない有価証券のうち、主なものの内容と連結貸借対照表計上額は以下のとおりです。

内　容	連結貸借対照表計上額
その他有価証券	7,600
非上場株式（店頭売買株式を除く）	7,600

27．その他有価証券のうち満期があるもの及び満期保有目的の債券の償還予定額
その他有価証券のうち満期があるもの及び満期保有目的債券の期間ごとの償還予定額は、以下のとおりです。

	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
国債	7,983,700千円	27,959,631千円	11,665,457千円	10,221,400千円
地方債	－	1,029	－	－
短期社債	2,997,680	－	－	－
社債	405,720	7,749,270	8,599,990	－
外国証券	800,342	23,725,695	12,470,867	5,270,750
合計	12,187,442	59,435,626	32,736,314	15,492,150

28．金銭の信託の保有目的別内訳
金銭の信託の保有目的別の内訳は以下のとおりです。

運用目的の金銭の信託	
連結貸借対照表計上額	613,305千円
当連結会計年度の損益に含まれた評価差額	4,025

29．当座貸越契約等
当座貸越契約及び貸出金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された案件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸し付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は62,319,610千円であります。
このうち原契約期間が1年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なものは、41,205,146千円です。
これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当金庫（並びに連結される子会社）の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全、その他相当の事由があるときは、当金庫が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項がつけられております。
また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている庫内手続きに基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。
なお、総合口座についての未実行残高は上記の金額のうち21,114,464千円ですが、定期預金を担保としており債権保全上の措置をとっております。

30．繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳
　繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳は、それぞれ以下のとおりです。

繰延税金資産	
退職給付引当金損金算入限度超過額	616,190千円
減価償却限度超過額	240,610
減損損失	110,272
景品交換費用損金否認額	91,543
賞与引当金損金否認額	59,557
未払事業税	43,763
その他	105,809
繰延税金資産小計	1,267,748
評価性引当額	△155,154
繰延税金資産合計	1,112,593
繰延税金負債	
固定資産圧縮記帳積立額	4,738
その他有価証券評価差額金	175,593
繰延税金負債合計	180,331
繰延税金資産の純額	932,262千円

31．表示方法の変更
　「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」（企業会計基準第5号平成17年12月9日）及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」（企業会計基準適用指針第8号平成17年12月9日）が会社法施行日以後終了する連結会計年度から適用されることになったこと等から、労働金庫法施行規則（昭和57年3月31日付大蔵省・労働省令第1号）別紙様式が「労働金庫法施行規則の一部を改正する命令」（平成18年4月28日付内閣府・厚生労働省令第3号、同年10月12日付内閣府・厚生労働省令第4号）により改正され、これに伴い、当連結会計年度から以下のとおり表示を変更しております。
（1）　従来の「会員勘定」は「純資産の部」とし、「会員勘定合計」、「評価・換算差額等合計」に区分のうえ表示しております。
　なお、当連結会計年度末における従来の「会員勘定」に相当する金額は39,369百万円であります。
（2）　純額で「繰延ヘッジ損失」（又は「繰延ヘッジ利益」）として「その他資産」（または「その他負債」）に含めて計上していたヘッジ手段に係る損益又は評価差額は、税効果額を控除のうえ評価・換算差額等の「繰延ヘッジ損益」として相殺表示しております。
（3）　「株式等評価差額金」は、「その他有価証券評価差額金」として表示しております。
（4）　負債計の次に表示していた「小数株主持分」は、純資産の部に表示しております。
（5）　「金融機関貸付等」に含めて表示することとしていた「金融機関貸付金」は貸出金に含めて表示することとし、「金融機関貸付等」の表示を廃止しております。
　また、「金融機関貸付等」に含めて表示していた「コールローン及び買入手形」、「買現先勘定」及び「債券貸借取引支払保証金」は、大科目として表示しております。
（6）　「動産不動産」は「有形固定資産」「無形固定資産」又は「その他資産」に区分して表示しております。
　①「動産不動産」中の土地、建物、動産、建設仮勘定は、「有形固定資産」として表示しております。
　②「動産不動産」中の権利金は、「無形固定資産」中の「その他の無形固定資産」に含めて表示し、保証金は「その他資産」に含めて表示しております。
　③「動産不動産」中のソフトウェアは、「無形固定資産」中の「その他の無形固定資産」として表示しております。
（7）　資産の部に独立掲記していた「連結調整勘定」は、「無形固定資産」中の「のれん」として表示しております。
（8）　「借用金」に含めて表示されていた「コールマネー及び売渡手形」、「売現先勘定」、「債券貸借取引受入担保金」は、大科目として表示しております。

●連結損益計算書

1．記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。
2．出資１口当たりの当期純利益金額　　939円33銭
3．固定資産の重要な減損損失
　当連結会計年度において、以下の資産グループ及び資産に減損損失を計上しております。

場　所	用　途	種　類	減損損失
飯田支店	営業店	土地	5,094千円
福島支店	営業店	土地	12,650

　営業用店舗については支店ごとに収支の把握を行っていることから各拠点を、遊休資産については各資産を、グルーピングの最小単位としております。本店（本店営業部占有部分を除く）は、共用資産としております。
　上記の営業用店舗は、割引前キャッシュ・フローの総額が帳簿価額に満たないことから、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額（17,744千円）を減損損失として特別損失に計上しております。
　回収可能価額は、正味売却価額と使用価値のいずれか高い価額としておりますが、当期において使用した回収可能価額は正味売却価額であります。なお、正味売却価額は、市町村が公表する固定資産税の評価額に基づき算出し、使用価値は将来キャッシュ・フロー見積額を5.79%で割り引いて算出しております。
4．表示方法の変更
（1）　「金融機関貸付等利息」の内訳として表示していた「金融機関貸付金利息」は「貸出金利息」に含まれております。また、「コールローン利息及び買入手形利息」、「買現先利息」及び「債券貸借取引受入利息」は、「金融機関貸付等利息」の表示を廃止したことから、当連結会計年度からは「資金運用収益」の内訳科目として表示しております。
（2）　「借用金利息」に含めて表示していた「コールマネー利息及び売渡手形利息」、「売現先利息」及び「債券貸借取引支払利息」は、当連結会計年度からは独立科目として表示しております。
（3）　「動産不動産処分益」は、当連結会計年度からは「固定資産処分益」として表示しております。
（4）　貸倒引当金取崩超過額は、「特別利益」中の「その他の特別利益」に含めて表示しておりましたが、当連結会計年度からは「特別利益」中の「貸倒引当金戻入益」として表示しております。
（5）　「動産不動産処分損」は、当連結会計年度からは「固定資産処分損」として表示しております。
5．未払法人税等取崩額の内容
　過年度の未払法人税等のうち支払可能性が低くなった額を取崩したものです。

連結剰余金計算書

（単位:百万円）

科　目	平成17年度	平成18年度
利益剰余金期首残高	34,149	35,577
利益剰余金増加高	1,620	1,739
利益剰余金減少高	191	191
配当金	191	191
役員賞与	-	-
利益剰余金期末残高	35,577	37,126

自己資本比率

●自己資本の充実の状況

（単位:%）

項　目	平成17年度末	平成18年度末
連結自己資本比率（国内基準）	14.28	17.46

（注）平成17年度末は「旧基準」、平成18年度末は「新基準」に基づき算出しています。

$$\text{自己資本比率} = \frac{\text{自己資本の額（基本的項目＋補完的項目－控除項目）}}{\text{信用リスク・アセット（資産の各項目にリスク・ウェイトを乗じて得た額の合計額＋各オフ・バランス取引の与信相当額にリスク・ウェイトを乗じて得た額の合計額）＋オペレーショナル・リスク相当額×12.5（注）}} \times 100$$

（注）8%（国際統一基準の自己資本比率）の逆数である12.5を乗じています。

（1）自己資本の構成に関する事項

（単位:百万円）

項　目		平成17年度末	平成18年度末
基本的項目（Tier1）	出資金	1,852	1,851
	非累積的永久優先出資	-	-
	利益剰余金	35,386	36,934
	その他有価証券の評価差損（△）	△1,223	-
	計　（A）	36,015	38,785
補完的項目（Tier2）	一般貸倒引当金	866	9
	負債性資本調達手段	-	-
	補完的項目不算入額（△）	—	-
	計　（B）	866	9
控除項目	他の金融機関の資本調達手段の意図的な保有相当額	-	-
	基本的項目から控除分を除く、自己資本控除とされる証券化エクスポージャー及び信用補完機能を持つI/Oストリップス	—	14
	控除項目不算入額（△）	—	-
	計　（C）	-	14
自己資本	（A）＋（B）－（C）　（D）	36,882	38,780

（注）1. 平成17年度末は、旧基準に基づき算出した数値を記載しています。
2. 平成18年度末は、新基準に基づき算出した数値を記載しています。

●連結の範囲に関する事項

・連結の範囲について、「労働金庫法第94条第1項において準用する銀行法第14条の2の規定に基づき、労働金庫及び労働金庫連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準（平成18年金融庁・厚生労働省告示第7号。以下、告示という）第3条に規定する連結自己資本比率を算出する対象となる会社の集団（連結グループ）に属する会社」と「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規制に基づき連結の範囲に含まれる会社」に相違ありません。

・告示第7条が適用される金融業務を営む関連法人等に該当するものはありません。

・告示第6条第1項第2号イからハまでに掲げる控除項目の対象となる会社（金融子会社、金融業務を営む会社、及び保険子法人等）に該当するものはありません。

・労働金庫法（昭和28年法律第227号）第58条の3第1項第1号イに掲げる業務を専ら営むもの（労働金庫の行う業務に付属する業務を専ら営む会社）、若しくは同項第2号に掲げる会社（新たな事業分野を開拓する会社）であって、連結グループに属していない会社に該当するものはありません。

・連結グループのうち、自己資本比率規制の対象となる子会社等はありません。したがって、グループ内の資金及び自己資本の移動に係る制限等は設けておりません。

●自己資本調達手段の概要

平成18年度末の自己資本のうち、出資金は、すべて「普通出資金」により調達しています。

（2）自己資本の充実度に関する事項

●自己資本

（単位:百万円）

項　目		平成17年度末	平成18年度末
自己資本	（A）	36,882	38,780
基本的項目（Tier1）	（B）	36,015	38,735
補完的項目（Tier2）		866	9
控除項目		-	14

●リスク・アセットおよび所要自己資本

（単位:百万円）

	平成17年度末		平成18年度末	
	リスク・アセット	所要自己資本	リスク・アセット	所要自己資本
信用リスク　（C）	258,136	10,325	207,471	8,298
標準的手法が適用されるポートフォリオごとのエクスポージャー	258,136	10,325	207,471	8,298
ソブリン向け	203	8	191	7
金融機関向け	20,032	801	60,168	2,406
事業法人向け	-	-	11,152	446
中小企業等・個人向け	-	-	60,203	2,408
抵当権付住宅ローン	83,844	3,353	61,593	2,463
不動産取得事業向け	-	-	100	4
延滞債権	-	-	692	27
その他	154,055	6,162	13,369	534
証券化エクスポージャー	—	—	0	0
オペレーショナル・リスク（D）	—	—	14,572	582
リスク・アセット、所要自己資本の総額（C）＋（D）　（E）	258,136	10,325	222,044	8,881
連結自己資本比率（国内基準）（A）/（E）×100	14.28%		17.46%	
連結におけるTier1比率（B）/（E）×100	13.95%		17.46%	

（注）1. 平成17年度末は、旧基準に基づき算出した数値を記載しています。
2. 平成18年度末は、新基準に基づき算出した数値を記載しています。
3. 標準的手法が適用されるポートフォリオごとのエクスポージャーのうち「その他」は、出資、複数の資産を裏付けとする資産等です。

用語等の解説等につきましては単体自己資本比率の該当ページ（P32～P37）をご参照ください。

(3)信用リスクに関する事項(証券化エクスポージャーを除く)
①信用リスクに関するエクスポージャーおよび主な種類別の期末残高

●地域別

(単位:百万円)

エクスポージャー区分 / 地域区分	合計	貸出金、コミットメントおよびその他のデリバティブ以外のオフ・バランス取引	債　券	店頭デリバティブ取引	複数の資産を裏づけとする資産(ファンド等)	その他の資産等	延滞エクスポージャー
	平成18年度末	平成18年度末	平成18年度末	平成18年度末	平成18年度末	平成18年度末	平成18年度末
国　内	480,866	274,319	112,468	0	3,835	90,243	547
国　外	35,262	-	34,654	-	481	125	-
合　計	516,129	274,319	147,123	0	4,317	90,369	547

(注)本開示は、平成18年度以降適用される新自己資本比率規制に対応しているため、平成17年度の計数を算定しておりません。

●業種別

(単位:百万円)

エクスポージャー区分 / 業種区分	合計	貸出金、コミットメントおよびその他のデリバティブ以外のオフ・バランス取引	債　券	店頭デリバティブ取引	複数の資産を裏づけとする資産(ファンド等)	その他の資産等	延滞エクスポージャー
	平成18年度末	平成18年度末	平成18年度末	平成18年度末	平成18年度末	平成18年度末	平成18年度末
製造業	3,315	-	3,160	-	-	155	-
農業	-	-	-	-	-	-	-
林業	-	-	-	-	-	-	-
漁業	-	-	-	-	-	-	-
鉱業	10	-	-	-	-	10	-
建設業	419	-	405	-	-	14	-
電気・ガス・熱供給・水道業	21	-	-	-	-	21	-
運輸・通信業	114	108	-	-	-	6	-
卸売・小売業・飲食店	504	-	489	-	-	15	-
金融・保険業	160,899	11	80,168	0	-	80,719	3
不動産業	2,908	245	1,486	-	1,176	0	-
サービス業	604	594	-	-	-	9	-
国・地方公共団体	65,087	5,278	59,727	-	-	81	-
個人	268,479	268,080	-	-	-	398	543
その他	13,762	-	1,685	-	3,141	8,935	-
合計	516,129	274,319	147,123	0	4,317	90,369	547

(注)本開示は、平成18年度以降適用される新自己資本比率規制に対応しているため、平成17年度の計数を算定しておりません。

●残存期間別

(単位:百万円)

エクスポージャー区分 / 期間区分	合計	貸出金、コミットメントおよびその他のデリバティブ以外のオフ・バランス取引	債　券	店頭デリバティブ取引	複数の資産を裏づけとする資産(ファンド等)	その他の資産等
	平成18年度末	平成18年度末	平成18年度末	平成18年度末	平成18年度末	平成18年度末
期間の定めのないもの	53,416	11	27,489	-	4,317	21,598
1年以下	159,108	123,232	12,177	0	-	23,697
1年超3年以下	139,989	83,312	34,735	-	-	21,940
3年超5年以下	63,484	15,755	24,595	-	-	23,132
5年超7年以下	28,423	12,932	15,490	-	-	-
7年超10年以下	47,726	30,572	17,154	-	-	-
10年超	23,980	8,501	15,479	-	-	-
合計	516,129	274,319	147,123	0	4,317	90,369

(注)・本開示は、平成18年度以降適用される新自己資本比率規制に対応しているため、平成17年度の計数を算定しておりません。
・エクスポージャー区分「貸出金、コミットメントおよびその他のデリバティブ以外のオフ・バランス取引」に該当するオフ・バランス取引のうち、「現契約期間が1年超のコミットメント」については、「1年超3年以下」の区分に合計で計上しております。

②一般貸倒引当金、個別貸倒引当金の期末残高および期中の増減額

（単位:百万円）

		期首残高	当期増加額	当期減少額		期末残高
				目的使用	その他	
一般貸倒引当金	平成18年度末	866	9	-	866	9
	平成17年度末	836	866	-	836	866
個別貸倒引当金	平成18年度末	97	69	26	70	69
	平成17年度末	98	97	-	98	97
合計	平成18年度末	963	79	26	936	79
	平成17年度末	934	963	-	934	963

③個別貸倒引当金および貸出金償却の残高等

（単位:百万円）

業種区分	個別貸倒引当金					貸出金償却
	期首残高	当期増加額	当期減少額		期末残高	
			目的使用	その他		
	平成18年度末	平成18年度末	平成18年度末	平成18年度末	平成18年度末	平成18年度末
製造業	-	-	-	-	-	-
農業	-	-	-	-	-	-
林業	-	-	-	-	-	-
漁業	-	-	-	-	-	-
鉱業	-	-	-	-	-	-
建設業	-	-	-	-	-	-
電気･ガス･熱供給･水道業	-	-	-	-	-	-
運輸･通信業	-	-	-	-	-	-
卸売･小売業･飲食店	-	-	-	-	-	-
金融･保険業	-	-	-	-	-	-
不動産業	-	-	-	-	-	-
サービス業	6	6		6	6	-
国･地方公共団体	-	-	-	-	-	-
個人	90	62	26	63	62	0
その他	-	-	-	-	-	-
合計	97	69	26	70	69	0

（注）当金庫では国外への融資を行っていないため、個別貸倒引当金および貸出金償却とも、すべて国内の残高です。
本開示は、平成18年度以降適用される新自己資本比率規制に対応しているため、平成17年度の計数を算定しておりません。

④リスク・ウェイトの区分ごとのエクスポージャーの額等

（単位:百万円）

リスク・ウェイト区分	エクスポージャーの額		
	平成18年度末		
	格付有り	格付無し	合　計
0%	11	67,141	67,153
10%	1,917	1	1,918
20%	32,100	76,903	109,003
35%	-	175,980	175,980
50%	12,615	34	12,649
75%	-	92,462	92,462
100%	39,992	16,611	56,603
150%	3	349	353
350%	-	3	3
自己資本控除	-	-	-
合計	86,640	429,488	516,129

（注）1.格付けは、適格格付期間が信用供与に付与したものを使用しています。
2.エクスポージャーは、信用リスク削減手法勘案後のリスク･ウェイトに区分しています。
3.本開示は、平成18年度以降適用される新自己資本比率規制に対応しているため、平成17年度の計数を算定しておりません。

(4)信用リスク削減手法に関する事項

●信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー

（単位:百万円）

	適格金融資産担保	保証	クレジット・デリバティブ
	平成18年度末	平成18年度末	平成18年度末
信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー	9,031	109	-
ソブリン向けエクスポージャー	-	-	-
金融機関向けエクスポージャー	-	-	-
事業法人等向けエクスポージャー	-	108	-
中小企業等･個人向けエクスポージャー	8,981	0	-
抵当権付住宅ローン	-	-	-
不動産取得事業向けエクスポージャー	50	-	-
延滞エクスポージャー	-	-	-

（注）本開示は、平成18年度以降適用される新自己資本比率規制に対応しているため、平成17年度の計数を算定しておりません。

(5)派生商品取引および長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項

（単位:百万円）

	派生商品取引		
	外国為替関連取引	金利関連取引	株式関連取引
	平成18年度末	平成18年度末	平成18年度末
グロス再構築コストの額　(A)	-	-	-
グロスのアドオン　(B)	0	-	11
ネッティングによる与信相当額の削減額　(C)	-	-	-
担保による信用リスク削減手法の効果勘案前の与信相当額　(A)+(B)-(C)=(D)	0	-	11
担保の額　(E)	-	-	-
担保による信用リスク削減手法の効果勘案後の与信相当額　(D)-(E)	0	-	11

（注）1.与信相当額は、カレント・エクスポージャー方式を用いて算出しています。
2.クレジット・デリバティブ取引の取扱いはありません。
3.本開示は、平成18年度以降適用される新自己資本比率規制に対応しているため、平成17年度の計数を算定しておりません。

(6)証券化エクスポージャーに関する事項

●保有する証券化エクスポージャーの額および主な原資産の種類別内訳

（単位:百万円）

	平成18年度末
証券化エクスポージャーの額	14
有価証券（外国証券）	10
有価証券（投資信託）	4

（注）1. 本開示は、平成18年度以降適用される新自己資本比率規制に対応しているため、平成17年度の計数を算定しておりません。
2. 当金庫では、保有する有価証券のうち外国証券及び投資信託において、その構成する資産の内訳に「証券化商品」を含むものについて、上記に計上しております。
「証券化商品」とは、債権や不動産など一定のキャッシュ・フロー（利息収入等）を生む資産を裏付けとして証券等が発行され、第三者に販売する仕組みの金融商品です。
当金庫で保有する有価証券に含まれる証券化商品については、主にCMBS（商業用不動産ローン担保証券）等で構成されております。

●保有する証券化エクスポージャーのリスク・ウェイト区分ごとの残高および所要自己資本の額等

（単位:百万円）

リスク・ウェイト区分	エクスポージャー残高	所要自己資本の額
	平成18年度末	平成18年度末
20%	0	0
50%	-	-
100%	-	-
350%	-	-
自己資本控除	14	—
有価証券（外国証券）	10	—
有価証券（投資信託）	4	—

（注）1. 所要自己資本の額＝エクスポージャー残高×リスク・ウェイト×4%
2. 本開示は、平成18年度以降適用される新自己資本比率規制に対応しているため、平成17年度の計数を算定しておりません。
3. 当金庫では、保有する有価証券のうち外国証券及び投資信託において、その構成する資産の内訳に「証券化商品」を含むものについて、上記に計上しております。

●証券化エクスポージャーに関する経過措置の適用により算出される信用リスク・アセットの額
該当ございません。

(7) 出資等エクスポージャーに関する事項
①出資等エクスポージャーの貸借対照表計上額等 (単位:百万円)

		出資等エクスポージャー					
			うち、その他有価証券で時価のあるもの				
		貸借対照表計上額	取得原価	貸借対照表計上額	評価差額		
						うち益	うち損
上場株式等	平成18年度末	372	234	372	138	141	2
非上場株式等	平成18年度末	7	-	-	-	-	-
その他	平成18年度末	7,635	2,967	3,121	154	162	8
合計	平成18年度末	8,015	3,201	3,494	292	304	11

(注) 1.貸借対照表計上額は、期末時における市場価格等に基づいて算定しています。
2.「その他」の区分には、労働金庫連合会出資金等を計上しています。

②エクスポージャーの売却および償却に伴う損益の額
(単位:百万円)

		売却額			株式等償却
			売却益	売却損	
上場株式等	平成18年度末	48	16	3	-

(注) 上記開示は、平成18年度以降適用される新自己資本比率規制に対応しているため、平成17年度の計数を算定しておりません。

(8) 金利リスクに関する事項 (単位:百万円)

運用勘定	金利リスク量 平成18年度	調達勘定	金利リスク量 平成18年度
貸出金	△7,299	定期性預金	4,210
有価証券	△3,624	流動性預金	896
預け金	△1,309	その他	—
その他	—	調達 計 (B)	5,106
運用 計 (A)	△12,232		

金融派生商品 (金利受取サイド) (C)	—	金融派生商品 (金利支払サイド) (D)	—

金利リスク量 計 (A)+(B)+(C)+(D)	△7,125

(注) 上記開示は、平成18年度以降適用される新自己資本比率規制に対応しているため、平成17年度の計数を算定しておりません。

リスク管理債権及び同債権に対する保全状況 (連結)

(単位:百万円)

項 目		平成17年度末	平成18年度末
破綻先債権		516	562
延滞債権		1,752	2,040
小計	(a)	2,268	2,602
うち担保・保証付債権額	(b)	2,178	2,539
うち個別貸倒引当金残高	(c)	90	62
回収が懸念される債権 (a)−(b)−(c) (総貸出金に占める割合)		- (- %)	- (- %)
個別貸倒引当金の引当率 (c)/((a)−(b))		100.00%	100.00%
3か月以上延滞債権	(d)	96	48
うち担保・保証付債権額		96	44
貸出条件緩和債権	(e)	41	39
うち担保・保証付債権額		41	13
合計	(a)+(d)+(e)	2,407	2,689

(注) 用語等の解説については、41ページをご覧ください。

連結セグメント情報

連結の対象となる㈱長野労金サービスは、長野労金からの事務受託業務、ろうきんビルの保守・管理業務等を行っていますが、それらの事業の種類ごとの区分に属する経常収益、経常利益又は経常損失の額及び資産の額の、経常収益等の総額に占める割合が僅少であるため、事業の種類別セグメント情報は記載していません。

開示項目

A及びBは、労働金庫法第94条第1項において準用する銀行法第21条の規定に基づく開示項目です。
Cは、金融機能の再生のための緊急措置に関する法律第7条による開示項目です。

A.単体

1. 金庫の概況及び組織に関する事項
（1）事業の組織
（2）理事及び監事の氏名及び役職名 ……15
（3）事務所の名称及び所在地
（4）当金庫を所属労働金庫とする労働金庫代理業者 ……26

2. 金庫の主要な事業の内容 ……16～21

3. 金庫の主要な事業に関する事項
（1）事業の概況 ……4～5
（2）主要な事業の状況を示す指標
イ．経常収益
ロ．経常利益
ハ．当期純利益
ニ．出資総額及び出資総口数
ホ．純資産額
ヘ．総資産額
ト．預金積金残高
チ．貸出金残高
リ．有価証券残高
ヌ．単体自己資本比率 ……31～32
ル．出資に対する配当金 ……42
ヲ．職員数 ……44
（3）事業の状況を示す指標
①主要な業務の状況を示す指標
イ．業務粗利益及び業務粗利益率
ロ．資金運用収支、役務取引等収支及びその他業務収支
ハ．資金運用勘定並びに資金調達勘定の平均残高、利息、利回り及び資金利鞘
ニ．受取利息及び支払利息の増減
ホ．総資産経常利益率
ヘ．総資産当期純利益率 ……31
②預金に関する指標
イ．預金の種類別内訳（平均残高）
ロ．定期預金の固定金利・変動金利別内訳（期末残高） ……38
③貸出金等に関する指標
イ．貸出金の科目別内訳（平均残高）
ロ．貸出金の固定金利・変動金利別内訳（期末残高）
ハ．貸出金・債務保証見返勘定の担保種類別内訳（期末残高）
ニ．貸出金の使途別内訳（期末残高・同構成比）
ホ．貸出金の業種別内訳（期末残高・同構成比） ……39
ヘ．預貸率（期末値・期中平均値） ……38
④有価証券に関する指標
イ．商品有価証券の種類別内訳（平均残高）
ロ．有価証券の種類別内訳（期末残高）
ハ．預証率（期末値・期中平均値） ……42
⑤信託業務の状況 ……21

4. 金庫の事業の運営に関する事項
（1）リスク管理の体制 ……10～11
（2）法令遵守の体制 ……8～9

5. 財産の状況に関する事項
（1）貸借対照表 ……28
（2）損益計算書
（3）剰余金処分計算書 ……29
（4）貸出金のうち次に掲げるものの額及びその合計額
①破綻先債権
②延滞債権
③3か月以上延滞債権
④貸出条件緩和債権
⑤合計額 ……41
（5）自己資本の充実の状況 ……32・33
（6）有価証券 ……43
（7）金銭の信託 ……43
（8）労金法施行規則第86条第1項第5号に掲げる取引（デリバティブ取引等） ……43
（9）貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額
（10）貸出金償却の額 ……35
（11）会計監査人の監査 ……29

B.連結

1. 金庫及びその子会社等の概況に関する事項
（1）金庫及びその子会社等の主要な事業の内容及び組織の構成
（2）金庫の子会社等に関する事項
イ．名称
ロ．主たる営業所又は事務所の所在地
ハ．資本金又は出資金
ニ．事業の内容
ホ．設立年月日
ヘ．金庫が保有する子会社等の議決権の総株主又は総出資者の議決権に占める割合
ト．金庫が一の子会社等以外の子会社等が保有する当該一の子会社等の議決権の総株主又は総出資者の議決権に占める割合 ……45

2. 金庫及びその子会社等の主要な事業に関する事項
（1）事業の概況
（2）主要な事業の状況を示す指標
イ．経常収益
ロ．経常利益
ハ．当期純利益
ニ．純資産額
ホ．総資産額
ヘ．連結自己資本比率 ……45

3. 金庫及びその子会社等の財産の状況に関する事項
（1）連結貸借対照表
（2）連結損益計算書 ……46
（3）連結剰余金計算書 ……49
（4）貸出金のうち次に掲げるものの額及びその合計額
①破綻先債権に該当する貸出金
②延滞債権に該当する貸出金
③3か月以上延滞債権に該当する貸出金
④貸出条件緩和債権に該当する貸出金
⑤合計額 ……52
（5）自己資本の充実の状況 ……49
（6）連結決算セグメント情報 ……52

C.金融機能の再生のための緊急措置に関する法律第7条により開示項目

1. 破産更生債権及びこれらに準ずる債権
2. 危険債権
3. 要管理債権
4. 正常債権 ……41

生活応援バンク
ろうきん

平成19年7月発行　編集:長野県労働金庫　総合企画部
〒380-8611 長野市県町523番地 TEL026（237）3700 http://www.nagano-rokin.co.jp/ iモードご利用の場合 http://www.nagano-rokin.co.jp/i/

R70
PRINTED WITH SOY INK
古紙含有率70%の再生紙を使用しています。
環境に配慮した植物性大豆油インキを使用しています。